

檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

2025（令和7）年度版

檀原市人権問題啓発推進本部

目 次

はじめに	1
------------	---

I 主な取組の概要

第1 人権教育・啓発

1 人権教育	3
2 人権啓発	4
3 人権相談・支援	5

第2 重要課題

◇ 部落差別問題（同和問題）	5
◇ 女性	7
◇ 子ども	8
◇ 高齢者	10
◇ 障がいのある人	10
◇ 外国人	12
◇ 感染症	13
◇ 性的マイノリティ（LGBTQなど）	14
◇ インターネット等による人権侵害	14
◇ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等	15
◇ さまざまな人権	15

II 各課の主な取組の概要

一覧表	16
1 企画政策課	18
2 企画政策課／人権政策課／人権・地域教育課	20
3 人事課	21
4 人権政策課	23
5 飛騨コミュニティセンター	38
6 大久保コミュニティセンター	40
7 市民窓口課	43
8 地域振興課	44
9 健康増進課	45
10 こども未来課	46
11 こども家庭課	47
12 福祉総務課	48
13 障がい福祉課	52
14 障がい福祉課／長寿介護課	53
15 長寿介護課	54
16 公園緑地景観課	55
17 スポーツ推進課	56
18 建設管理課	57
19 学校教育課	58

20	人権・地域教育課	61
21	生涯学習課	71
22	生涯学習課／図書館	72
23	こども発達支援課	73
24	選挙管理委員会事務局	74

Ⅲ 資料編

第1 重要課題の分野別資料

女性	75
子ども	76
高齢者	77
障がいのある人	78
外国人	79
H I V感染者等	80
インターネット等による人権侵害	80
北朝鮮当局によって拉致された被害者	81
さまざまな人権	81

第2 各課の主な取組の概要資料

人事課	82
人権政策課	83
大久保コミュニティセンター	85
人権・地域教育課	85
福祉総務課	87
長寿介護課	87
こども家庭課	88
学校教育課	90

第3 関連法令・方針等

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	91
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	91
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	92
部落差別の解消の推進に関する法律	92
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	93
特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律	94
奈良県部落差別の解消の推進に関する条例	101
橿原市人権擁護に関する条例	101
橿原市男女共同参画推進条例	101
橿原市部落差別の解消の推進に関する条例	103
橿原市人権審議会規則	103
橿原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱	104
橿原市人権問題啓発推進本部設置規程	105
橿原市人権教育の推進についての基本方針	106
在日外国人（主として韓国・朝鮮人）教育に関する指導指針	107

はじめに

2025年4月1日、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（通称：情報流通プラットフォーム対処法）が施行され、SNSなどの大規模プラットフォーム事業者に対し、被害からの迅速な対応や、削除基準の策定・公表、運用状況の透明化が義務づけられました。

同法の施行が、昨今ますます深刻化するインターネット上での人権問題に歯止めをかける大きな一歩であることは間違いありません。しかしながら、日本にとどまらず世界中の人とつながるインターネット上で日々発生する人権問題を解決するためには、利用している一人ひとりが当事者意識を持ち、画面の向こうの相手も「人間」であるという当然の事実をより深く理解しなければならないでしょう。

おりしも今年、2025年は第二次世界大戦の終戦から80年の記念すべき年です。

「最大の人権侵害」と呼ばれる戦争を二度と起こさないためにも、我々は他者への優しさを失わず、互いに思いやり、どこの国の人々とも友人となれるような社会を改めて作り上げていかなければなりません。

過去のあらゆる人権侵害の歴史を踏まえ、国連では、すべての人々の基本的人権の確立が世界平和の基礎であるとの考えに基づいて1948（昭和23）年12月10日に「世界人権宣言」を採択しました。

その後、社会権規約等の人権関係諸条約を採択し、「人権教育のための国連10年」をはじめとする国際年を設定するなど、人権確立に向けた国際的な取組が進められてきています。

我が国においても、1946（昭和21）年、基本的人権を明文化した「日本国憲法」制定以降、数々の基本法・個別法において基本的人権を擁護してきました。また1997（平成9）年には「人権教育のための国連10年」国内行動計画を策定し、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定するなど、さまざまな人権問題に関する法的整備が進められています。

近年では、2016（平成28）年に「女性活躍推進法」、そして人権三法といわれる「障害者差別解消法」・「ヘイトスピーチ規制法」・「部落差別解消推進法」が施行され、以降も2019（平成31）年の「アイヌ新法」、2022（令和4）年の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、2023（令和5）年の「性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、そして本文冒頭で紹介した2025（令和7年）4月の「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」といった、相互に人格と個性を尊重しあい共生する社会の実現と人権確立へ向けた法整備が進められています。

奈良県においては、1997（平成9）年に、「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」、翌1998（平成10）年に「人権教育のための国連10年」奈良県行動計画、2004（平成16）年に「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」や「奈良県犯罪被害者等支援条例」が施行されるなど、豊かな人権文化の創造をめざして取組が進められています。そして、2019（平成31）年には「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が全国に先駆けて成立しました。

橿原市では、1996（平成8）年に「橿原市人権擁護に関する条例」、2000（平成12）年に「人権教育のための国連10年」橿原市行動計画、2007（平成19）年に「橿原市人権施策に関する基本計画」を策定するなど取組を進めてきました。2016（平成28）年に実施した「橿原市人権問題に関する市民調査」の結果をもとに、2019（平成31）年には、「橿原市人権施策に関する基本計画（改訂版）」を策定して、様々な人権施策に取り組んでいるところです。また、2018（平成30）年に「橿原市手話言語条例」、「橿原市犯罪被害者等支援条例」、2021（令和3）年には「橿原市部落差別の解消の推進に関する条例」を制定し、個別の人権課題についても取組を進めています。

しかし、今日においても、部落差別（同和）問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的マイノリティ等にかかわる人権問題が多発しています。また、経済格差の拡大による貧困問題やヘイトスピーチ、インターネット等を悪用した人権侵害が顕在化してきています。

すべての人の人権が真に尊重される自由で平等な社会を実現し、すべての人に寛容で包摂する「共生社会」を確立するためには、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが不可欠であり、人権教育、人権啓発の取組は、ますます重要性を増しています。

今後も、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等に則り、橿原市人権施策に関する基本計画の具現化を通じて人権施策を推進します。

I 主な取組の概要

第1 人権教育・啓発

1 人権教育

(1) 学校教育

本市では、「檀原市人権教育の推進についての基本方針」及び「檀原市学校教育の指導方針」等に基づいて、すべての教育活動の基盤に人権教育の理念をしっかりと根付かせ、教育活動全体を通して人権教育を推進してきました。

学校教育においては、一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」ができるようになることをめざしています。そして様々な場面や状況下において、人権が尊重される社会づくりに向けた具体的な態度や行動につながるようにすることを人権教育の目標としています。また、『こども基本法』の基本理念である子どもが自らに影響を及ぼす事項に対して自由に意見を述べる権利の確保については、これまでも本市が大切にしてきましたが、今後より一層の充実をめざして一人ひとりを大切にする教育を推進します。

市教育委員会では、「一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすこと」「一人ひとりのちがいを豊かさとしてとらえること」「一人ひとりのつながりを大切にする」を基本視点を、校区の実態や特色を踏まえて、人権教育推進計画の作成をはじめ、組織的・系統的な取組を行うよう引き続き指導します。

また、市立のこども園・幼稚園・小学校・中学校から毎年5校園を「人権教育推進校園」として指定し人権教育の指導法の工夫等に取り組むと共に、人権教育研修会等を通して教職員の資質向上に努めます。さらに、さまざまな教育課題を有する児童生徒を支援するための「児童生徒支援教員」を配置し、課題克服をめざして取り組んでいます。

(2) 社会教育

生涯にわたって学習の場が保障され、自分らしく豊かに自己実現を図っていくことができる社会の実現は、人権文化のめざすところです。高度情報化などの急激な変化の中、さまざまな情報から何が真実かを読みとり、それを活用する能力をつけることは、学習の場を保障するうえでの大切な要素となります。社会教育においては、生涯のあらゆる機会を通じて人権教育の学習・研修の場づくりに努めてきました。

檀原市人権教育推進協議会による地区別懇談会は15校(地)区すべてで開催され、500人以上の市民の参加がありました。研修内容についても「まちづくり」など今関心の高いテーマを中心に設定するなど一定の成果が得られています。また、市教育委員会も社会教育関係団体を対象にしたリーダー研修会等を実施してきました。

一方でアンケート結果からは参加者は60代以上が多く、参加者の固定化が懸念される状況があります。課題に対応するため「クイズ形式でわかりやすく楽しく聞きました」などの意見を参考に、対話や交流・体験活動・フィールドワーク等も取り入

れ、活性化を図っております。また、チラシの配布などで開催の広報に努め、新規参加者の増加をめざして活動を積み重ねます。

市教育委員会では、SNSやインターネット上の書き込みなどの新たな人権問題も課題として据え、人権教育の学習内容の工夫・改善を図るとともに、関係団体と連携して取組を進めます。また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入することで、地域住民の積極的な学校支援活動を通じて学校におけるさまざまな課題解決を図るために設けられた「学校・地域パートナーシップ事業」が、更に活性化することをめざします。令和6年度は4校のモデル校事業からスタートをしました。令和7年度にはすべての市立小中学校に学校運営協議会を設置することをめざして事業を進めます。

2 人権啓発

2019（平成31）年に改訂しました「人権施策に関する基本計画」に基づき、部落差別問題など従来から存在する人権課題に加え、インターネット上での差別事象など近年顕著になってきた人権課題にも対応できるよう努めます。市民一人ひとりが、人権問題を「他人ごと」ではなく「自分ごと」として捉え直し、主体的に正しい知識を習得するとともに、公正に判断して課題を解決できる技能と態度を身につけることができるよう、多様な学習機会の提供や効果的な手法による啓発活動に努めています。

また、その推進にあたってはより高い効果が得られるよう、県、市町村、市民及び各種団体等と緊密な連携を図っています。

7月の「差別をなくす強調月間」では、「人権を考えるつどい」を開催し、社会情勢に合ったテーマの講演や小・中学生による人権作文の発表などを行っています。他、月間中は市民に対する街頭啓発の実施、人権パネル展の開催、市職員の啓発ワッペン着用等により啓発に努めています。街頭啓発、及びパネル展は12月の「人権週間」でも開催を予定しています。

また、市民を対象とした「かしはらふれあい塾（人権市民講座）」では、多くの市民にさまざまな人権問題に関心を持っていただくように、毎回テーマや手法を変えて実施しています。

様々な啓発機会については、広報かしはらやホームページの人権コーナーに掲載し、市民に対して講演会や学習会への参加を呼びかけ、人権意識の高揚に取り組むとともに、人権啓発冊子や啓発物品を設置して市民に手に取ってもらうことにより、啓発効果を高められるように努めています。また、ミグランス等のデジタルサイネージやかしはらナビプラザのLEDビジョン等を活用し人権啓発を行っています。

また、市役所庁内では毎月「人権コラム」と題し、様々な人権に関するトピックを紹介し、啓発を進めています。この「人権コラム」は市HPにも掲載しています。

様々な人権活動に取り組む団体・個人から構成されている「榎原人権ネットワーク」と今後も緊密に連携し、同団体が主催する「榎原の人権は今」や「ひゅうまんフェスタ」などの取組を通じて、市民一人ひとりの参加による「差別のない榎原市の実現」に努めるなど、関係団体とも有機的な連携を保ちながら、総合的・効果的な人権啓発を進めます。

3 人権相談・支援

2024（令和6）年度分として県に提出した人権相談実施状況報告書では6部署における相談件数が、年間1375件（うち面接による相談件数は790件）で、その相談内容も複雑化・多様化しています。こうした人権相談に迅速かつ効果的に対応するためには、行政機関だけではなく、柔軟で機動的な活動を行っているNPO等民間団体との連携強化が必要です。

県においては、国、市町村、NPO等のさまざまな人権相談機関が密接に連携・協力し、当事者の立場で細やかな相談支援が行えるよう、2005（平成17）年に「なら人権相談ネットワーク」を設立し、117機関（2025（令和7）年7月現在）で活動しています。本市においても、「なら人権相談ネットワーク」に加入し、各相談機関との密接な連携や情報交換を図るとともに、相談員の資質向上のため、研修にも参加しています。

本市の相談業務については、かしはらナビプラザ4階に各種相談窓口を設け、より一層相談体制の充実を図っています。

人権相談については、人権擁護委員による人権相談を、毎月第1・第3金曜日・第3土曜日午後1時から午後4時まで開設しています。人権相談は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、併せて自由人権思想の普及高揚を図ることを目的としていることから、今後も、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができるよう相談・支援の取組を充実させます。

また、犯罪・事故などの被害に遭われた方や、その家族の方々が抱える悩みや心のケアを支援するため、公益社団法人なら犯罪被害者支援センター相談員による「犯罪被害者支援相談（中南和相談コーナー）」を、毎週火曜日午前10時から午後4時まで開設しています。

橿原市犯罪被害者等支援条例に基づき、関係機関と連携して、見舞金の支給や相談・情報提供など犯罪被害者等の支援を行っています。

第2 重要課題

◇ 部落差別問題（同和問題）

2002（平成14）年度をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地对財特法）が失効しました。しかしながら、33年間にわたり同和対策事業を推進し、またそれ以降も、部落差別問題（同和問題）の解決に向けた多くの個人・団体等の努力の積み重ねがあったにもかかわらず、現状では問題解決には至っていません。

生活環境においては一定の成果がみられましたが、意識面においては、いまだに歴史的経緯によって形成された同和地区や地区出身者に対する偏見や差別意識が解消されていない現実があります。

『同和問題の早急な解決は、国の責務であり、国民的課題である』という基本認識は、部落差別が現存する限り、変わる事のない行政運営の基本でなければならない」とする認識のもと、引き続き部落差別問題の早急な解決に向けた取組が求められていま

す。本市でも、1956（昭和31）年に同和問題の解決に向けた取組について審議する榎原市同和対策委員会を設置して以来、同和問題は長年にわたり市の重点施策として積極的な取組を推進してきました。

2016（平成28）年12月、部落差別の解消を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」（「部落差別解消推進法」）が成立・施行されました。この法律では現在もなお部落差別が存在するとの認識を示し、部落差別のない社会を実現するため、相談体制の充実、教育及び啓発等について国及び地方公共団体の責務が明記され、部落差別の解消に向けた取組がより一層求められています。この法律の趣旨を踏まえ、奈良県では2019（平成31）年に全国に先駆けて「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が成立し、榎原市でも、2021（令和3）年に県内12市で最も早く「榎原市部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。

部落差別解消推進法にもあるように、情報化の進展に伴い部落差別はインターネット上で増加・悪化しており、「全国部落調査・復刻版」の発行・販売、インターネット上での被差別部落の地名・関係者の公開や差別書き込み事象など、差別意識の根深さをうかがわせる事案が報告されています。

こうした状況を踏まえ、法務省では2018（平成30）年12月27日付の通知により、インターネット上の部落差別に係る削除要請等の措置の対象を「個人」のみとしていたものを、「同和地区」に関する識別情報の摘示についても対象とすることになりました。これを受けて、本市においても、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会「啓発連協」と連携し「インターネットステーション」等での調査を踏まえ、悪質なものについては削除要請等の対応を進めています。

2016（平成28）年に本市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、「同和問題との初めての出会い」は、半数近くが「学校の授業」であり、学校教育の重要性を学校現場はもとより教育行政においても認識しなければなりません。

その他、「不動産の購入等」に関して同和地区との接触に難色を示す回答がほぼ50%に上り、忌避意識の強さが浮き彫りになるとともに、「友人の差別的な発言に遭遇した時の対応」で、「相手に間違いを伝える」などが「同調・話題を変える・黙認」といった対応とほぼ同じ40%強しかなく、現実の対応の困難さがうかがえます。

このことから、学校教育に加え、社会人になってからも、あらゆる生活の場面で人権を大切にす意識や態度、スキルなどを具体的に学ぶことが必要です。例えば、小学校区等を単位とする活動を通じて、地域の人々との交流を深めていくことが肝要です。

2019（平成31）年に、本市が行ってきた施策の成果と課題を検証し、「榎原市人権施策に関する基本計画」を改訂しました。今後は、関係機関・団体と連携しながら、人権教育及び啓発活動の推進や相談体制の整備など基本計画の具現化をめざします。

また、人権行政の担い手である本市職員に対しての啓発として、部落差別をはじめとする人権問題に関する正しい知識や人権感覚を高めていくため、奈良県人権・部落解放集会など各種の研修機会を積極的に提供し、人権を基盤とした日々の業務の遂行や人権侵害にかかわる事象に遭遇した時の適切な対応についても周知しています。

◇ 女性

少子高齢化や経済のグローバル化、ライフスタイルの多様化など、近年の社会経済情勢の大きな変化に対応していくために、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、また性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していくことを、わが国では21世紀の最重要課題と位置づけています。

本市においては、「榎原市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、2018（平成30）年に、「榎原市男女共同参画行動計画（第3次）自分らしく輝く かしはらプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を継続して推進してきました。また本計画には、女性活躍推進法に基づく「榎原市女性活躍推進計画」を包含し、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の活躍を総合的に推進しています。

そして榎原市観光交流センター（かしはらナビプラザ）4階の「男女共同参画広場（愛称：ゆめおーく）」を、男女共同参画推進の拠点施設として位置づけ、さらなる啓発活動、学習、交流、相談、情報収集・提供等を行い、男女共同参画施策を進めます。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、DVのある家庭で育った子どもたちの心身や将来に影響を与えることから男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。2018（平成30）年に策定した「榎原市配偶者からの暴力及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画（第2次）」に基づき、暴力を許さないという社会的認識を徹底させるために、DVの理解や相談窓口を周知するリーフレットの配布やパネル展実施による普及啓発を行い、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行い、DVのない、安心して暮らせるまちの実現をめざします。

相談事業としては、「男女共同参画広場」においてDVのほか、夫婦、家族、人間関係など女性が抱えるさまざまな問題や悩みについて、解決の糸口を見つけることが出来るよう支援するため「女性による女性のための面接相談」や「女性相談員による電話相談」を実施し、各関係機関とも連携し相談体制の充実を図ります。

そして、雇用に関しては、ワークライフバランスの実現や「女性活躍推進法」の理念を踏まえ、仕事と家庭の両立支援、賃金・採用・昇格等における男女の格差解消、機会均等に向けた効果的な取組を推進するため、関係機関・団体と連携しながら啓発を行います。

2023（令和5）年度に策定した「榎原市男女共同参画行動計画（第3次）改訂版」及び「榎原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画（第2次）改訂版」の両計画に基づき、今後も男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めます。

また2025（令和7）年10月3日～5日には、男女共同参画社会の実現に向けた課題の解決策を探るために、奈良県では初となる「日本女性会議」を開催しました。全国から約2000人の参加者が訪れ、様々な分野、観点から課題解決に向けた議論を進めました。

今後は同女性会議で出た提言等をふまえ、とりわけジェンダーギャップの背景にある構造的課題を可視化し、その解消に向けて、組織や個人が一人ひとり「自分らしい在り方」を追求するとともに、持続可能な社会を実現するためには女性が能力を最大限に発

揮でき、あらゆる分野で参画・活躍できる環境を整えることが不可欠です。

こうした環境を整備することにより、男性も従来の性別役割分担に縛られず、育児や介護、地域活動に積極的に参画し、柔軟な働き方や多様な生き方を選択できる社会を推進します。

また、本大会で繋がった市民・団体・企業・行政が連携し、それぞれの役割を担いながら協働し、社会課題の解決に取り組み、より良い未来を共創していきます。

◇ 子ども

輝く未来と無限の可能性をもつ子どもたちは、国籍に関わらずかけがえのない地域の宝です。次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ社会をつくることは、我々大人に課せられた責務です。しかし子どもを取り巻く環境は、家族や社会の状況、就労形態の多様化などを背景に、年々大きく変化してきています。

また痛ましい児童虐待に関する事件の報道が増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど、重大な事件が後を絶たない状況にあります。全国的には児童虐待事件やそれに関わる児童相談件数も年々増加しており、本市における2024（令和6）年度中の児童相談件数は324件、そのうち児童虐待件数は189件でした。

子どもへの虐待は子どもの成長や人格形成に深刻な影響を及ぼしますが、その背景には発達障がいがある場合もあります。周囲の理解不足等から、保護者が自身の育児を責めて追い詰められた結果、虐待に至るケースも少なくありません。これを防ぐためには、保護者が子どもの特性を正しく理解し、適切に対応できるよう、子育ての心理的な負担を軽減するサポートが不可欠です。親が子どものできること、できないことを丸ごと受け入れ、支えることが、虐待の未然防止へとつながります。

令和6年4月から、母子保健、児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としたこども家庭センターを設置しました。

今後は、こども家庭センターを中心に、子ども総合支援センター等関係機関との連携を図りながら、児童虐待の未然防止や、早期発見、早期対応を推進するとともに、虐待発生後の子どもの家庭を支えるための支援を進めます。

○児童虐待防止対策の充実

2004（平成16）年児童福祉法の改正により市町村が児童家庭相談の一義的な窓口となり、虐待の通告先と位置づけられました。児童虐待対応は関係機関との連携が欠かせず、そのネットワークの構築のため各市町村には要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関（※注）との緊密な連携のもとで対応を進めています。

今後も、相談体制のより一層の充実を図り、児童虐待の未然防止、発達に障がいをもつ子どもや児童虐待の早期発見、早期対応を推進するとともに、虐待発生後の子どもと家庭を支えるための支援を進めます。

（※注）関係機関には次の機関が含まれます。

民生児童委員協議会、自治会、弁護士会、法務局、警察、こども家庭相談センター、医療機関、薬剤師会、教育委員会、幼稚園、保育所、福祉（児童、障がい、生活保護）

等

○教育相談体制の充実

子どもの社会生活への対応、校内暴力やいじめ、不登校などの問題解決、子育てに対する支援を図るため、スクールカウンセラーの配置や、心理相談員をはじめとする各種相談事業など教育相談体制の充実を図るとともに、必要に応じて訪問支援にも努めます。また、教育相談や教育支援センターにかかわり、指導・助言並びに専門機関との連携を図るなど、相談体制の一層の充実に努めます。

○いじめ・不登校・問題行動等への取組

いじめ・不登校・問題行動等の問題は、幼児・児童生徒一人ひとりの人権にかかわる深刻かつ重大な問題であるとの認識に立って議論し、さまざまな問題について広く意見を求め、その予防や解決に向けた取組の充実に努めます。

また、子どもの教育相談や子ども・保護者向け教育相談など教育相談体制の充実に努めるとともに、「虹の広場」指導員やいじめ不登校対策指導員の配置、いじめや不登校・問題行動等に関する教職員の研修等を実施し、充実した取組が展開できるよう努めます。

さらに、学校教育の枠を越え、家庭や地域社会、関係機関・団体との連携を積極的に進め、社会全体が一体となって取り組むよう努めます。

○教育の推進

学校においては、共生社会の実現をめざして、子ども総合支援センター等との連携を深め、障がいを理解し合い、共に生き共に育つ教育・保育を家庭や地域社会と共同で推進していくことが必要です。また、障がいのある子どもの教育的ニーズを把握し、個々に応じたきめ細かな教育を推進することが大切です。

また、保護者に対しては、ペアレントトレーニング等を通じて、子どもの発達や行動に対して、その背景を理解し適切な接し方を学ぶことで悩みの解消につなげ、子どもにとって、よりよい親子関係づくりをめざして支援します。また就学等についての相談体制を充実させます。

○社会的包摂への対応

「子どもの孤独」が大きな問題になっており、核家族化や地域のつながりが希薄化している中で、「人とのつながりが少なく、社会的に孤立している」、「家に帰っても誰もいない」、「放課後の居場所がない」、「一人で食事をする孤食」といった状況に置かれる子どもが増えていると言われています。

また、「子どもの貧困」も深刻な課題となっています。国民生活基礎調査によると、2021（令和3年）の17歳以下の子どもがいる世帯の相対的貧困率は11.5%で、約9人に1人の子どもが貧困状態にあると報告され、若年層の所得の低さや保護者の経済的困窮などにより、学習機会を失い「社会的な貧困」へと陥る子どもが増加している現状があります。

さらに、大人が担うべき家事や介護、家族のケアを日常的に担う「ヤングケアラー」

についても、社会的に大きな問題となっています。

こうした状況を踏まえ、市内では、子どもが安心して過ごせる場所を提供し、孤立を防ぐ取組として、民間による「こども食堂」が続々と設立されています。本市としても、この動きを後押しするため、物価高騰下において安定した運営が可能となるよう支援金制度を設けるほか、各食堂の活動状況取材して市ホームページで周知する取組や、食堂間の連携を深める交流会の開催などを進めています。

また、学習機会を喪失するなど、子どもが成長の機会を逃すことがないように、ヤングケアラー問題への対応も継続し、今年度は、これまでの市内公立中学生の生徒に加えて市内公立小学校5・6年生の児童におけるヤングケアラーの現状把握にも努めております。さらに、認知度向上のための周知活動を行うほか、ヤングケアラーと日常的に関わる関係機関を対象とした研修などを実施し、引き続き子どもの健やかな成長を支える取組を推進します。

◇ 高齢者

ますます進む高齢化と家族構成の変化も相まって、独居や高齢者世帯が増加しています。このような状況の中で、支援を要する高齢者や認知症高齢者も増加していることから、2015（平成27）年度から、その基盤となる体制整備として、地域包括支援センターの地域の相談窓口である「街の介護相談室」を配置しました。これらが機能することによって、支援を要する高齢者や認知症高齢者が地域で孤立することなく生活できることとなり、高齢者虐待の早期発見や早期対応が可能となります。

また、権利擁護業務の一環として高齢者虐待の対応を委託している檀原市地域包括支援センター北エリア・南エリアや、市内7カ所に配置しているかしはら街の介護相談室や警察をはじめとする関係機関と連携しながら、高齢者虐待防止を推進します。

◇ 障がいのある人

「障害者権利条約」では、第1条の目的において、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。」と書かれています。

また、国においては、2012（平成24）年6月に可決された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」となり、2013（平成25）年4月1日（一部は平成26年4月1日）から施行されました。

2013（平成25）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、2016（平成28）年に施行されました。この法律では、「障害者基本法」に規定された「障害を理由とする差別の禁止」について、具体的に「不当な差別的取扱い」を禁止し「合理的配慮の提供」を行うことを求めています。また、2024（令和6）年4月1日の改正により、国や自治体に加えて民間の事業者による障がいのある人への合理的配慮が義務化されました。

奈良県では、2015（平成27）年10月1日（一部は平成28年4月1日）に障害者差別解消法の具体化を図るために「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい

社会づくり条例」及び、2023(令和5)年4月1日に「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」が施行され、全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現を目的としています。

本市では、障害者基本法の規定により、2024(令和6)年度から2029(令和11)年度までの6年間の長期計画として、「橿原市障がい者福祉基本計画」を策定し、次の項目を中心に施策を進めています。

(基本計画における基本理念)

「みんなでつくる 障がいのある人もない人も いきいきと共に暮らせるまち、かしはら」

(基本計画における大切にしたい視点)

- ・視点1 誰もが認めあえるまちづくり
- ・視点2 自分らしく活躍できるまちづくり
- ・視点3 安心して快適に暮らせるまちづくり

(基本計画における重点施策)

- ・重点施策1 合理的配慮の浸透とアクセシビリティの確保

誰もが認めあえるまちの実現に向けて、一人でも多くの市民が合理的配慮について理解を深めるとともに、自分らしく暮らすための情報取得・意思表示のための支援の充実に取り組みます。

- ・重点施策2 希望する暮らしを実現するためのサポート体制の強化

自分らしく活躍できるまちの実現に向けて、雇用・就労支援の一層の強化をはじめ、サービスを利用しやすい環境の充実、地域や社会で自身の持つ能力を発揮できる機会の充実に取り組みます。

- ・重点施策3 安全・安心な暮らしのための取組の推進

利用しやすい相談支援体制の強化に努めるとともに、災害等の非常事態に迅速に対応できる体制の強化やバリアフリーに配慮した公共空間の整備など、安心して快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。

2022(令和4)年には、2014(平成26)年にわが国で批准された「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」に基づいた施策の推進について、国連の権利委員会による日本の審査が初めて行われました。その総括所見において、医療機関や施設に入院・入所している障がい者が地域で自立した生活を送る権利の保障や、インクルーシブ教育システムの推進などについて改善を勧告されたことから、障がい者が自分らしく暮らすことのできる権利を保障するための取組を一層強化していくことが求められています。

そのため、本市の障がい福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らす全ての住民で考え、市民・障がい者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら協力して取り組んでいくことが大切となります。障がいの有無に関わらず、互いに助け合いながら、誰

もが役割をもって生き生きと暮らすことができる地域共生社会の実現をめざし、取組を進めています。

◇ 外国人

本市においては、2025（令和7）年4月1日時点で、38カ国、1,613人の外国籍の市民に加え、国際結婚等により外国にルーツを持つ市民も多く生活しています。ただ、現在でも、外国とりわけ韓国・朝鮮にルーツを持つ人々に対する差別は残っており、インターネットやSNSなど様々なところで確認されています。

朝鮮籍・韓国籍の方々は、戦前からの歴史的及び社会的経緯により、本名（民族名）や言語を使用することを躊躇する状況になるなど、さまざまな差別を受けてこられました。日本人は、そうした過去の歴史を直視し、自らの問題として見つめなおす必要があります。このプロセスを経て、私たちは、多様な社会の構築に必要な、お互いの歴史や文化を尊重する姿勢を真に育むことができるのです。

市と教育委員会では、外国人への差別の解消に向け、1998（平成10）年に策定した「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）教育に関する指導指針」の下で、外国人市民が自己の言語・文化及び歴史を正しく学び、民族的自覚と主体性を確立し、自己実現が図れるように努めます。そして外国人と日本人、異なる背景を持つものが同じ社会で暮らしていくための制度について学び合うことで、多様化、国際化が進む社会に対応できる人材を増やすための取組を進めます。

2025（令和7）年4月1日時点で市内にいる外国籍の児童の数は49名であり、市内の児童全体のうち1%にも満たないのが現状です。しかし、こういった取組は彼らのためだけにあるものではなく、児童全体が国際的な視野を獲得するためのものと言えます。異なる文化の共生には未だ課題が多く存在していますが、これからの未来を担う子どもたちの視野を広げることが、社会全体の利益につながることをきちんと認識し、これからもよりよい取組に繋げていくための協議を続けていきます。

また、在日外国人の行政手続きや生活相談などの支援のため、デジタルデバイス等を使用した通訳手段をとることで、日本語を話すことができない外国籍の保護者等との面談・相談等における通訳にも利用することができます。

外国にルーツを持つ人々の増加に伴い、人権の視点からも多くの課題が生じる可能性があり、国の施策をはじめ共生社会に向けた今後の動向を注視していくことが大切です。

一方北朝鮮当局による人権侵害問題等と絡めてこの問題と無関係な在日コリアンなどに対する差別や暴言が行われる等、特定の民族や国籍の人々へのヘイトスピーチをはじめとする差別的言動等も後を絶ちません。このため、人種等を理由とした差別の根絶に向けては人種差別撤廃条約等に基づく国際的な取組が続けられており、国においても2016（平成28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ規制法）が施行され、様々な形で啓発や人権教育などを進めて、人々の心から偏見や誤った先入観をなくしていく必要があります。

これからも、多様な文化・個性を有した外国にルーツを持つ市民が安心して日常生活を送ることができる、より豊かな多文化共生社会となることをめざします。

◇ 感染症

○H I V感染者・ハンセン病患者等

H I V感染者・エイズ患者は1981年に初めて症例が発見されて以来、世界中に広がり、日本でも増加しています。当初は治療法がなく、報道では、この病気の恐ろしさのみが強調されて伝えられ、人々の間に生じた誤解や偏見から、H I V感染を理由に職場への採用がとり消されたり、医療機関で差別的な対応や診療拒否をされたりするといった人権侵害が起きました。

ハンセン病とは、皮膚と末梢神経に病変を起こす感染症ですが、ハンセン病の原因菌であるらい菌は、感染力が非常に弱く、たとえ感染しても発病することはまれであることが明らかになり、1940年代以降は治療法が確立され、早期に発見し、適切な治療を行えば、治すことができる病気となりました。一方で患者・回復者への偏見や差別には長い歴史があり、現在も続いています。

2019（令和元）年7月に、ハンセン病患者の隔離政策による家族への差別について国の責任を問う裁判で、国の責任を認める判決が確定しました。これは、当事者・家族はもちろん多くの人々の尽力により、国民の人権に対する意識が大きく変わってきたことの証左であるともいえます。

このことから、H I V感染者やハンセン病患者及びその家族に対する差別や偏見をなくし、人間としての尊厳と自由を認め合い、共に生きる社会をつくるためには、市民の病気に対する正しい知識や理解が必要です。厚生労働省や県が実施する「世界エイズデー」キャンペーンに協力するなど、エイズのまん延防止とH I V感染者やハンセン病患者・元患者・その家族に対する差別・偏見の解消を目的に、正しい知識（検査・相談体制に係る情報提供を含む。）の普及・啓発を進めます。

○コロナウイルスと人権

2019（令和元）年から発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大、所謂「コロナ禍」において、感染者やその家族、その治療を行う医療・介護従事者、更には物流を支える運送業者等のエッセンシャルワーカーをはじめとした方に対する差別が社会問題となりました。

未曾有の猛威を振るう感染症と、それに伴う移動、物流の制限や経済不安は、人々に過度な不安と恐れを抱かせ、結果、感染者への誹謗中傷等の過剰な行動に至ったのです。

この新型コロナウイルスに限らず、有史以前から人類は様々な感染症という脅威に向き合い続けてきました。そして、感染症の蔓延は感染者やその関係者に対する社会からの排斥につながります。

ですが感染した方も、そうでない方も、互いに尊重し合うべき人間であることに変わりはありません。

国連のSDGs（持続可能な開発目標）では2030年までに達成すべき17の目標を提示しており、「誰も置き去りにしない」社会をつくることをゴールに掲げています。

我々は、このコロナ禍で起きたことを決して忘れず、誰もが互いに助け合い、様々な感染症に丸となって向き合っていけるよう、正しい知識や、人との向き合い方について、啓発を進めます。

◇ 性的マイノリティ（※LGBTQなど）

近年、性自認や性的志向の面で多様なあり方が社会的に認知されつつありますが、今なお、性的マイノリティの人々は、自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の無理解や偏見あるいは日常生活のさまざまな場面で奇異な目で見られることも多く、精神面を含め負担を強く受けています。

2023（令和5）年6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、いわゆる「LGBT理解増進法」が成立し、人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざすという基本理念が示されました。また2024（令和6）年4月に奈良県では、法律上の婚姻関係にはないが、互いをパートナーと宣誓した二人の関係を県として証明する、「奈良県パートナーシップ制度」を開始しました。

橿原市では、2003（平成15）年に「性同一性障害を抱える人たちが普通に暮らせる社会環境の整備を求める意見書」を全国の議会で初めて全会一致で採択し、以降、公文書及び公的文書の性別記載の再考と削除について取り組んできました。また、2025（令和7）年4月には「橿原市パートナーシップ宣誓制度」を施行し、性自認や性的指向等を含む様々な理由から婚姻関係にないパートナー同士が、人生を共にするパートナーであることを宣誓し、それを橿原市で認定しています。

今後も、性的マイノリティの人々に対する差別と偏見をなくし、自己肯定感が損なわれることのないよう、所謂「多様性を認め合う社会」の実現をめざして、正しい知識の普及・啓発を進めるとともに、当事者の人々が安心して自立した生活を送ることができるよう相談や啓発など必要な支援を進めます。

※LGBTQ L（レズビアン、女性同性愛者）、G（ゲイ、男性同性愛者）、B（バイセクシャル、両性愛者）、T（トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる人）、Q（クエスチョニング、わからない）の頭文字をとった言葉で、性的マイノリティを表す総称のひとつとして使われることがあります。

◇ インターネット等による人権侵害

インターネットやSNSの発展により、発信者の匿名性があることや不特定多数の人々に向かって自由に発信することができるといった面を悪用し、他人を誹謗中傷したり、差別を助長したりする情報を掲載することによって、人権を著しく侵害する事象があとを絶つことなく起こっています。

インターネット等は、すでに現代社会において不可欠なものとなっており、今後はテクノロジーの進化に併せて、ネットリテラシー教育の充実や「ネット依存」が「きずな依存」といわれる観点から集団づくりの実践や自尊感情の醸成も大切な課題になっています。

一方で、2016（平成28）年に本市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」では、「パソコンやスマートフォンのインターネット上の人権侵害」に対する問いについて、「書いてある内容が事実である・なしに関わらず、許せない人権侵害だと思う」と約8割の人が回答しており、市民の人権意識の高さがうかがえます。

こうした状況を維持していくには不断の努力が必要ですが、奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会（啓発連協）では、2002（平成14）年に「イン

ターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」を立ち上げ、その活動拠点となる「インターネットステーション」を設置し、組織的対応の中で掲示板への差別書き込みの実態と動向の把握、あるいは差別記事のプロバイダ等への削除要請や関係機関等への働きかけを展開するなど、現在も活発な活動を行っており、本市もチームメンバーとして参加しています。

併せて啓発連協では、そうした活動に加え、新たに台頭してきたインターネット上のさまざまな人権問題を考える「シンポジウム」を開催しており、今後も啓発連協と連携してインターネット等による人権侵害に対する取組を進めます。

◇ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による人権侵害問題は、国においては、2005（平成17）年の国連総会決議を踏まえ、2006（平成18）年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。この法律では、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

また、2011（平成23）年4月の閣議決定により、「人権教育・啓発に関する基本計画」の人権課題に追加されました。本市としましても、国をはじめ関係機関と連携しつつ、この問題に対する市民の関心と認識を深めるため、7月の「差別をなくす強調月間」や、12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に、北朝鮮当局による拉致被害者の写真展を開催するなどの取組を進め、啓発に努めます。

◇ さまざまな人権

中国残留邦人、ホームレス、刑を終えて出所した人々、犯罪被害者、アイヌの人々、プライバシー、環境問題、東日本大震災に起因する風評被害等による人権問題、貧困問題等、現在の日本社会には多様な人権問題が存在しています。

今日の人権をめぐる動向を見据えながら、本市としての実態把握や課題整理を行い、その結果、基本的人権にかかわる重大な問題として明らかになった人権課題については、その解消に向けて必要な時に必要な場所で「適切で途切れない支援」を進めます。

そして、さまざまな人権問題に対して理解を深めてもらうために、シンポジウム、講演会、研修会、各種イベントの開催など、あらゆる機会を通して市民の皆様一人ひとりの人権意識の高揚に努め、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めるとともに、国、県、他市町村、NPOなど関係機関との連携を一層充実・強化を図る取組を進めます。また、職員人権問題研修等を通じて、市職員に対する人権啓発及び人権に配慮した窓口対応などの取り組みを進めます。

Ⅱ. 各課の主な取組の概要

カッコ内は昨年度の評価

課名	事業名	ページ	分野	事業実績の成果	今後の方向性
企画政策課	平和祈念事業	18	10. さまざまな人権	B	B
	外国人講師国際交流授業・通訳実施	19	6. 外国人 11. 人権全般	C(A)	B
企画政策課 人権政策課 人権・地域教育課	国際交流・多文化共生事業	20	6. 外国人 11. 人権全般	D	B(D)
人事課	福原市職員人権問題研修	21	11. 人権全般	B	B
	女性職員向け研修	22	2. 女性	B	B
人権政策課	差別をなくす強調月間(7月)	23	11. 人権全般	B	B
	人権週間啓発(12月)	24	11. 人権全般	B	B
	「人権を確かめあう日」記念集会	25	11. 人権全般	B	B
	人権を考えるつどい	26	11. 人権全般	B	B
	かしはらふれあい塾(人権市民講座)	27	11. 人権全般	C	B
	各種集会・研究会等の参加	28	11. 人権全般	B	B
	人権相談(面接・電話)	29	11. 人権全般	B	B
	「人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」の作成	30	11. 人権全般	B	B
	人権啓発(常時)	31	11. 人権全般	B	B
	LGBTQに関する啓発	32	8. 性的マイノリティ (LGBTQなど)	B	B
	男女共同参画週間事業	33	2. 女性	C	B
	男女共同参画職員研修	34	2. 女性	B	B
	男女共同参画行動計画実施事業	35	2. 女性	B	B
	DV防止啓発事業	36	2. 女性	B	B
男女共同参画広場相談事業	37	2. 女性	B	B	
飛騨コミュニティセンター	差別をなくす強調月間	38	11. 人権全般	B	B
	活動展	39	11. 人権全般	B(D)	B
大久保コミュニティセンター	差別をなくす強調月間	40	11. 人権全般	B	B
	おおくぼふれあい祭	41	11. 人権全般	B	B
	おおくぼまちづくり館事業	42	1. 部落差別問題 (同和問題)	B	B(A)
市民窓口課	本人通知制度	43	11. 人権全般	A	A
地域振興課	福原市企業内人権教育推進協議会	44	11. 人権全般	B	B
健康増進課	HIVおよびハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発活動	45	7. HIV感染者・ハンセン病患者	B	B
子ども未来課	職員研修	46	3. 子ども	B	B
子ども家庭課	児童虐待等への対応	47	3. 子ども	A	A

カッコ内は昨年度の評価

課名	事業名	ページ	分野	事業実績の成果	今後の方向性
福祉総務課	法律相談	48	11. 人権全般	B	B
	「社会を明るくする運動」啓発	49	10. さまざまな人権	B	B
	一人暮らし高齢者実態調査	50	4. 高齢者	B	B
	生活困窮者自立支援事業	51	10. さまざまな人権	B	B
障がい福祉課	障がい者理解を深める作品展	52	5. 障がいのある人	A	A
障がい福祉課 長寿介護課	権利擁護支援地域連携ネットワーク会議	53	4. 高齢者 6. 障がいのある人	B	B
長寿介護課	高齢者虐待防止研修	54	4. 高齢者	B(C)	B
公園緑地景観課	市内公園 人にやさしい公園づくり	55	11. 人権全般	B	B
スポーツ推進課	スポーツEXPO	56	11. 人権全般	C(B)	-(B)
建設管理課	交通安全施設整備事業	57	11. 人権全般	B	B
学校教育課	スクールカウンセリング事業	58	3. 子ども	A	A
	いじめ不登校対策事業	59	3. 子ども	A	B
学校教育課	ペアレント・トレーニング	60	3. 子ども	B	B
人権・地域教育課	人権教育推進計画作成説明会	61	11. 人権全般	B	B
	人権教育推進校・園指定	62	11. 人権全般	B	B
	子ども人権フォーラム	63	11. 人権全般	B	B
	人権啓発ポスター・標語の募集と掲示	64	11. 人権全般	B	B
	人権教育資料「なかまとともに」の配布	65	11. 人権全般	B	B
	人権・地域教育課で主催する研修会	66	11. 人権全般	C(B)	B
	人権教育研修会への講師派遣	67	11. 人権全般	B	B
	各種教室	68	11. 人権全般	B	B
	広報「かしはら」命の輝きシリーズ	69	11. 人権全般	B	B
	啓発冊子の購入と配布	70	11. 人権全般	B	B
生涯学習課	家庭教育講演会	71	11. 人権全般	A(B)	B
図書館	人権をテーマにした資料展示	72	11. 人権全般	B	B
子ども発達支援課	発達障がいに関する市民のための講演会	73	5. 障がいのある人	A	A
選挙管理委員会 事務局	明るい選挙出前講座 ～未来の有権者たちへ～	74	3. 子ども	B	A
集 約				A- 7 B- 44 C- 5 D- 1	A- 6 B- 50 C- 0 D- 0

成果、方向性の内容	
A. 成果は大きい	A. 拡大
B. 成果はやや大きい	B. 見直しの上継続
C. 成果はやや小さい	C. 縮小
D. 成果は小さい	D. 廃止又は休止

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	平和祈念事業					
② 担当課名	企画政策課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	「戦争の悲惨さ、平和の尊さ」を市民に広め、平和意識の高揚を図る					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	10	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権	11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> ・「平和の鐘」撞鐘の実施(橿原市仏教会) ・原水爆禁止平和大行進の受入 ・原爆の写真 スライドショー放映 ・原爆の写真 パネル展示 ・ウクライナの風景・交流写真 スライドショー放映 ・ウクライナの風景・交流写真 パネル展示 ・平和祈念の黙祷(原爆投下日時、終戦の日) 					
	予算額(単位:千円)	6		決算額(単位:千円)	7	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	市が率先して事業を実施し平和の尊さを伝えることにより、市民の人権意識や平和意識の醸成につながっている。スライドショーにして放映を継続し、原爆の写真パネル展示とあわせてウクライナの風景や本市との交流時の写真を展示することで、平和について考える機会を提供することができた。				
⑨ 課題	戦争を経験した世代が減少しているため、平和の尊さを伝えることを途切れさせないように取り組みを継続する必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> ・原爆の絵 パネル展示・スライドショー放映 ・ウクライナの写真 パネル展示・スライドショー放映 ・「平和の鐘」撞鐘の実施(橿原市仏教会の協力) ・平和の火リレー、原水爆禁止平和大行進の受入 ・平和祈念の黙祷(原爆投下日時、終戦の日) 					
	予算額(単位:千円)	11				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	イベント数の拡大ではなく、現状の質を高めたり変化させることにより引き続き平和事業を継続していく。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	外国人講師国際交流授業・通訳実施					
② 担当課名	企画政策課					
③ 対象	幼稚園・小学校・中学校関係者及び市役所来庁者全般					
④ 目標	外国人の講師による国際交流の一環として外国文化に触れるための授業を行う。 また多言語翻訳端末を活用し、児童等、保護者、教師の3者の意思疎通の支援や、市役所窓口での外国人住民対応等の業務を滞りなく行う					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	6・11	1.部落差別問題(同和問題)	2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人
		6.外国人	7.HIV感染者・ハンセン病患者等		8.性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9.インターネット等による人権侵害		10.さまざまな人権		11.人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容 令和5年度より導入した多言語対応が可能な通訳用端末によって、窓口や幼稚園等で外国語対応が必要な際にも随時貸し出しできるようになった。(小学校については学校教育課が各校に配置)					
	予算額(単位:千円)	524		決算額(単位:千円)	251	
	C	A.成果は大きい	B.成果はやや大きい	C.成果はやや小さい	D.成果は小さい	
⑧ 成果	説明	実施を希望する市内幼稚園及び小学校において国際交流授業を実施する予定であったが、業者との価格交渉が折り合わず実施を見送った。 通訳用端末により、場所・言語・時間に関わらず外国語対応が可能となったが、利用頻度が少ないため令和7年度から内容を見直すこととなった。				
⑨ 課題	国際交流授業は一定のニーズがあるため、実施できるよう努める。ただ、実施できた場合でも、限られた予算の中で希望する幼稚園・小学校すべてが利用できない可能性もある。 通訳用端末の利用頻度が少ないため、設置する端末の入れ替えや全庁的な周知が必要である。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容 幼稚園・子ども園・小学校の申請に基づいて外国人講師が授業の中で外国語や文化を紹介する。 通訳については、通訳用端末を活用した外国語対応を継続して行い、教育現場や市役所窓口での外国語対応のサポートや外国人住民サービスの向上に努める。					
	予算額(単位:千円)	411				
	B	A.拡大	B.見直しの上継続	C.縮小	D.廃止又は休止	
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	外国人講師による国際交流授業は例年一定のニーズがあるが、1年に実施する回数を見直し、引き続き実施できるようにする。通訳に関しては、通訳用端末の利用頻度・利用内容をもとに、配置台数・配置場所等に問題がないか検証を行いながら通訳用端末を活用した業務を継続して実施する。					

檳原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	国際交流・多文化共生事業					
② 担当課名	企画政策課／人権政策課／人権・地域教育課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	外国文化を体験することにより、国際理解を深め、民族的自覚と誇りを高めるとともに、同胞や異なる国にルーツを持つ人どうしで交流を深める					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	6・11	1.部落差別問題(同和問題)	2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人
		6.外国人	7.HIV感染者・ハンセン病患者等		8.性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9.インターネット等による人権侵害			10.さまざまな人権	11.人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	未実施。 (参考)2019年実施事業 ①「2019世界の文化体験イベントⅠ」 日程:令和元年7月6日 場所:檳原市中央公民館分館 内容:コリアン・ニュージーランドの文化体験(民族舞踊鑑賞、民族楽器体験・遊び・各国のお菓子試食など) 参加者数:54名(パートⅠは予約制。あらかじめ市内小中学生の参加希望者を募って開催) ②「2019世界の文化体験イベントⅡ」 日程:令和元年11月30日 場所:かしはら万葉ホール 多目的ロビー 内容:コリアン・ペルー・カザフスタンの文化体験、民族衣装体験 参加者数:330名					
	予算額(単位:千円)	337		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	D	A.成果は大きい	B.成果はやや大きい	C.成果はやや小さい	D.成果は小さい	
	説明	当イベントでは以下の目的があり、大変意義ある事業であるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためR2年度から中止しているため成果は小さいとした。再開にあたっては、内容や開催方法等の見直しが必要である。 ・日本人が異文化に触れることにより、国際理解を深めるとともに国際感覚を培う ・在住外国人が自国の文化を紹介し、自国のアイデンティティを再確認し、民族的自覚と誇りを高める ・同胞や外国の人たちとの出会いとつながりの場をつくる				
⑨ 課題	新型コロナウイルス感染症拡大防止のためR2年度から中止している。再開にあたっては、内容や開催方法等の見直しが必要である。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	企画政策課、人権政策課、人権・地域教育課の3課と関係団体が協議を行い、再開に向けた準備・検討を重ねていく。また、実施できることから進めていく。					
	予算額(単位:千円)	40				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A.拡大	B.見直しの上継続	C.縮小	D.廃止又は休止	
	引き続き、3課及び関係団体が協議を行い、再開に向けた検討を進めていく。					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	檜原市職員人権問題研修					
② 担当課名	人事課					
③ 対象	全職員(会計年度任用職員を含む)					
④ 目標	職員の人権問題に対する正しい理解と認識を深める					
⑤ 資料編との対応	ページ	職員人権問題研修一覧表				
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	職員人権問題についての動画研修 あなたの意識は大丈夫? 公的広報のジェンダー表現~【動画研修】 講師: 参画ネットなら 風間 良美 氏 日程: 令和6年7月1日(月)~7月31日(水)					
	予算額(単位:千円)	89	決算額(単位:千円)	0		
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	受講人数: 949名 動画による研修を実施。例年より受講人数は増加し、受講率の面で一定の効果が得られた。				
⑨ 課題	様々な分野の人権問題がある中でのテーマ選定。 今、求められているテーマは何か、の検討は常に必要。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	職員人権問題についての動画研修 多様性(ダイバーシティ)について理解を深める研修 講師: FPM-α 土元紀子 氏 日程: 令和7年7月18日(金)~8月1日(金)					
	予算額(単位:千円)	89				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	今求められているテーマの検討を逐一行いながら、幅広いテーマで職員の人権問題に対する意識の高揚を行いたい。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	女性職員向け研修					
② 担当課名	人事課					
③ 対象	女性職員					
④ 目標	女性職員のより良いワークライフバランスとキャリアアップを図る					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	2	1. 部署差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	派遣研修 「女性リーダーのためのマネジメント研修」(JIAM(全国市町村国際文化研修所)) 1名参加					
	予算額(単位:千円)	24		決算額(単位:千円)	27	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	女性リーダーがより意欲的に職務に取り組んでいけるように、自治体の行政課題について幅広い視点から学ぶとともに、職場のマネジメント能力向上に役立つと考える。				
⑨ 課題	様々な分野の人権問題がある中でのテーマ選定。 今、求められているテーマは何か、の検討は常に必要。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	地方自治体女性職員交流研究会(日本経営協会)等					
	予算額(単位:千円)	24				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	引き続き、女性がより良いワークライフバランスの中でキャリアアップを図ることのできるような派遣研修等を行ってきたい。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	差別をなくす強調月間(7月)					
② 担当課名	人権政策課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	市民の人権意識について正しい理解と認識を培うよう、啓発活動を推進する					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権	11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	■実施時期:令和6年7月1日～7月31日 ・人権パネルの展示(場所:分庁舎10階展望フロア) ・のぼり旗の設置(本庁舎駐車場) ・電光掲示板による啓発(かしはらナビプラザ・市民窓口課) ・職員による啓発ワッペン着用 ・近鉄大和八木駅付近で啓発物品の配布等の街頭啓発を実施。					
	予算額(単位:千円)	153		決算額(単位:千円)	94	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	昨年と同様に、街頭啓発及び、分庁舎ミグランス10階で開催しているパネル展も継続して開催した。また、市広報紙、ホームページ以外にも、市施設の電光掲示板を使用するなど周知に努め、啓発活動を行った。				
⑨ 課題	より一層の市民の人権意識の高揚を図るため、配布内容、実施期間、場所、周知の方法等については今後も検討を続けていく必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	■実施時期:令和7年7月1日～7月31日 ・同和問題・性の多様性・インターネットでの人権侵害などの人権パネルの展示(場所:分庁舎) ・電光掲示板による啓発(かしはらナビプラザ・市民窓口課) ・ホームページ・SNSでの啓発 ・のぼり旗の掲出(本庁舎駐車場) ・職員による啓発缶バッジ着用 街頭啓発(場所:近鉄大和八木駅周辺 実施日:令和7年7月4日)					
	予算額(単位:千円)	210				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	市民に人権問題を正しく理解、認識してもらえよう継続して実施する。啓発内容については新たな人権課題も取り上げ、より多くの市民の参加を得て広がりをもつよう企画していく。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	人権週間啓発(12月)					
② 担当課名	人権政策課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	市民の人権意識について正しい理解と認識を培うよう、啓発活動を推進する					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<p>■実施時期:令和6年12月1日～12月31日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権パネルの展示(場所:分庁舎 1階市民交流広場) ・のぼり旗の設置(本庁舎駐車場) ・電光掲示板による啓発(かしはらナビプラザ・市民窓口課) ・近鉄大和八木駅付近で啓発物品の配布等の街頭啓発を実施。 					
	予算額(単位:千円)	115	決算額(単位:千円)	94		
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	市広報紙、ホームページ、パネル展示等で「人権週間」の周知に努めた。分庁舎1階の市民交流広場でパネル展を実施したが、各種窓口の近くで人通りの多い場所であったため、多くの方に見ていただくことができた。				
⑨ 課題	より効果的に市民の人権意識の高揚を図るため、児童の人権啓発ポスター等の掲示を検討するなど、啓発手法の検討・見直しを今後も行っていく。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<p>■実施時期:令和7年12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題・障がい者の人権・子どもの人権・拉致被害者などの人権パネル・写真の展示(分庁舎屋内交流スペース) ・電光掲示板による啓発(かしはらナビプラザ・市民窓口課) ・ホームページ・SNSでの啓発 ・のぼり旗の掲出(本庁舎駐車場) 					
	予算額(単位:千円)	111				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
		紙媒体だけではなく、ホームページやLINE、X(旧Twitter)等のSNSによる啓発にも取り組みたい。また、LEDビジョンやデジタルサイネージ等、市の設備を活用して啓発をしていきたい。				

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	「人権を確かめあう日」記念集会					
② 担当課名	人権政策課					
③ 対象	市民等、関係団体、市職員					
④ 目標	市民が主体的に人権問題について正しい知識を習得できるよう関係機関等と連携を図り取り組む					
⑤ 資料編との対応	ページ	「人権を確かめあう日」記念集会一覧表				
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	演題:「障がいのある若者から学ぶ!豊かに生きる」 講師: NPO法人 ならチャレンジド 理事長 赤川 義之 氏 NPO法人 ならチャレンジド ひまわり 辻本 圭吾 氏 日程: 令和6年4月11日(木)午後1時30分~午後3時45分 場所: 橿原市役所分庁舎(ミグランズ)4階 コンベンションルーム					
	予算額(単位:千円)	97		決算額(単位:千円)	42	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	統一地方選挙実施のため、奈良県下一斉の「人権を確かめあう日」記念集会の開催はない年度であるが、人権意識の高揚を図るため人権講座を開催した。				
⑨ 課題	「毎月11日は人権を確かめあう日」のスローガンを着実に市民の間に浸透させ、人権意識の高揚を図る大切な機会であるので、時宜に応じたテーマ・講師を検討し、より多くの市民に参加してもらえるよう努めていきたい。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	演題:「奮起する差別事象から部落差別の現状について考える」 講師: 部落解放同盟奈良県連合会 書記長 坂本 憲秀 氏 日程: 令和7年4月11日(金)午後1時30分~午後3時45分 場所: かしはら万葉ホール 4階 研修室2					
	予算額(単位:千円)	97				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	県下一斉の取組である「人権を確かめあう日」記念集会は、多数の市民や関係団体、市職員に対する人権意識の高揚が図れるため、継続して実施する。また、市民の人権問題に対する興味や関心の幅が広がり多数参加いただけるよう、テーマや講師の選定を行っていく。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	人権を考えるつどい					
② 担当課名	人権政策課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	市民が主体的に人権問題について正しい知識を習得できるよう関係機関等と連携を図り取り組む					
⑤ 資料編との対応	ページ	「人権を考えるつどい」一覧表				
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	日程: 令和6年8月3日(土) 場所: 奈良県社会福祉総合センター 6階 大ホール 内容: ・開会行事 ・市内小中学生による人権作文の発表 ・記念公演 演題: 落語&講演会「一隅を照らす」～自分の持ち場で一生懸命～ 講師: 露の団圓さん(落語家・僧侶)					
	予算額(単位:千円)	455		決算額(単位:千円)	455	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	落語を交えた講演で、楽しく、かつ印象に残る講演になったと、来場者からは高い評価を得た。				
⑨ 課題	アンケート結果から人権問題についての関心や理解が深まったと考えられる。今後も開会行事や講演会講師及びテーマなどについて充実した内容を検討し、より一層の広報活動に努め、さらなる市民の参加を促す必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	日程: 令和7年7月12日(土) 場所: 奈良県橿原文化会館 1階 小ホール 内容: ・開会行事 ・市内小中学生による人権作文の発表 ・記念公演 演題: 「心をほぐすストレッチ。やわらかく生きてみませんか ～あなたの物語、次のせりふは自分で決められます～」 講師: 佐久間レイ(声優・歌手)					
	予算額(単位:千円)	444				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	7月の「差別をなくす強調月間」の一環として、県下一斉の取組である「人権を考えるつどい」は、多数の市民に対する人権意識高揚の効果が期待できるため、これからも継続して実施していく。また、より多くの市民に参加していただけるよう、人権問題に対する市民の興味や関心の幅が広がるよう、テーマや講師の選定を行っていく。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	かしはらふれあい塾(人権市民講座)					
② 担当課名	人権政策課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	市民の人権意識について正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図る					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	テーマ: 映画「みとりし」視聴 日程: 令和6年7月26日(金) 講師: 乗本 奈穂美さん 場所: かしはら万葉ホール4階 研修室2					
	予算額(単位:千円)	5		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	C	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	市民対象として、「人権施策に関する基本計画」で重要課題として設定しているさまざまな人権問題をテーマにし、開催している。アンケートでは、69%が研修を受講して良かったと回答している。LGBTQについて、映画と講師の実体験を交えた講演といった様々なアプローチで伝えられたことがこの評価につながったと考えられる。				
⑨ 課題	市民の人権問題に対する理解と認識を深める機会を提供している。参加人数が少ないので、より多くの市民に参加してもらえるよう、講座内容の充実、市店報紙やホームページの活用など告知方法について検討する必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	テーマ: インターネットと子どもの人権～誰もがネットで被害者にも加害者にもならないために～ 日程: 令和7年10月21日(火) 講師: 石川 千明さん(おやこネットlabo) 場所: 橿原市中央公民館3階 講堂					
	~	5				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	市民の人権問題に対する理解と認識を深めるよい機会となるため、継続して実施する。内容の充実を図り、より多くの市民に参加していただけるよう、企画していく。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	各種集会・研修会等の参加					
② 担当課名	人権政策課					
③ 対象	市民等・市職員					
④ 目標	人権に関する学習機会の提供に努め、人権啓発の推進を図る					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県人権・部落解放研究集会参加 日程: 令和7年1月 ・部落解放研究第57回全国集会 日程: 令和6年11月19日～20日 場所 神戸市 ・なら・ヒューマンフェスティバル参加 日程: 令和6年11月9日 場所: 平群町総合文化センター ・毎月11日は「人権を確かめあう日」県民のつどい・第21回シンポジウム 日程: 未定 					
	予算額(単位:千円)	231		決算額(単位:千円)	195	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	国、県、他自治体や関係機関、各種団体などが実施する各集会や研修会等に参加する機会を、市民、職員に提供することにより、人権啓発の推進を図っている。また、奈良県人権・部落解放研究集会は橿原市で開催されたため、職員、市民が多く参加できた。				
⑨ 課題	関係機関や各種団体が行う集会等の情報の把握や、市民・職員への周知の方法について検討する必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県人権・部落解放研究集会参加 日程: 未定 ・部落解放研究第57回全国集会 日程: 令和6年11月19日～20日 ・なら・ヒューマンフェスティバル参加 日程: 令和6年11月9日 場所: 平群町総合文化センター ・毎月11日は「人権を確かめあう日」県民のつどい・第21回シンポジウム 日程: 未定 					
	予算額(単位:千円)	235				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	新型コロナウイルス感染症に関して中止していた各種集会や研修会等も再開されているので、より多くの市民や職員に参加してもらい、人権意識のより一層の高揚を図っていく。					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	人権相談(面接・電話)					
② 担当課名	人権政策課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	人権侵害を受けた人が相談を通して問題解決に立ち向かえるよう支援する					
⑤ 資料編との対応	ページ	相談件数				
⑥ 分野	11	1.部落差別問題(同和問題)	2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人
		6.外国人	7.HIV感染者・ハンセン病患者等		8.性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9.インターネット等による人権侵害		10.さまざまな人権		11.人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<p>○人権政策課職員による相談 実施日:常時</p> <p>○人権擁護委員による相談(ナビプラザ4階) 実施日:第1・第3金曜日・第3土曜日(13:00~16:00)</p> <p>○犯罪被害者支援相談(ナビプラザ4階) 実施日:火曜日(10:00~16:00)</p> <p>相談窓口の周知:市広報、ナビプラザ大型LEDビジョン、コミュニティバス車内案内板、のぼり旗</p>					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	B	A.成果は大きい	B.成果はやや大きい	C.成果はやや小さい	D.成果は小さい	
	説明	相談者の立場になって対応し聞き取りをすることにより、気持ちを受けとめ、相談者が自己決定できるよう相談に努めている。また、相談の内容については、きめ細やかに対応し、関係機関との連携を図ることにより、相談者の自信を回復させて問題解決に立ち向かえるよう支援している。				
⑨ 課題	多種多様な人権相談に対応することが出来るよう、相談員として専門的な知識を学習する必要がある。また、相談窓口の周知が必要である。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<p>○人権政策課職員による相談 実施日:常時</p> <p>○人権擁護委員による相談(ナビプラザ4階) 実施日:第1・第3金曜日・第3土曜日(13:00~16:00)</p> <p>○犯罪被害者支援相談(ナビプラザ4階) 実施日:月・火曜日(10:00~16:00)</p> <p>相談窓口の周知:市広報、ナビプラザ大型LEDビジョン、コミュニティバス車内案内板、のぼり旗</p>					
	予算額(単位:千円)	0				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A.拡大	B.見直しの上継続	C.縮小	D.廃止又は休止	
	人権相談は、困っている人にとっての重要性は言うまでもないが、それに加え、相談内容は人権問題の現状を示唆しており、今後の人権施策を見直す大切な材料となるので、継続して実施する。					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	「人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」の作成					
② 担当課名	人権政策課					
③ 対象	市担当課					
④ 目標	各担当課が実施する人権に関する事業について把握し、人権意識の高揚に図る取組を推進する					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	全庁的に人権に関わる事業について、「人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」として取りまとめる。					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	「人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」として作成するにあたり、市担当課が取り組んでいる人権に関する事業について、事業の内容及び評価、今後の方向性などを確認・検討することにより、「人権施策に関する基本計画」の実施に寄与することができた。				
⑨ 課題	市担当課が提出する人権に関する事業について、事業の内容、提出資料等について精査が必要である。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	全庁的に人権に関わる事業について、「人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」として取りまとめる。					
	予算額(単位:千円)	0				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	説明	本事業は、「人権施策に関する基本計画」に基づき取り組んでいる各事業の点検整理を行い、見直しをする良い機会となることから継続して実施する。				

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	人権啓発(常時)					
② 担当課名	人権政策課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	あらゆる場でさまざまな機会を通して市民の人権意識の高揚を図る					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる人権啓発及び情報提供 人権啓発及び情報提供を行うため、ホームページを開設(実施時期:常時) ・ナビプラザかしはら大型LEDビジョンの放映、コミュニティバス車内での啓発放映 ・広報誌(広報かしはら)による人権啓発 小中学生が作成した人権標語、てんいち先生(人権4コマまんが)、人権相談窓口を掲載 ・LINEやX(旧Twitter)等のSNSを活用して啓発を行う ・市施設に設置されたデジタルサイネージを活用した啓発 					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	ホームページで市民に対して、人権啓発の理念・人権に関わる講座を紹介することにより、人権意識の高揚につなげることができた。かしはらナビプラザ、市民窓口課、かしはらコミュニティバスの電光掲示板での放映件数を増やして、啓発に努めた。				
⑨ 課題	市民の人権意識の高揚をよりいっそう推進するため、内容の検討及びホームページの構成を分かりやすくレイアウトするなどの精査が必要である。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる人権啓発及び情報提供 人権啓発及び情報提供を行うため、ホームページを開設(実施時期:常時) ・ナビプラザかしはら大型LEDビジョンの放映、コミュニティバス車内での啓発放映 ・広報誌(広報かしはら)による人権啓発 小中学生が作成した人権標語、てんいち先生(人権4コマまんが)、人権相談窓口を掲載 ・LINEやX(旧Twitter)等のSNSを活用して啓発を行う ・市施設に設置されたデジタルサイネージを活用した啓発 					
	予算額(単位:千円)	0				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	市民の目に触れる機会を増やすために、デジタルサイネージやSNS等を活用して啓発に努めていく。					

櫃原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	LGBTQに関する啓発					
② 担当課名	人権政策課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	市民等が正しい知識を得て、一人ひとりの性・セクシュアリティが尊重される社会づくりを目指す					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	8	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容 一人ひとりの性・セクシュアリティが尊重されるよう、地域や職場、学校等において正しい知識を啓発し、共に生きる社会づくりを目指す。 パネル展示とチラシの配布により啓発を行う。					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	市民がLGBTQについて正しい知識を得られるよう、当事者の困りごとを具体的に紹介したパネルを展示した。				
⑨ 課題	一人ひとりの性・セクシュアリティが尊重され、共に生きる社会づくりを目指して、地域や社会等で啓発活動を推進していく。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容 一人ひとりの性・セクシュアリティが尊重されるよう、地域や職場、学校等において正しい知識を啓発し、共に生きる社会づくりを目指す。 12月の人権週間にて、パネル展示と街頭啓発でのビラの配布により啓発を行う。					
	予算額(単位:千円)	0				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	一人ひとりの性・セクシュアリティが尊重され、共に生きる社会づくりを目指して、地域や社会等で啓発活動を推進していくため、研修や広報啓発なども取り入れていく必要がある。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	男女共同参画週間事業					
② 担当課名	人権政策課					
③ 対象	市民等・各種関係団体					
④ 目標	男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画意識の高揚を図っていく					
⑤ 資料編との対応	ページ	男女共同参画推進事業				
⑥ 分野	2	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間パネル展 日程: 令和6年6月1日(土)~30日(日) 場所: 市役所分庁舎10階展望フロア、かしはらナビプラザ4階男女共同参画広場 内容: 自分では気付いていない無意識の思い込み等(アンコンシャス・バイアス)解消に向けた周知啓発 男女共同参画週間講演会(「人権を考えるつどい」と共催) 演題: 落語&講演会「一隅を照らす」~自分の持ち場で一生懸命~ 講師: 露の団姫さん(落語家・僧侶) 日時: 令和6年8月3日(土) 13:30~15:00 場所: 奈良県社会福祉総合センター 					
	予算額(単位:千円)	350		決算額(単位:千円)	348	
⑧ 成果	C	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	<ul style="list-style-type: none"> 6月の「男女共同参画週間パネル展」では、自分では気付いていない無意識の思い込み等(アンコンシャス・バイアス)解消に向けた周知啓発をテーマに、身近にある無意識での思い込みを振りかえる内容の取組を行った。 男女共同参画週間講演会では、男性社会のイメージが強い落語、仏門の世界で活躍する講師を招き、自分の経験談を踏まえたお話をしていただき、自分の目指す世界で活躍する秘訣を語っていただいた。 				
⑨ 課題	より多くの方の思い込みを解消していくため、継続的、定期的なパネル展示の実施を検討する必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間パネル展 日程: 令和7年6月1日(日)~30日(月) 場所: 市役所分庁舎10階展望フロア 内容: 『ジェンダーギャップを考えるカルタ』の展示 男女共同参画週間講演会(「人権を考えるつどい」と共催) 演題: 「心をはぐすストレッチ。やわらかく生きてみませんか ~あなたの物語、次のせりふは自分で決められます~」 講師: 佐久間レイさん(声優・歌手) 日時: 令和7年7月16日(土) 13:30~15:00 場所: 奈良県橿原文化会館 小ホール 					
	予算額(単位:千円)	350				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	男女共同参画週間の事業は男女共同参画を推進するための意識づくりに繋がるように、多様な媒体を活用した広報・啓発を引き続き行う。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	男女共同参画職員研修					
② 担当課名	人権政策課					
③ 対象	市職員					
④ 目標	市職員の男女共同参画意識の向上を図っていく					
⑤ 資料編との対応	ページ	男女共同参画職員研修				
⑥ 分野	2	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度事業実績	事業の内容					
	市職員研修(人事課と共催) テーマ:「あなたの意識は大丈夫? ~公的広報のジェンダー表現~」 講師:参画ネットなら 風味 良美 さん (橿原市男女共同参画推進団体) 日程:令和6年7月1日(月)~7月31日(水) 形式:オンライン					
	予算額(単位:千円)	30		決算額(単位:千円)	30	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	対面形式で実施していたR5年から変更し、オンライン形式での実施となったため、例年より多くの参加があった。				
⑨ 課題	男女共同参画の視点を市の施策に浸透させていくために、職員の意識改革が重要であり、途切れることなく研修を続けていく必要がある。 より効果的な研修となるよう、開催形式、内容についてはより推蔽を重ねていく必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度事業計画	事業の内容					
	市職員研修(人事課と共催) テーマ:「多様なメンバーを活かす! チームで成果を出す働き方実践方法」 講師:株式会社 ICB 代表取締役 瀧井 智美 さん 日程:令和8年1月中旬 ~2月2日まで 形式:オンライン					
	予算額(単位:千円)	30				
⑪ 2026(令和8)年度改善内容を含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	オンライン研修で開催した場合、より多くの参加人数が見込めるものの、研修の目的によっては、対面式参加型で開催する方が、より効果的な研修に繋がるものもあるため、開催方法等については、目的に応じて検討が必要である。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	男女共同参画行動計画実施事業					
② 担当課名	人権政策課					
③ 対象	市民等・各種関係団体・市職員					
④ 目標	男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施していく					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	2	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	「橿原市男女共同参画行動計画(第3次)改訂版」及び「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画(第2次)改訂版」に基づき、男女共同参画推進施策を遂行していく。					
	R6.10.10 男女共同参画推進委員会 開催 R6.11.1 男女共同参画審議会 開催 R7.3.13 男女共同参画推進委員会実務担当者部会 開催					
	予算額(単位:千円)	120	決算額(単位:千円)	100		
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	令和5年度から令和9年度までの5年間の主な事業及び数値目標を改めた「橿原市男女共同参画行動計画(第3次)改訂版」及び「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画(第2次)改訂版」に基づき、全庁的な取組としての推進体制により男女共同参画推進施策を遂行した。				
⑨ 課題	男女共同参画社会形成には、あらゆる分野での取り組みを推進していく必要があり、男女共同参画施策を着実に遂行していくための基盤となる推進体制をより一層充実させていかなければならない。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	「橿原市男女共同参画行動計画(第3次)改訂版」及び「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画(第2次)改訂版」に基づき、男女共同参画推進施策を遂行していく。					
	男女共同参画推進委員会実務担当者部会 令和7年度内開催予定 男女共同参画推進委員会 令和7年12月1日開催予定 男女共同参画審議会 令和8年1月26日開催予定					
	予算額(単位:千円)	120				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	「橿原市男女共同参画行動計画(第3次)改訂版」及び「橿原市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する基本計画(第2次)改訂版」に基づき、男女共同参画推進施策を遂行していく。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	DV防止啓発事業					
② 担当課名	人権政策課					
③ 対象	市民等・各種関係団体・市職員					
④ 目標	暴力根絶の意識づくりと、DVについての正しい理解を普及していく					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	2	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権	11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	○女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)の啓発活動 「パープルリボン運動」パープルリボンを市民・市職員へ配布。 ○男女共同参画広場の「ゆめおーくだより」やパネル展示等で、DV防止に関する啓発 ○デートDV防止の学校出前講座を4校で実施予定。【共催】参画ネットなら R6.6.5 県立畷傍高校定時制(全学年28名、教職員11名) R6.9.25 県立橿原高校(1年生321名、教職員20名) R6.10.17 市立畷傍中学校(1年生205名、教職員14名)(2年生196名、教職員15名) R7.2.5 県立畷傍高校(1年生361名、教職員20名)					
	予算額(単位:千円)	85		決算額(単位:千円)	75	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	デートDV防止の学校出前講座を実施することで、若年層へのDV根絶の啓発及び教育関係者への理解促進のための学習機会を提供することができた。				
⑨ 課題	街頭啓発等一部の活動が中止となる状況で、啓発を途切れさせず続ける方策を常に検討しなければならない。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	○女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)の啓発活動 「パープルリボン運動」パープルリボンを市民・市職員へ配布。 ○男女共同参画広場の「ゆめおーくだより」やパネル展示等で、DV防止に関する啓発 ○デートDV防止の学校出前講座を4校で実施予定。【共催】参画ネットなら R7.10.8 県立橿原高校(1年生320名、教職員20名) R8.2月頃 県立畷傍高校 実施予定					
	予算額(単位:千円)	95				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	DV被害者については、自身が被害者であることに気づきにくいため、DV被害者だけでなく、市民一人ひとりがDVを正しく理解し、早期発見や必要な支援につなげていくことができる事業を展開していく。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	男女共同参画広場相談事業			
② 担当課名	人権政策課			
③ 対象	市民等			
④ 目標	男女共同参画に関わる相談窓口を充実していく			
⑤ 資料編との対応	ページ	相談件数		
⑥ 分野	2	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども
		4. 高齢者	5. 障がいのある人	6. 外国人
		7. HIV感染者・ハンセン病患者等	8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	9. インターネット等による人権侵害
		10. さまざまな人権	11. 人権全般	
⑦ 2024(令和6)年度事業実績	事業の内容			
	<ul style="list-style-type: none"> 「女性による女性のための面接相談」相談件数… 95件 女性が抱える様々な心理的問題や悩みに応じる女性相談員による面接相談業務 「女性相談員による電話相談」相談件数… 40件 生き方、夫婦、家族、DV、対人関係の問題や悩みに応じる女性相談員による電話相談業務 上記相談の指定日以外に対応した男女共同参画指導員による相談件数… 面接2件、電話22件 相談窓口については、市広報誌、市ホームページ、かしはらナビプラザLEDビジョン、男女共同参画広場情報誌やリーフレット等に掲載し、周知を行った。 			
	予算額(単位:千円)	0	決算額(単位:千円)	0
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい
	説明	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画広場相談指定日での年間相談件数については、『面接相談』が97件(うちDV相談27件)、『電話相談』は62件(うちDV相談21件)あり、適切な関係機関等に繋げることができた。また相談指定日以外においても、年間25件の面接及び電話相談があり、常駐する男女共同参画広場指導員がいつでも相談対応できるような体制をとっており、相談者にとって気軽に相談しやすい窓口といえる。 		
⑨ 課題	相談を必要とされる人に知ってもらうため、出来るだけ多くの媒体を活用し、周知啓発していく必要がある。			
⑩ 2025(令和7)年度事業計画	事業の内容			
	<ul style="list-style-type: none"> 女性による女性のための面接相談(予約制 1人50分) 実施日: 毎月第1土曜日、第2,3,4水曜日 9:00~12:00 女性相談員による電話相談 実施日: 第1~4水曜日 13:00~16:00 男女共同参画広場指導員が相談業務に従事 			
	予算額(単位:千円)	0		
⑪ 2026(令和8)年度改善内容を含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小
		<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口については、広報の仕方等を工夫し、より一層の周知を図っていく。 また、被害者に寄り添いながら課題解決に関わる部署や関係機関と連携して自立支援に努め、相談体制の充実を図っていく。 		

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	差別をなくす強調月間					
② 担当課名	飛騨コミュニティセンター					
③ 対象	周辺を含む地域住民・施設利用者					
④ 目標	児童生徒による啓発作品等を掲示し、広く社会に発信する事で人権意識の高揚を促す					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	市内小中学生の人権啓発のポスター及び標語を玄関ホールに展示を行うとともに、センター公用車に人権啓発ポスターを貼付し、啓発を行った					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	22	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	玄関ホールの展示においては、センターを利用される方が足を止め、子ども達の作品を鑑賞されている姿が見受けられ、啓発の一助になったと思われる。また、公用車に人権啓発ポスターを張り付けたものはセンター前駐車場に駐車しているため、特に車での来館者が関心を寄せられていた。				
⑨ 課題	玄関ホールへの市内小中学生の人権啓発ポスターおよび標語のパネル展示、並びにセンター公用車への人権ポスター貼付を引き続き行っていくが、強調月間においてさらに成果のあるPR方法を検討する必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	市内小中学生の人権啓発ポスターおよび標語を玄関ホールに展示を行うとともに、センター公用車に人権ポスターを貼付し、啓発を行っていく。					
	予算額(単位:千円)	22				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	広く社会に発信していくために展示のあり方を検討して、啓発を充実して継続していく。					

櫃原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	活動展					
② 担当課名	飛騨コミュニティセンター					
③ 対象	周辺を含む地域住民・施設利用者					
④ 目標	人権意識の高揚を図るとともに、住民交流を促進する文化活動として活用する					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	大規模改修工事が終了し、6年度より通常の活動を実施したため活動展を再開した。地域を含む周辺地域の方々に、「福祉と人権のまちづくり」の拠点となる地域に密着した施設として、広く地域の皆様に知っていただくために、各教室並びに各種行事の活動内容の展示、教室生の活動を発表を行なった。併せて地域の方々の協力により模擬店や体験展示を実施した。					
	予算額(単位:千円)	113		決算額(単位:千円)	67	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	地域を含めたたくさんの方に来場いただき、センターの活動を周知するとともに人権の啓発にも寄与した。				
⑨ 課題	センターのリニューアルオープンに伴い活動展を実施したが、特に子どもたちの来場が増えるような、内容の充実を検討する必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	今年度も、作品やパネル展示を主としながら実施する。併せて地域の方々の協力による模擬店や体験展示の充実を図っていく。					
	予算額(単位:千円)	137				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	地域住民相互の親睦を図り、また世代間交流の場として、活動展の内容を検討し継続していく。					

<p style="text-align: center;">檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画</p>						
① 事業名	差別をなくす強調月間					
② 担当課名	大久保コミュニティセンター					
③ 対象	市民・校区住民・施設利用者等					
④ 目標	人権に関する講演や児童等による啓発作品等を掲示し、広く社会に発信することで人権意識の高揚を促す					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部署差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権	11. 人権全般	
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<p>【講演会】 「知っていますか？日本女性会議」～毎日の役割分担やデータから考えよう～ 講師 山本 信仁 氏(檜原市教育委員会 人権・地域教育課 指導主事) とき: 7月23日(火) 午後4:00～5:00 ところ: 大久保ふれあいセンター 大会議室 【パネル展】・人権啓発パネル及びポスターの展示 ・人権啓発標語の展示 【市広報7月号に折込】ふれあいセンターだよりに啓発記事を掲載し、地域内全世帯に配布 【啓発横断幕掲示】「見守らず 自ら助け 守るため」 実施時期及び場所 令和6年7月～令和7年6月 ふれあいセンター北側</p>					
	予算額(単位:千円)	40		決算額(単位:千円)	40	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	講演会には小学校区一円より話を聞きに訪れて頂き、身近な話題から人権のこと考えて頂く貴重な機会となりました。人権ポスターや人権啓発標語の作品が展示されたことにより本人や家族、また来庁者の方の関心呼び、人権について改めて考えていただく機会を提供できていますふれあいセンター北側への啓発横断幕掲示により、来館者だけでなくセンター付近の通過交通者にも見ていただくことができました。				
⑨ 課題	今後より多くの市民参加を促すため、さらに充実した魅力的な内容を検討したい。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<p>【講演会】 「多様性を認め合う社会の実現に向けて」 講師 吉岡 俊匡 さん(檜原市教育委員会 人権・地域教育課 社会教育指導員) とき: 7月3日(木) 午後1:30～2:00 ところ: 大久保ふれあいセンター 大会議室 【パネル展】・人権啓発パネル及びポスターの展示 ・人権啓発標語の展示 【市広報7月号に折込】ふれあいセンターだよりに啓発記事を掲載し、地域内全世帯に配布 【啓発横断幕掲示】「だいじょうぶ？ いえる勇氣と 差し出す手」 実施時期及び場所 令和7年7月～令和8年6月 ふれあいセンター北側</p>					
	予算額(単位:千円)	40				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	今後引き続き、時流に配慮しつつ人権に関する多様な講演、展示・啓発活動を企画し、より多くの市民の参加を促したい。					

櫃原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	おおくぼふれあい祭					
② 担当課名	大久保コミュニティセンター					
③ 対象	市民・校区住民・施設利用者等					
④ 目標	人権に関する催しや地域住民の交流活動の場を提供し、人権意識の高揚と地域社会の活性化を促す					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2023(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<p>「おおくぼふれあい祭」は、人権意識の高揚の場であると同時に世代間・地域間交流の場として畝傍北小学校校区の方々が作り上げてきた大久保解放文化祭を起源とする祭です。 各種団体の参加による「実行委員会」を組織し、おおくぼふれあい祭の行事内容を検討し、地域全体の参加型の行事として実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生け花教室、レーザークラフト教室有志の作品展示、中学校の作品展示 ・畝傍中学校・畝傍北小学校・初瀬太鼓「鱗風隊」によるアトラクション ・模擬店(11店) <p>日時 令和6年11月9日 場所 大久保ふれあいセンター内駐車場</p>					
	予算額(単位:千円)	400		決算額(単位:千円)	330	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	ふれあい祭は地元及び周辺地域の恒例行事と定着しており、幅広い年代の参加者が集まっている。人権意識の高揚の場であると同時に世代間・地域間交流の場としての意義を持つ事業である。				
⑨ 課題	より充実させていくために内容に工夫を凝らす必要がある。					
⑩ 2024(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<p>内容 畝傍中学校・畝傍北小学校・第4こども園によるアトラクション 模擬店及び作品展示</p> <p>日時 令和7年11月8日 場所 ふれあいセンター</p>					
	予算額(単位:千円)	400				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	新しいタイプの感染症が今後も流行を繰り返すことが想定されるなかで、感染症拡大防止対策を講じた上で、人権意識の高揚の場と世代間・地域間交流の場というふたつの役割それぞれにおいて内容により工夫を凝らし、当事業の意義をさらに充実したものにす。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	おおくぼまちづくり館事業					
② 担当課名	大久保コミュニティセンター					
③ 対象	来館者					
④ 目標	大久保町の成り立ち及び畝傍山周辺の歴史を分かりやすく紹介する事を通じ、市内外を問わず、人権意識の重要性を広く発信していく					
⑤ 資料編との対応	85 ページ	おおくぼまちづくり館 年度別利用状況				
⑥ 分野	1	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度事業実績	事業の内容					
	<p>開館時間 午前9時から午後5時(休館日:月曜日・12月25日から1月5日) 来館者 1,446名</p> <p>・おおくぼまちづくり館保存会による洞村へのフィールドワーク(事前予約者対象)</p> <p>・おおくぼまちづくり館保存会による学習会 おおくぼまちづくり館内の展示内容の理解を深めるための学習会を開催しました。</p> <p>日時 令和7年1月26日(日)13:30～ 於 おおくぼまちづくり館</p> <p>演題 「おおくぼまちづくり館フィールドワークと意義、今後について」</p> <p>講師 福西 満(おおくぼまちづくり館保存会副会長)</p>					
	予算額(単位:千円)	2,965	決算額(単位:千円)	2,933		
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	各種団体や教育関係者及び企業内人権研修による利用を中心として、人権学習の場及び畝傍山周辺のまちづくりの歴史を知る施設としての効果を上げている。				
⑨ 課題	依然として県外からの来訪者の割合が高く、奈良県民及び地元市民への集客に結び付くPRが課題である。またリピート率が低く、リピーターをいかに増やすかも課題である。					
⑩ 2025(令和7)年度事業計画	事業の内容					
	<p>・おおくぼまちづくり館管理運営</p> <p>・おおくぼまちづくり館保存会による来館者へのレクチャー(洞村フィールドワーク等)</p> <p>・おおくぼまちづくり館保存会による学習会</p>					
	予算額(単位:千円)	2,777				
⑪ 2026(令和8)年度改善内容を含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
		地域の文化及び畝傍山周辺のまちづくりの歴史にまつわる情報をより広い観点から魅力的に発信することを目的として、より深い学びに結び付くような設備・展示のあり方を考えていく。				

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	本人通知制度					
② 担当課名	市民窓口課					
③ 対象	市民及び橿原市に本籍がある人					
④ 目標	住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の防止を図る					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度事業実績	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> 事前登録者の住民票の写し等を第三者に交付した場合に、その交付の事実を通知する。 令和6年度新規登録者数 45人 (令和6年度末)事前登録者数 301件 令和6年度通知件数 32件 職員に対しての制度周知のため、庁内インフォメーションに掲載 広報かしはらを活用した市民への制度周知 					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	A	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	住民票の写し等を第三者に交付した場合に、その事実を登録者へ通知することにより、不正請求及び不正取得による個人の権利侵害に対して抑止力を持たせる効果が期待できる。 令和6年度の新規登録者は、前年度を少し下まわる結果となった。				
⑨ 課題	本人通知制度の周知に努め、事前登録者数の増加を図る必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度事業計画	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> 被害告知型の導入 登録者の住民票の写し等を第三者に交付した場合において、その交付の事実を通知 新規登録者数 50件 広報かしはら及び市ホームページを活用した市民への制度周知 市民窓口課待合場所でのLEDビジョン放映及びチラシ設置による市民への制度周知 					
	予算額(単位:千円)	0				
⑪ 2026(令和8)年度改善内容を含めた方向性	A	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	本人通知制度の登録者数増加を図る周知を行い、今後も継続して実施していく。 被害告知型の導入の周知により、不正取得を抑止する。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	橿原市企業内人権教育推進協議会					
② 担当課名	地域振興課					
③ 対象	市内会員企業					
④ 目標	人権問題解決のため、企業内において人権教育を積極的に推進し、就職差別等を撤廃する					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部署差別問題(間和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権	11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度事業実績	事業の内容					
	○理事会及び総会 令和6年7月19日					
	○令和6年度第1回橿原市企業内人権教育推進協議会研修会を開催。 令和6年11月26日 第1部「マイクロアグレッション(自覚なき差別)」 第2部「ワーク・ライフ・バランス」 ○令和6年度第2回橿原市企業内人権教育推進協議会研修会を開催。 令和7年3月10日 「インターネットと人権」					
	予算額(単位:千円)	400	決算額(単位:千円)	256		
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	令和6年度は、協議会自主事業として、始めて年間2回の研修会を開催することができ、会員企業に対して、人権教育の取り組みを推進することができた。				
⑨ 課題	研修会を実施したが、参加者が少ない状況が続いているので、会員企業への働きかけを強化していく必要があり、より一層幅広い層に対しての研修の機会を創出していく必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度事業計画	事業の内容					
	○理事会及び総会(役員改選、令和7年度事業計画並びに予算など) 令和7年8月27日 ○協議会主催の研修会の開催 令和7年11月頃、令和8年2月頃 ○関係機関の研修会などへの参加 令和8年3月まで ○橿原市ホームページ等を活用して、協議会活動の周知 令和8年3月まで ○市内未加入事業者の加入促進 令和8年3月まで ○啓発冊子、セミナーチラシ、啓発物品等の配布 令和8年3月まで					
	予算額(単位:千円)	340				
⑪ 2026(令和8)年度改善内容を含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
		多くの企業及びその従業員への人権教育を推進していく為に、協議会活動の周知を図り、会員企業の増加を図っていく。また、他事業で実施している事業の中で、連携できる事業については積極的に連携を図っていき、研修内容などの充実化を図っていく。				

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	HIVおよびハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発活動					
② 担当課名	健康増進課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	HIVウイルス感染予防と感染症及びハンセン病に対する差別を解消するため、正しい知識の普及啓発を行う					
⑤資料編との対応	80	ページ	HIV感染者数及びAIDS患者数(累計)			
⑥ 分野	7	1.部落差別問題(同和問題)	2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人
		6.外国人	7.HIV感染者・ハンセン病患者等		8.性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9.インターネット等による人権侵害		10.さまざまな人権	11.人権全般	
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	保健センターでの啓発ポスターの掲示 リーフレットの設置 県主催のキャンペーンやシンポジウムへの協力					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	B	A.成果は大きい	B.成果はやや大きい	C.成果はやや小さい	D.成果は小さい	
	説明	積極的に啓発の機会はなかったが、リーフレットの設置を行った。				
⑨ 課題	HIVウイルス感染予防と感染症及びハンセン病に対する差別を解消するため、今後も正しい知識の普及啓発に努める。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	保健センターでの啓発ポスターの掲示 リーフレットの設置 県主催のキャンペーンやシンポジウムへの協力					
	予算額(単位:千円)	0				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A.拡大	B.見直しの上継続	C.縮小	D.廃止又は休止	
	継続して実施していく					

梶原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	職員研修					
② 担当課名	こども未来課					
③ 対象	幼稚園・こども園職員					
④ 目標	人権保育・教育の根幹を知ることで、資質を向上し、一人ひとりを大切にする保育・教育に繋げる。					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	3	1.部落差別問題(同和問題)	2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人
		6.外国人	7.HIV感染者・ハンセン病患者等		8.性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9.インターネット等による人権侵害			10.さまざまな人権	11.人権全般

⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容				
	<p>・幼保小の接続に関わる体制づくりを講師を招いて研修 令和7年1月23日(木)中央公民館 講師 畷傍北小学校 講師 山村 修代先生(元小学校長) 内容 講演「第1回 合同研修会の開催要項 ～就学前教育と小学校教育の学びの確かな繋がりの充実を目指して～」 ※グループワーキング 幼保小の職員がグループごとに話し合ったことを付箋に書き、まとめていく。 参加対象 就学前 (34) 人 小学校 (17) 人</p> <p>・令和7年1月～2月に地域校区ごとに幼保小接続研修を実施 「第2回 合同研修会の開催要項 ～就学前教育と小学校教育の学びの確かな繋がりの充実を目指して～」 1月7日(畷傍南小学校区)1月10日(真菅小学校区)1月15日(鳴公小学校区 畷傍東小学校区) 1月17日(新沢小学校区 金橋小学校区)1月21日(白樺小学校区)1月27日(真菅北小学校区) 1月28日(耳成小学校区 香久山小学校区)1月30日(晩成小学校区 耳成南小学校区) 1月31日(耳成西小学校区)2月20日(畷傍北小学校区)</p> <p>・こども未来課主催職員研修の実施 ①令和6年11月26日(火)市役所分庁舎会議室A 講師 津村 薫氏 (フェリアン株式会社) 内容 「保育士のメンタルヘルスについて」 参加者 こども園・幼稚園・子ども発達支援課・こども未来課職員 (90)人 ②令和7年2月26日(水)市役所分庁舎会議室A 講師 竹上 由美氏 内容 「職員が健康で笑顔で元気に働けるように ～正しく美しい姿勢を～」 参加者 こども園・幼稚園・子ども発達支援課・こども未来課職員 (60)人</p> <p>・保育者の相談窓口のロゴフォームの開設 利用件数 (3)人</p>				
	予算額(単位:千円)	30		決算額(単位:千円)	30

⑧ 成果	B	A.成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい
	説明	<p>●5歳児までに経験してきたことを、小学校のスタート時期にどう活かしていくのか。講師が実際に関わって子どもたちの発達をつなぐとはどういうことかについて学ぶことができた。私立園の職員の方の参加いただき、梶原市の幼保小の接続に関わる体制の枠を広げる初の試みとなりました。</p> <p>●各地域で話あった内容の研修記録を致す。(スプレッドシート利用)</p> <p>●地域の小学校区に初めて私立保育園の職員も参加(3園)していただいた。</p> <p>●地域での幼保小接続の体制づくりや交流の在り方、お互いの教育・保育現場のことを知るなど職員同士が話合う。</p> <p>●体ほぐし心ほぐしをしながら、自分自身の性格などからメンタルヘルスの種類や在り方を知ることで、対処方法までを学ぶことができた。アンケート(ロゴフォーム活用)を実施し、職員にとってもよい学びとなり、実際に取り組んでみたいという意見が多く聞かれた。</p> <p>●保育者は腰痛など起こしやすいので、体幹の整え方や歩き方を実際に体験しながら学ぶことができた。また、子どもたちの成長に体幹を保持することは大事なことであり、日々の保育の中で意識していくことの大切さを学ぶこともできた。</p> <p>●保育者の相談の窓口開設は、管理職に対する思いを相談する中で、自分の発信の仕方やとらえ方を見直し、自分からも意見を言える環境にしていきたいなどの相談もあった。</p>			
⑨ 課題	<p>○幼保小の接続の体制づくりについては奈良県全体が取り組む課題である。梶原市としても教育委員会と連携しながら進めていきたい。</p> <p>○職員研修ではより多くの職員が参加できる時間帯として時間外での実施となっている。様々な課題に携り今後も継続していきたい。</p> <p>○保育者の相談窓口(ロゴフォーム)の利用件数が少なかった。</p>				

⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容				
	<p>・令和7年7月ごろに幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について講師を招いて研修予定 ・令和7年12月ごろに職員による虐待に関する通報義務について研修予定</p>				
	予算額(単位:千円)	30			

⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止
	<p>・幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進について就学前の学びと小学校教育の学びの実態を交流し、就学前におけるアプローチカリキュラム、小学校におけるスタートカリキュラムの充実を繋げる。</p> <p>・児童福祉法改定により、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・日々の保育実践を振り返るような事例を通して学べる企画にしたい。</p>				

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	児童虐待等への対応					
② 担当課名	こども家庭課					
③ 対象	18歳未満の児童と保護者					
④ 目標	個々の子どもとその家庭への対応、支援を通じ、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ育つ基盤を整える					
⑤ 資料冊との対応	87・88 ページ	檜原市における養護相談の理由別対応件数・檜原市相談種別処理				
⑥ 分野	3	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権	11. 人権全般	
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭センターの質の向上並びに周知啓発 ・乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認 ・要保護児童対策地域協議会代表者会議開催(令和6年10月22日) ・日々の家庭児童相談業務(虐待、養育に関すること等) 					
	予算額(単位:千円)	46,939	決算額(単位:千円)	39,080		
⑧ 成果	A	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	児童虐待の相談に対し「子どもの命を守る」ことを基本として業務を遂行している。長期に及ぶ支援や見守りが必要なケースが多いが、関係機関とも連携しながら適宜対応している。				
⑨ 課題	児童虐待は、その後の子どもの発達や将来に大きな影響を及ぼすのみならず、社会全体の大きな損失に繋がる。また、子どもの死に直結する可能性があり、非常に危険な側面も併せ持つ。児童虐待防止のため、更なる体制、人員の強化、整備が必要である。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認 ・要保護児童対策地域協議会代表者会議開催(令和7年10月23日) ・日々の家庭児童相談業務(虐待、養育に関すること等) ・必要に応じて、関係者等を対象にした講座の開催 ・こども家庭センターとしての安定的な人員・職種の確保、質の向上 ・市内小中学校長会において「児童虐待の現状と学校との連携について」の講義をスーパーパイザーから実施 					
	予算額(単位:千円)	60,068				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	A	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	児童虐待防止対策を市の重要な方針の一つとして位置づけ、引き続き広報やホームページ等を通じて、市民への啓発を行う。また、奈良県こども家庭相談センターをはじめとした関係機関との連携をより密にするとともに、こども家庭センターとして母子保健と児童福祉の連携を更にすすめ、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、子どもの安全の確保を図る。					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	法律相談					
② 担当課名	福祉総務課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	弁護士が相談に応じることにより、住民が抱える悩みを解決する					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	住民が抱える悩みを解決するため、弁護士が相談に応じる。 実施日:毎週金曜日 13:00~16:30 10人(1人20分面接相談)年間50回実施。相談件数347件					
	予算額(単位:千円)	1,898		決算額(単位:千円)	1,898	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	毎回、100%の予約が入っている。キャンセル待ちがあるほど広報で認知されているので、需要は多い。				
⑨ 課題	直前でのキャンセルや無断キャンセルをされる方がおられるため、予約がいっぱいで断る事があるにもかかわらず空き時間が生じる日がある。また、同種の事業が奈良弁護士会等の機関により種々実施されており、費用対効果を再検討する必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	住民が抱える悩みを解決するため、弁護士が相談に応じる。 実施日:毎週金曜日 13:00~16:30 10人(1人20分面接相談)年間50回実施予定。相談見込み件数400件					
	予算額(単位:千円)	2,013				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	1人20分枠という相談時間の少ない中、1日10人の相談を受け付ける現在の方法であるが、相談時間が短いとの利用者の声がある。一方、同種の事業が奈良弁護士会等の機関により種々実施されており、費用対効果を再検討する必要がある。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	「社会を明るくする運動」啓発					
② 担当課名	福祉総務課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	犯罪や非行を防止し、犯罪を犯した人たちの立ち直りを地域社会で支えていく					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	10	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<p>○第74回「社会を明るくする運動」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎駐車場に啓発幟旗及び横断幕を掲示(検調月間である7月1日～7月31日) <p>○第74回「社会を明るくする運動」作文コンテスト</p> <p>市内の小中学生に作文を通じて、犯罪・非行の防止に関する意識を高め、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的として、毎年「社会を明るくする運動」作文コンテストを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原稿の枚数: 400字詰め原稿用紙3～5枚程度 ・募集締切: 令和6年7月19日(金) ・提出先: 福祉総務課経由で奈良保護観察所・903点 					
	予算額(単位:千円)	321		決算額(単位:千円)	250	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	7月は検調月間として位置づけられており、犯罪や非行を防止し、立ち直りを地域で支えていくことが求められていることから、「社会を明るくする運動」作文コンテストを実施し、募集を行った。本市からは12小学校655名、6中学校199名の応募があり、橿原市推進委員会から奈良県推進委員会へ小学生3作品、中学生3作品の優秀作品を推薦した。(※推薦数は高取町・明日香村の児童・生徒の作品を含む)				
⑨ 課題	地域に根ざした運動を展開するため、更なる住民の積極的な参加を促す。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<p>○第75回「社会を明るくする運動」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎駐車場に啓発幟旗及び横断幕を掲示(検調月間である7月1日～7月31日) <p>○第75回「社会を明るくする運動」作文コンテスト</p> <p>市内の小中学生に作文を通じて、犯罪・非行の防止に関する意識を高め、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的として、毎年「社会を明るくする運動」作文コンテストを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原稿の枚数: 400字詰め原稿用紙3～5枚程度 ・募集締切: 令和7年7月18日(金) ・提出先: 福祉総務課経由で奈良保護観察所 					
	予算額(単位:千円)	321				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	この運動は、法務省が主唱し、運動の趣旨に賛同した機関や団体が協力して実施と推進にあたっている。その為、中央と都道府県及び市区町村等を単位として「社会を明るくする運動」推進委員会を設置しており、全国的に展開されているので、今後も継続して実施する。					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	一人暮らし高齢者実態調査					
② 担当課名	福祉総務課					
③ 対象	65歳以上の一人暮らし高齢者					
④ 目標	住民票に関わらず、実際に一人暮らしをしている高齢者を各地区民生委員及び市が共に把握し、地域の見守り活動や防災に役立てる					
⑤ 資料編との対応	86 ページ	65歳以上ひとり暮らし老人数				
⑥ 分野	4	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権	11. 人権全般	
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	65歳以上の一人暮らし高齢者に対し、対象者への意向確認後、調査を希望した高齢者に対し、各地区民生児童委員の聞き取りによる実態調査を実施。 調査対象は、令和6年4月1日時点で65歳以上の方、昨年度の調査時期から今年度の調査時期までに一人暮らしになられた方、昨年度の調査対象の方で意向確認書の返送がない方、令和6年4月1日時点で75歳以上の方で過去の調査時(5年以上前)に一人暮らしとの回答があった方、3,233名に対し、意向調査を実施した。その結果、訪問調査を希望した1,303名に対し、各地区民生児童委員が聞き取りによる実態調査を実施した。					
	予算額(単位:千円)	70		決算額(単位:千円)	69	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	<ul style="list-style-type: none"> ・災害や不測の事故などの緊急時に対応するため、一人暮らし高齢者の緊急連絡先を把握する。 ・各地区民生委員が訪問することにより、地域での高齢者の孤立化の防止と継続的な見守りの実施ができた。 				
⑨ 課題	意向確認調査実施することにより、実態調査の日程調整が図れ、効率的に実態調査を実施することができたが、65歳以上という対象年齢については、定年年齢の引き上げが実施されている昨今において、現役で働いている方が多いため、対象年齢の引き上げを検討する必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	令和7年4月1日時点で65歳以上の方、昨年度の調査時期から今年度の調査時期までに一人暮らしになられた方、昨年度の調査対象の方で意向確認書の返送がない方、令和7年4月1日時点で75歳以上の方で過去の調査時より5年以上経過されている方、2,564名に意向確認を実施し、訪問調査を希望された方に各地区民生児童委員の実態調査を実施する。 令和6年度の調査から対象者を過去の登録者に補充しており、さらに令和7年度からは過去に調査拒否や一人暮らしでないという回答があった方に対して再調査を実施することにより、緊急連絡先等の情報のブラッシュアップを図る。					
	予算額(単位:千円)	149				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	過去の調査において、対象として登録されている方や調査拒否の方への継続的な再調査の実施により、緊急連絡先等の最新情報の登録を図り、対象者に不測の事態が起こった際に、迅速に対応できるよう努める。					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	生活困窮者自立支援事業					
② 担当課名	福祉総務課					
③ 対象	生活保護に至る前の生活困窮者					
④ 目標	生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を行うことにより、自立の促進を図る					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	10	1.部落差別問題(同和問題)	2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人
		6.外国人	7.HIV感染者・ハンセン病患者等		8.性的マイノリチネ(LGBTQなど)	
		9.インターネット等による人権侵害		10.さまざまな人権	11.人権全般	
⑦ 2024(令和6)年度事業実績	事業の内容					
	<p>(自立相談支援事業)就労その他の自立に関する問題について、情報提供および助言並びに関係機関との連絡調整を行う。新規相談件数363件。 (住居確保給付金)離職等により経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある者に対し、就職活動を支援するために給付金を支給する。新規支給者数4名。 (就労準備支援事業)雇用による就業が著しく困難な者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。奈良市、生駒市及び十津川村を除く福祉事務所実施自治体による県内広域実施。 (家計改善支援事業)収入支出その他家計の状況を適切に把握し、家計管理の意欲を高め、家計改善に向けた支援等を行う。</p>					
	予算額(単位:千円)	18,965	決算額(単位:千円)	12,421		
⑧ 成果	B	A.成果は大きい	B.成果はやや大きい	C.成果はやや小さい	D.成果は小さい	
	説明	<p>(自立相談支援事業)自立支援計画の作成5件(初回)。 (住居確保給付金)新規支給者のうち延長申請をしたものは0名。早期の自立に繋がった。 (就労準備支援事業)利用実績381件。 (家計改善支援事業)家計改善支援を行った件数1件。</p>				
⑨ 課題	生活困窮者自身の自己選択・自己決定を支援するものであるため、当事者に自立に向けた意欲が乏しい場合は適切な支援が難しい。また、精神障がい・知的障がいがある方、またはその疑いがあるが、病識がなく医療ケアその他の支援を受けていない方に対する支援に困難がある。外国人の相談者が増加しており、意思疎通が困難である。					
⑩ 2025(令和7)年度事業計画	<p>(自立相談支援事業)就労その他の自立に関する問題について、情報提供及び助言並びに関係機関との連絡調整を行う。 (住居確保給付金)離職等により経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある者に対し、就職活動を支援するため給付金を支給する。また、配偶者の死亡などで現住居での生活が成立しない場合、家賃を下げることで家計の維持が可能であることを確認できた場合は転居費用を支給する。 (就労準備支援事業)雇用による就業が著しく困難な者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。奈良市、生駒市及び十津川村を除く福祉事務所実施自治体による県内広域実施。 (家計改善支援事業)収入支出その他家計の状況を適切に把握し、家計管理の意欲を高め、家計改善に向けた支援等を行う。</p>					
	予算額(単位:千円)	17,589				
⑪ 2026(令和8)年度改善内容を含めた方向性	B	A.拡大	B.見直しの上継続	C.縮小	D.廃止又は休止	
	適切な支援の提供・案内に努める。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	障がい者理解を深める作品展					
② 担当課名	障がい福祉課					
③ 対象	市民					
④ 目標	障がいのある方に対する理解を深めるとともに、障がいのある方の社会参加の促進を図る					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	5	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権	11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	テーマ:はーと++++~障がいを持つ方の作品展~ 内容:障がい者の作品(絵画等)の展示 日程:令和6年12月3日(火)~12月9日(月) 場所:分庁舎1階屋内交流スペース					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	A	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	来庁者の目にとまる場所で開催することによって、多くの方に興味を持ってもらえるよう啓発を図った。作品に対するアンケートは「きれい」「すごい」「根気がいる作品だ」等々の感想と関心が寄せられ、障がい者理解につながったと考える。アンケートを制作者にフィードバックすることで今後の制作活動に対する意欲の向上と作品数の増加を図った。				
⑨ 課題	引き続き開催にあたっては、広報誌への掲載や地域生活支援協議会を通じて作品の出品依頼・周知を行う必要がある。また、展示場所の確保、展示方法等の課題と障がいのある方の出品意欲の向上を図り、事業継続する必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	テーマ:はーと++++~障がいを持つ方の作品展~ 内容:障がい者の作品(絵画等)の展示 日程:令和7年12月3日(水)~12月9日(火) 場所:分庁舎1階屋内交流スペース					
	予算額(単位:千円)	0				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	A	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	橿原市・高取町・明日香村で構成する地域生活支援協議会の権利擁護部会が中心となって行っている事業である。障がい者週間にあわせた開催により普及啓発を意図している。多くの出品数を確保し、来場者を増やすよう協議会と市町村が協力し、継続して啓発活動を行う。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	橿原市権利擁護支援地域連携ネットワーク会議					
② 担当課名	障がい福祉課・長寿介護課					
③ 対象	関係機関代表者、市職員 など					
④ 目標	各関係機関のネットワークを通じて、成年後見制度の利用促進や虐待防止など幅広く障がい者や高齢者の尊厳を守り、基本的人権を擁護する					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	4.5	1.部落差別問題(同和問題)	2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人
		6.外国人	7.HIV感染者・ハンセン病患者等		8.性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9.インターネット等による人権侵害		10.さまざまな人権		11.人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	令和6年度 橿原市権利擁護支援地域連携ネットワーク会議 内容 虐待対応報告、権利擁護事業報告など 日程 令和6年8月8日(木) 場所 橿原市役所分庁舎(ミグランス)4階コンベンションルーム 参加者 奈良弁護士会ほか関係機関等より20名					
	予算額(単位:千円)	123		決算額(単位:千円)	123	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	高齢者や障がい者の尊厳を守るための「権利擁護支援地域連携ネットワーク」に関わる関係機関と情報を共有することで、虐待の早期発見や成年後見等の利用促進等の意識付けがなされ、高齢者・障がい者の安心・安全な生活の継続と権利擁護、そして地域と関係者とのネットワーク形成への働きかけを行えている。				
⑨ 課題	ネットワークの概要及び実際の事例を通し、各分野での現状の共有や課題解決に向けての各機関の役割の共有等、さらに内容を深めていく。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	令和7年度 橿原市権利擁護支援地域連携ネットワーク会議 内容 虐待対応報告、権利擁護事業報告など 日程 令和7年8月6日(水) 場所 橿原市役所分庁舎(ミグランス)4階コンベンションルーム 参加者 奈良弁護士会ほか関係機関等より20名					
	予算額(単位:千円)	123				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	ネットワークの機能がさらに充実するよう、引き続き会議を開催し、各関係機関からの情報を共有、ネットワーク構築、成年後見制度の利用促進や虐待防止にかかる周知を行い、権利擁護の取組を進めていく。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	高齢者虐待防止研修					
② 担当課名	長寿介護課					
③ 対象	高齢者の介護等に関わっている専門職、市民 など					
④ 目標	周知啓発等を行うことにより、高齢者虐待防止を推進する					
⑤ 資料編との対応	86 ページ	高齢者虐待相談件数				
⑥ 分野	4	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	令和6年度より地域包括支援センターを2か所に増設する。南エリアは社会福祉協議会地域包括支援センターに委託し北エリアは(社福)うねび会に委託する。 地域における相談窓口の周知を行うことで、高齢者虐待防止に取り組む。 引き続き関係機関と連携をとりながら、早期対応を行うことで高齢者虐待の防止に取り組んでいく。					
	予算額(単位:千円)	81	決算額(単位:千円)	20		
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	介護に携わる専門職に対しては研修会を実施し、市民等に対しては広報紙にて周知啓発を行うことができた。				
⑨ 課題	引き続き、地域包括支援センター・かしはら街の介護相談室と連携をとり、高齢者虐待防止に取り組んでいく必要がある。また、関係者からの情報提供に対しては、早期対応を行うことで高齢者虐待の防止に努めていく必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	地域包括支援センター南エリア(社会福祉協議会)と地域包括支援センター北エリア((社福)うねび会)とともに地域における相談窓口の周知を行うことで、高齢者虐待防止に取り組む。 また、長寿介護課より事業所へ運営指導を行う際に、事業所内で高齢者虐待防止研修等を行っているか確認や指導を行っている。 引き続き関係機関と連携をとりながら、早期対応を行うことで高齢者虐待の防止に取り組んでいく。					
	予算額(単位:千円)	0				
2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	引き続き関係機関と連携を密にとりながら高齢者虐待防止に取り組んでいく。					

<p style="text-align: center;">橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画</p>							
① 事業名	市内公園 人にやさしい公園づくり						
② 担当課名	公園緑地景観課						
③ 対象	施設利用者						
④ 目標	だれもが利用できる公園の整備						
⑤ 資料編との対応	ページ						
⑥ 分野	11	1.部落差別問題(同和問題)	2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人	
		6.外国人	7.HIV感染者・ハンセン病患者等		8.性的マイノリティ(LGBTQなど)		
		9.インターネット等による人権侵害			10.さまざまな人権	11.人権全般	
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容						
	公園工事を行い、白樺近隣公園に手摺、阿弥陀児童公園に複合ブランコ・鉄棒・健康遊具、東竹田近隣公園にインクルーシブブランコ、葛本第2東公園に水栓柱を設置した。 また、出水公園の引込柱及び分電盤の修繕を行った。						
	予算額(単位:千円)		52,552		決算額(単位:千円)		7,441
⑧ 成果	B	A.成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい		
	説明	公園施設を新しくすることにより、より多くの方に利用していただき地域の交流促進に貢献できた。また、インクルーシブ遊具を設置することにより、年齢や障がいの有無に関わらず、より多くの方が安心して公園を利用することができるようになった。					
⑨ 課題	老朽化した公園施設やバリアフリー化されていない公園が多いため、引き続き公園施設の更新や整備を行っていく。						
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容						
	引き続き、橿原市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の更新を行う。						
	予算額(単位:千円)		71,655				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止		
	老朽化した公園施設が多いため、橿原市公園施設長寿命化計画や遊具点検結果から優先順位を考え更新していくことで、誰もが安心して利用できる人にやさしい公園づくりを目指す。						

<p style="text-align: center;">橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画</p>						
① 事業名	スポーツEXPO in ヤタガラスフィールド橿原					
② 担当課名	スポーツ推進課					
③ 対象	来訪者					
④ 目標	ヤタガラスフィールド橿原の最先端の人工芝を様々な人に多目的に利用してもらい、障がいのある人もない人も一緒にスポーツを楽しむことでインクルーシブな社会をめざす。					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権	11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	スポーツEXPO in ヤタガラスフィールド橿原 ●日時 令和7年3月20日(木・祝) 9時50分～15時00分 ●定員 なし ※一部ブースで定員枠あり ●内容 ヤタガラスフィールド橿原(内)・屋根付運動場 ・ベースボール5(佐藤薬品工業株式会社、一般社団法人奈良県軟式野球連盟) ・ミズノ走り方教室(ミズノ株式会社) ・ニュースポーツ体験会(橿原市スポーツ推進委員協議会) ・グラウンドゴルフ・サッカーボウリング(NPO法人香久山総合型スポーツクラブ) ・スプリングフィットネス・外ヨガ(NPO法人橿原健康スポーツクラブKKSC) ・HIPHOPダンス・チェアダンス・ウォーキングフットボール・目隠しPK(NPO法人ポルベニルカシハラスポーツクラブ) > 25mチャレンジ(SAP橿原運動公園共同事業体) ヤタガラスフィールド橿原(外) ・ドリンクコーナー(大塚製薬株式会社) ・モンキーブリッジ(日本ボーイスカウト奈良県連盟橿原市地区会) ・食品等販売ブース(一般公募)					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	C	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	障がいのある人とない人の交流につながった。				
⑨ 課題	より多くの障がいのある人に参加してもらえるようイベントの周知を行うとともに、障がいの有無に関係なく、参加しやすく・楽しめるようなイベントを検討する。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	開催の可否含め検討中。					
	予算額(単位:千円)	0				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	A. 拡大	B. 見直しの上継続		C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	開催の可否含め検討中。					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画					
① 事業名	交通安全施設整備事業				
② 担当課名	建設管理課				
③ 対象	市民等				
④ 目標	すべての人が安心・安全に利用できる施設整備を行う				
⑤ 資料編との対応	ページ				
⑥ 分野	11	1.部落差別問題(同和問題)		2.女性	3.子ども
		6.外国人	7.HIV感染者・ハンセン病患者等		8.性的マイノリティ(LGBTQなど)
		9.インターネット等による人権侵害		10.さまざまな人権	11.人権全般
⑦ 2024(令和6)年度事業実績	事業の内容				
	事業名:交通安全施設設置工事6-1 場 所:市内一円				
	予算額(単位:千円)	26,066		決算額(単位:千円)	10,577
⑧ 成果	B	A.成果は大きい	B.成果はやや大きい	C.成果はやや小さい	D.成果は小さい
	説明	歩道及び通学路の整備により、歩行者の安全を図ることが出来た。また、安全防護柵の設置により、自動車交通の円滑化と自転車及び歩行者の安全確保を図り、交通事故防止に寄与できた。			
⑨ 課題	交通量の増加に伴い、危険防止と交通の円滑化を図るべく歩道整備、段差勾配の改善、ガードレールや転落防止柵設置などの交通安全施設の効果的な整備を行い、交通事故の抑制や転落防止等を行ってきた。今後も、様々な利用者や地域の特徴を踏まえて、全ての人が安心・安全に利用できる交通安全施設整備を継続的に進めていく必要がある。				
⑩ 2025(令和7)年度事業計画	事業の内容				
	事業名:交通安全施設整備工事 場 所:市内一円				
	予算額(単位:千円)	41,090			
⑪ 2026(令和8)年度改善内容を含めた方向性	B	A.拡大	B.見直しの上継続	C.縮小	D.廃止又は休止
	交通事故防止の観点から、市民からの要望やパトロールにより、歩道の整備や転落防止柵・カーブミラーの設置を行い、利用者が危険と感じた箇所において、緊急性に応じて順次、交通安全施設の整備及び設置を行っていく。また、すべての人が安心・安全に利用できる道路整備を目指し、日常の維持管理を含め継続的な改善を図る。				

樫原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	スクールカウンセリング事業					
② 担当課名	学校教育課					
③ 対象	児童生徒、保護者、職員					
④ 目標	いじめや不登校など児童生徒が抱える悩みを解消し、問題なく登校して学習ができる環境を確保する。					
⑤ 資料冊との対応	89 ページ	いじめ・不登校・暴力行為の推移(国・県・市の比較)				
⑥ 分野	3	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権	11. 人権全般	
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<p>・かしはら万葉ホール(適応指導教室: 虹の広場)に2名の臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置した。さらに、1名をWebカウンセラーとして配置した。</p> <p>・心理相談員事業として、市内全小中学校に臨床心理士・公認心理師をめざす者、または児童心理に精通している者、教員をめざす者を配置し、担任をはじめとする教員と直接連携・情報共有して、学校に入り込み、子どもたちの様子について見守り支援を行った。時には学習支援を行いながら話しかけたりして、普段の生活の中から本人の抱える悩みや問題を早期に発見し、解決の糸口につながるように子どもたちに寄り添い、心理支援を中心に行った。</p> <p>・市費スクールカウンセラーを全中学校、小学校1校に配置し、児童生徒や保護者の相談対応を行った。また、コンサルテーションを行うことで、教員・保護者・児童生徒の関係性に改善が見られた例もあった。</p>					
	予算額(単位: 千円)	24,327	決算額(単位: 千円)	20,788		
⑧ 成果	A	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	<p>学校や教育支援センターでは、不登校児童生徒をはじめ、様々な問題を抱えている多くの児童生徒の保護者からの相談対応を行った。本人はもちろんのこと、その保護者や教職員への対応も行い、有効に活用された。相談件数も年々増加しているが、カウンセラーは、心理相談員等に対する研修会の講師も行い、学校現場で児童生徒を支援する立場としての心構えなどについての知識を深めるとともに、教職員への意識改革も行った。</p>				
⑨ 課題	<p>心理相談員を各学校へ配置する際、心理支援と学習支援をバランスよく行うことができるように、心理系、教育系の偏りのない任用に心がけたい。</p>					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<p>・かしはら万葉ホール(教育支援センター: 虹の広場)に2名の臨床心理士をスクールカウンセラーとして配置する。また、1名をWebカウンセラーとして配置する。</p> <p>・中学校6校及び小学校1校に市費スクールカウンセラーを配置する。</p> <p>・心理相談員事業として、市内全小中学校に臨床心理士・公認心理師をめざす者、または児童心理に精通している者、教員をめざす者をバランスよく配置し、担任をはじめとする教員と直接連携・情報共有して、学校に入り込み、子どもたちの様子について見守り支援を行う。それらの関りの中から本人の抱える悩みや問題等を早期に発見し、子どもたちに寄り添い、子どもたちに近い目線で支援を行っていく。</p>					
	予算額(単位: 千円)	33,578				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	A	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	<p>スクールカウンセリング事業をより有効に活用するため、スクールライフサポーター及びいじめ対策巡回支援相談員を配置し、市内各校に配置されている心理相談員と学校、さらに市内全体で情報共有ができる仕組みをつくり、連携をより強化していく。また、令和6年度から市内全中学校と小学校1校に配置された市費のスクールカウンセラーの専門性を活用しながら、各学校での事例やノウハウを市内全体で共有し、それぞれの児童生徒の状況に合わせた対応、きめ細やかな対応に生かせるものとする。</p>					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	いじめ不登校対策事業					
② 担当課名	学校教育課					
③ 対象	児童生徒、保護者、職員					
④ 目標	学校におけるいじめや不登校の児童生徒を減らしていく					
⑤ 資料冊との対応	89 ページ	いじめ・不登校・暴力行為の推移(国・県・市の比較)				
⑥ 分野	3	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権	11. 人権全般	
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> 市内21校に各1～5名「いじめ・不登校対策指導員」を配置し、子どもたちのトラブル等の早期発見、問題発生後のきめ細かい対応、対応を行う教職員の補助を行う。 いじめ対策をよりきめ細やかに対応するためいじめ・不登校対策指導員の配置時間数を拡充する形で学習指導員を配置する。 「スクールライフサポーター」を配置する。(2名が、週5日市内各学校巡回を行う。) 					
	予算額(単位:千円)	69,131		決算額(単位:千円)	49,944	
⑧ 成果	A	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	子どもへの関わり(家庭訪問・個別対応等)、保護者への関わり(家庭訪問・面談等)、教職員間のつながり等、いじめ不登校対策指導員の業務は多岐にわたる中、不登校(不登校傾向)の改善及びいじめの未然防止・早期発見及び解決に多大な役割を果たしている。スクールライフサポーターについても、豊富な経験・人脈を基に適切な助言を行うとともに、関係機関との連携にも大いに貢献している。				
⑨ 課題	児童生徒数は減少しているものの、情緒面の不登校だけではなく近年、発達障がいの不登校児童生徒が増加している。また、いじめ認知件数も増加傾向にはないものの、依然として高水準で推移している。こうした状況を踏まえ、いじめ・不登校対策指導員の担当時間数を増やしていく必要があるとともに、一部の教員のみが対応するのではなく、学校全体で包括的に取り組む体制の構築と、教職員の意識改革が求められている。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> 市内21校に各1～5名「いじめ・不登校対策指導員」を配置し、子どもたちのトラブル等の早期発見、問題発生後のきめ細かい対応、対応を行う教職員の補助を行う。 いじめ対策をよりきめ細やかに対応するためいじめ・不登校対策指導員の配置時間数を拡充する形で学習指導員を配置する。 「スクールライフサポーター」を配置する。(2名が、週5日市内各学校巡回を行う。) 					
	予算額(単位:千円)	81,829				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	いじめ・不登校対策指導員やスクールライフサポーターは、県費スクールカウンセラーや市で配置している「心理相談員」と令和7年度新たに配置した市費スクールカウンセラーとで、対応等の方向性を共通認識し、具現化する一員として教職員の補助を行っていく。また、事業をより有効に活用するため、いじめ・不登校対策指導員やスクールライフサポーターと学校は、さらに情報共有ができる仕組みをつくり、校内の連携をより強化していく。					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	ペアレント・トレーニング					
② 担当課名	学校教育課					
③ 対象	保護者					
④ 目標	よりよい子どもへのかかわりを学ぶ					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	3	1.部落差別問題(同和問題)	2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人
		6.外国人	7.HIV感染者・ハンセン病患者等		8.性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9.インターネット等による人権侵害			10.さまざまな人権	11.人権全般
⑦ 2024(令和6)年度事業実績	事業の内容					
	○「ペアレント・トレーニング」 実施期間:(第1期)2024年6月~2024年7月(第2期)2024年11月~2025年3月 参加人数:(第1期)7名(第2期)5名 実施回数:(第1期)4回のセッション(1回のセッション:2時間) (第2期)7回のセッション(1回のセッション:2時間)					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	B	A.成果は大きい	B.成果はやや大きい	C.成果はやや小さい	D.成果は小さい	
	説明	保護者がペアレント・トレーニングに参加する中で、子どもの理解が深まり、子どもとのよりよい関わりが増えた。その結果、親子関係や子どもに対する態度に改善が見られ始めた。また、集まった保護者同士でペアレント・トレーニングに関する話題等の会話を重ねることで、心理的ストレスが軽減されたという話から出ていた。				
⑨ 課題	参加者のモチベーションを維持できるような方向付けと、参加者の募集方法や日程調整の難しさへの対応が課題である。					
⑩ 2025(令和7)年度事業計画	事業の内容					
	○「ペアレント・トレーニング」 実施期間:2025年5月~2026年3月予定 参加人数:未定 実施回数:未定					
	予算額(単位:千円)	0				
⑪ 2026(令和8)年度改善内容を含めた方向性	B	A.拡大	B.見直しの上継続	C.縮小	D.廃止又は休止	
	「ペアレント・トレーニング」を受講したいという保護者の要望が多いため、今後も継続していく方向である。実施会場について検討する必要がある。					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	人権教育推進計画作成説明会					
② 担当課名	人権・地域教育課					
③ 対象	教職員・保育士					
④ 目標	令和3年3月に一部改訂した「檜原市人権教育の推進についての基本方針」の概要を周知し、それに基づいて各校園が年間計画を作成し、人権教育を推進する。					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進計画作成の説明会を4月18日に開催した。 ・説明会後に指導主事が学校訪問を行った。 ・年度末に各校園から取組の成果と課題の提出を求め、各校での1年間の振り返りとした。 					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問を通じて、前年度の成果と課題を踏まえた計画になっているか、改定部分が反映されているか、従来の取組をいかに継承するか等について指導助言を行う事ができた。 				
⑨ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問については、1校1校の訪問を丁寧に行う意味で1日に複数校を訪問することは避けた。その結果、1学期だけですべての小中学校の訪問を終えることができなかった。 					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> ・4月18日に人権教育推進計画作成の説明会を行った。 ※説明会後の学校訪問が日程的にタイトなので、説明会の開催日を1週間程度早めた。 ・その後学校訪問を実施し、前年度提出された各校の成果と課題を基に、各校の実態に応じ人権教育がより発展することをめざした、また、人権教育担当者の困りごとに寄り添い、指導助言を行う。 ・年度末に各校園の成果と課題の提出を求める。 					
	予算額(単位:千円)	0				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年に一部改訂した「檜原市人権教育の推進についての基本方針」について何がどう変わったのかについてはこれまでの説明会で一定周知することができた。また、文部科学省から発出された人権教育の指導法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕の追加資料やこども基本法の理念などの内容も加えており、新しい情報を基に、各校園での推進計画策定(P)→各校園での実践(D)→成果と課題の明確化(C)→次年度の取り組み(A)による人権教育の充実につなげていく。 					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	人権教育推進校・園指定事業					
② 担当課名	人権・地域教育課					
③ 対象	市内各校園					
④ 目標	研究指定の3校・2園が主体的に人権教育の推進に取り組む					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	・晩成小学校・耳成小学校・真菅北小学校・晩成幼稚園・第3こども園が、『学びの共同体』『なかまづくり』『部落問題学習』『自尊感情』『子どもたちが遊び込める環境づくり』など多様な人権の視点を持って指定研究を行った。 ※研究指定園については、園数の減少もあり3園から2園での実施となった。					
	予算額(単位:千円)	540		決算額(単位:千円)	540	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	・3校2園とも様々なテーマで研究を進めることができた。				
⑨ 課題	・事業自体が単年度の事業である。しかし、人権教育は奥深く、テーマを絞って研究をするのだが、1年という期間については一考の余地があるかもしれない。 ・次年度研究指定を予定している真菅幼稚園は県の研究指定も合わせての事業となるので、研究発表についてこれまで以上の規模になる。研究成果を十分に発揮できるよう、園だけでは対応しきれない部分を県や市こども未来課との連携を密にし、サポートしていく。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	・耳成小学校・真菅小学校・新沢小学校・真菅幼稚園・第2こども園が『学びの共同体』『なかま集団づくり』『心が動く保育環境』などのテーマで校内研修・園内研修等を進める。 ・11月28日に開催予定の真菅幼稚園の研究発表会は県の事業と重ねての発表となる。					
	予算額(単位:千円)	540				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	・令和7年度は献傍北小学校が県の人権教育研究推進事業に取り組んでおり、令和8年度は市も共に研究に取り組む方針である。					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	子ども人権フォーラム					
② 担当課名	人権・地域教育課					
③ 対象	児童生徒、保護者及び地域住民					
④ 目標	校区の人材を活用して、人権フォーラム事業を推進する。					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	・県の「学校・地域パートナーシップ事業」を活用して、それぞれの校区の方々と連携した人権フォーラム事業を実施した。実施地域は畝傍北小・鴨公小・新沢小・真菅北小・畝傍中・八木中・白樺中の各校区で実施した。					
	予算額(単位:千円)	266		決算額(単位:千円)	266	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	・申請したすべての学校で事業を行うことができた。 ・特に畝傍北小、鴨公小では、次年度からの学校運営協議会制度をにらみ、事業拡大の準備に取り組んだ。				
⑨ 課題	・この事業は、県の「学校・地域パートナーシップ事業」を活用して10年近くが経過し、成果を上げてきた。令和7年度からは学校運営協議会制度の導入に伴い、事業が更に活性化されることを見込んでいる。そのため、人権フォーラム及び地域未来塾を含むパートナーシップ事業本体の予算の増額が必要である。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	・県の「学校・地域パートナーシップ事業」を活用して、それぞれの校区の方々と連携した人権フォーラム事業を実施する。実施地域は畝傍北小・鴨公小・金橋小・新沢小・畝傍中・八木中・白樺中。					
	予算額(単位:千円)	273				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	「学校・地域パートナーシップ事業」の充実に向け、国や県の事業内容及び補助要件を確認し、学校運営協議会との整合性を図りながら実施内容を検討していく。					

樞原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	人権啓発ポスター・標語の募集と掲示					
② 担当課名	人権・地域教育課					
③ 対象	市内小中学校児童生徒					
④ 目標	児童生徒が人権について考える機会とすることで意識の向上を図る					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権	11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度事業実績	事業の内容					
	・各校の人権学習の取組の成果として、児童・生徒が人権ポスター・標語を作成し、ポスターについては県の募集に対して応募した。また、樞原市役所分庁舎と各地区公民館に展示したり広報等に掲載したりすることで、人権啓発活動とした。					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	・作成に取り組むことは、子どもたちが人権と向き合い考えを深め、表現力を高めることにつながっている。 ・少子化の影響から、ポスターは前年度の1623点から1511点と減少、標語は前年度の2721点から2661点と減少しているが、各校での人権学習の取組を基盤に、作成にも継続的に取り組んでいる。				
⑨ 課題	・令和6年度から県の事業がポスターだけになり、標語は県内で検討した結果、市の単独事業で継続することになった。ポスターには給葉書の参加記念品があるのに対して、標語については参加記念品がない状況である。子どもたちの心に残るような記念品を準備することで、事業の進化につなげたい。					
⑩ 2025(令和7)年度事業計画	事業の内容					
	・これまでポスター、標語共に県の事業として実施していたが、令和6年度からポスターだけが県の事業となっている。 ・ポスターは令和6年度の1511点から1442点に減少、標語は令和6年度の2661点から2829点に増加した。7月の差別をなくす強調月間に市内各地区公民館及びコミュニティセンターで人権ポスター及び標語の掲示を行った。12月の人権週間に合わせて樞原市役所分庁舎でも再度掲示を行う予定である。 ・特にポスターについてはこれまで少なかった『性の多様性』や『SDGs』をテーマにしたものが多く出品されるという変化がみられている。これまで教職員の研修に注力してきた取組の成果が、子どもたちの学びにつながっている事も確認できた。					
	予算額(単位:千円)	0				
⑪ 2026(令和8)年度改善内容を含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	・参加記念品は、人権啓発につながるもので準備を検討し、予算化をめざしたい。予算化がかなわない場合も、人権啓発ポスターと標語の作成は各学校の取組に位置付けられているので、地道に継続していきたい。					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	人権教育資料「なかまとともに」の配布					
② 担当課名	人権・地域教育課					
③ 対象	市内各小中学校					
④ 目標	一人ひとりの児童生徒が人権教育を学習するための資料とする。					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	・人権教育資料「なかま」及び「なかまとともに」は、現在学校据え置きである。不足分を調査し補充を行った。					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	・各小中学校から提出された人権教育の推進計画を確認すると、「なかま」及び「なかまとともに」の教材の活用は定着している。「なかま」については「しばてん」や「しまひきおに」を中心に活用している学校が多い。「なかまとともに」については「あのこ」や「ちがうことばんざい」などの活用が多い。				
⑨ 課題	・奈良県人権教育研究会が毎年2月に「なかま実践研究会」を実施する等、教材観を深める研修会は続いている。しかし、教職員保育士の入れ替わりもあり、指導法の継承や教材を使った学習の更なる活性化にむけて研修会や指導助言の充実を図る必要がある。 ・「なかま」については、新規の製本を行っておらず、今ある在庫が無くなると配布できない。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	・人権教育資料「なかま」及び「なかまとともに」の不足分を調査し補充を行う。 ・3月に「あなたとともに考えたい部落差別のこと」の冊子が県より配布された。「なかま」教材とも関連が深く、活用を推進するための教職員保育士を対象とした研修会の実施。					
	予算額(単位:千円)	0				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	県教育委員会が発出している「すべての学校で部落問題学習を」「部落問題学習の推進に関する指導資料集」「あなたとともに考えたい部落差別のこと」と「なかま」及び「なかまとともに」は整合性が高く、各種教材をより深く活用するための研修会についても計画的継続的に実施を進める。					

<p style="text-align: center;">橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画</p>						
① 事業名	人権・地域教育課で主催する研修会					
② 担当課名	人権・地域教育課					
③ 対象	橿原市教職員・保育士・講師団講師等					
④ 目標	研修を通して、人権意識や人権感覚などの向上を図る					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権	11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	在日外国人教育研修会 6月24日(月) 講師 薛 智 恵 さん 社会教育リーダー研修会 7月26日(金) 講師 乗本奈穂美 さん 第1回人権教育研修会 8月20日(火) 講師 志水 宏吉 さん 第2回人権教育研修会 10月 4日(金) 講師 竹下 三隆 さん 第3回人権教育研修会 12月20日(金) 講師 奥本 武裕 さん 第4回人権教育研修会 1月24日(金) 講師 藤戸 裕子 さん					
	予算額(単位:千円)		130	決算額(単位:千円)		130
⑧ 成果	C	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なテーマで研修を積み重ねることができた。特に、高齢者を市の個別の人権課題に示しているが、偏面的側面からのアプローチしかできていなかったが、今回、看取りをテーマに命も含めた発信をすることができた。 ・近年の課題の1つに『自尊感情の醸成』がある。本年度は竹下三隆さんをお招きして心理学の視点でアプローチする事ができた。 				
⑨ 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者アンケートからは、満足度は高く、講師の選定等に関しては問題はないと考えるが参加者が少ない。 ・多様なテーマで研修会を実施しているが、人権課題も多様化してきている。人権・地域教育課だけではなく、県や市の研修会との連携図っていく必要がある。 ・年間6回の集合研修を実施しているが、予算的が4回分しか確保できていない。 					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	第1回人権教育研修会 8月 5日(火) 講師 柴田 俊和 さん 第2回人権教育研修会 8月27日(水) 講師 藤本 真帆 さん 社会教育リーダー研修会 10月21日(火) 講師 石川 千明 さん 在日外国人教育研修会 動画配信(予定) 講師 山林 信仁 さん 第3回人権教育研修会 冬期休業期間 講師 江川美奈子 さん 第4回人権教育研修会 講師 千原 雅代 さん					
	予算額(単位:千円)		110			
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	<ul style="list-style-type: none"> ・参加対象が教職員保育士が対象の研修は長期休業期間を中心に開催をしてみ、参加者の推移を確認しながら、開催時期について検討する。 ・人権課題が多様化しており、それぞれの研修会のテーマを1年間見通して計画することで多様な人権課題についての研修会を実施できるように計画していく。 					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	人権教育研修会への講師派遣					
② 担当課名	人権・地域教育課					
③ 対象	市民・教職員等					
④ 目標	研修会等に講師を派遣し人権教育の深化に努める					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権	11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	【学校・園以外】 7月10日(月)佐藤薬品工業社内人権研修 【学校・園への指導主事の派遣】 ・校内研修園内研修(研究授業での指導助言) ・保護者向け講演 ・校区人権協地区別懇談会での講演					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	・各校園を中心に、依頼があればそのテーマに添って講演及び指導助言を行った。				
⑨ 課題	・1回1回の研修会をより実り多きものにするためにも、指導主事・社会教育指導員等が研修を重ね、より一層の人権感覚・意識・知識を深め、高める必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	・様々なテーマに関わる講演依頼についての講師派遣 ・各校園内研修 ・人権教育研究推進指定校園への訪問指導 ・各校区人権協					
	予算額(単位:千円)	0				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	・檜原市内を中心に実施される人権教育に関する研修会に講師を派遣する。					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	各種教室					
② 担当課名	人権・地域教育課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	各種教室を通して交流を図り、文字を学び知ることを通して生きる力を身に付ける					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権	11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> ・生け花教室(月2回実施) 場所: 大久保コミュニティセンター 飛騨コミュニティセンター ・識字学級(月2回実施) 場所: 大久保コミュニティセンター 					
	予算額(単位:千円)	535		決算額(単位:千円)	504	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域を小学校区に広げて実施し、教養を高めるとともに「つながり」を深め人権感覚を磨く交流の場となった。 ・県の事業である「識字学級交流会」に参加するなど、「つながり」を深める場になった。 				
⑨ 課題	・参加者・講師共に高齢化しており、新規参加者の減少等が課題である。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<ul style="list-style-type: none"> ・生け花教室(月2回実施) 場所: 大久保コミュニティセンター 飛騨コミュニティセンター ・識字学級(月2回実施) 場所: 大久保コミュニティセンター 					
	予算額(単位:千円)	504				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の高齢化とともに参加人数が減少傾向にあり、また事業が設置された当時と社会状況が変化してきたので、今後事業の見直しについても検討する必要があるかもしれない。 					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	広報「かしはら」命の輝きシリーズ					
② 担当課名	人権・地域教育課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	市民に対して、人権意識の啓発をはかる					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権	11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<p>・身近なテーマから、人権問題に関する理解と認識を深めるために広報「かしはら」に2回掲載した。 11月号 知っていますか?『オリンピックの初メダル』 3月号 知っていますか?『夜間中学』</p>					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	<p>・「命の輝きシリーズ」は広報「かしはら」に人権を身近に感じていただける内容を意識して作成している。1回読んでいただいても意識に何かが変わるものではないが、継続することが大切であると考えられる。 ・近年関心が高まってきている性の多様性や身近な命をテーマに発信することができた。</p>				
⑨ 課題	<p>・市民の方にとって関心の高いテーマを具体的に人権の視点を、読む人の心に何か1つでもとどまるような内容で記事を作成できるよう、各種研修を重ね制作側の人権意識をさらに高めていく必要がある。</p>					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<p>・年間2回程度の広報「かしはら」に掲載することにより、一人でも多く共感し人権意識を高めていただけるような記事の作成をめざす。 ※関連する事業として、広報「かしはら」の記事・教職員向け人権資料「かけはし」・市職員向けにインフォメーションで掲載している「人権コラム」をホームページに掲載している。</p>					
	予算額(単位:千円)	0				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	<p>・年間2～3回の掲載を目安に今後も継続していく。 ・積極的な研修を通じて、作り手の人権感覚の向上などをめざす。</p>					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	啓発冊子の購入と配布					
② 担当課名	人権・地域教育課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	啓発冊子を使って、人権意識の向上を図る					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権	11. 人権全般	
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	・関係団体が作成する冊子(奈良県人権教育研究会作成の人権作文集第65集と奈良県人権教育推進協議会作成の真実を求めて第39集)を購入し、教育・啓発資料として配布した。					
	予算額(単位:千円)	87		決算額(単位:千円)	87	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	・人権教育・啓発資料として工夫された資料で、資料として活用できた。 ・県内の子どもたちの書いた人権作文から精選されたものを毎年1冊にまとめており1つひとつの作文に力がある。毎年子どもたちが作成する人権作文の参考になるのはもちろん、子どもたちへの教材として活用方法もあり、子どもたちの人権教育の積み重ねの一助となっている。				
⑨ 課題	・予算の都合上、購入冊子数に限りがあり、広く配布することが心がけているが、広まりは限定的な可能性は否定できない。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	・関係団体作成の冊子を購入し、教育・啓発資料として配布する。 ・各校区人権協の活動が再開し始めているので、資料の紹介や資料を活用した学びの場を提供する。					
	予算額(単位:千円)	87				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	・各種啓発の冊子について、学校教育及び社会教育の場面で適宜活用を進めていく。また、各種啓発冊子をより深く活用するための指導的立場の方の研修会についても計画的継続的に実施を進める。					

橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	家庭教育講演会					
② 担当課名	生涯学習課					
③ 対象	園児及び児童生徒の保護者					
④ 目標	家庭教育力の向上を図る					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	3	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害			10. さまざまな人権	11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	演題: 笑い飯哲夫のがんばらない教育 日時: 令和7年1月24日(金) 場所: かしはら万葉ホール レセプションホール 10時30分～11時45分 講師: 笑い飯哲夫さん 参加者: 265名					
		330	決算額(単位:千円)		193	
⑧ 成果	A	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	定員をかなり超える申し込みがあり、定員を超えて受講者を受け入れした。受講者の満足度も高く、時間が足りないという意見もあった。				
⑨ 課題	著名人を招いたため、申し込みは多かったが、すぐに家庭教育方に反映されるわけではない。引き続き、市民の方に興味を持ってもらえるようなテーマと講師の選定が必要である。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	子育てに悩む保護者の参加を促したいので、子育て中であるPTA役員の意見を参考に講師を検討している。また、小さい子どもを連れての参加は負担が大きいため託児の要望があり、託児を依頼する。					
		予算額(単位:千円)	330			
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
		家庭教育力の向上をめざす学びの機会及び場を維持し提供に努める。また、橿原市PTA連合会と意見交流を行い、日程や内容及び形態等の見直しを図る。PTAの情報発信力を活用することで、より多くの子育てに不安や悩みをもつ保護者を必要な学びの場につなげる役割を果たせるよう、連携を深めていく。				

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	人権をテーマにした資料展示					
② 担当課名	生涯学習課 図書館					
③ 対象	来館者					
④ 目標	人権について市民が主体的に学べるよう、情報や資料の提供に努める					
⑤ 資料編との対応	ページ					
⑥ 分野	11	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権		11. 人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	檜原市立図書館1階の展示スペースにて、人権をテーマとした資料展示をおこない、来館した市民に資料や情報提供をおこなった。 ○男女共同参画図書コーナー「男女共同参画社会をめざして」の設置(日程:令和6年6月1日～30日) ○人権に関する図書コーナー「暮らしの中の人権」の設置(日程:令和6年7月2日～31日) ○自殺対策に関する図書コーナー「まもろうよこころ」の設置(日程:令和6年9月1日～18日) ○認知症に関する図書コーナー「認知症を理解しよう」の設置(日程:令和6年9月1日～29日) ○自殺対策に関する図書コーナー「こころのケア」の設置(日程:令和7年3月1日～30日)					
	予算額(単位:千円)	1		決算額(単位:千円)	1	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	「男女共同参画週間(6月)」「差別をなくす強調月間(7月)」「認知症月間(9月)」「自殺予防週間(9月)」「自殺対策強化月間(3月)」にあわせて、それぞれのテーマに沿った関連書籍を集めて、貸し出しをおこなった。また、展示場所を、来館者の目につきやすい1階カウンター前に設置し、展示リストや啓発ポスター等により、幅広い年代に周知をおこなった。				
⑨ 課題	常に新しい情報や社会問題、話題の人物などの資料が提供できるよう、新刊図書を購入を図り展示リストを更新する。来館者以外にも周知するためにSNSを活用した広報活動に努める。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	継続して事業を実施していく。 ○男女共同参画図書コーナーの設置(6月) ○人権に関する図書コーナーの設置(7月) ○認知症に関する図書コーナーの設置(9月) ○自殺対策に関する図書コーナー「まもろうよこころ」の設置(9月) ○自殺対策に関する図書コーナー「こころのケア」の設置(3月)					
	予算額(単位:千円)	1				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	B	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	常に新しい情報や社会問題、話題の人物などの資料が提供できるよう、新刊図書を購入を図る。また、展示期間中は、来館者に注目してもらえるよう、展示が目立つような工夫をおこなっていく。					

樞原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画

① 事業名	発達障がいに関する市民のための講演会					
② 担当課名	こども発達支援課					
③ 対象	市民等					
④ 目標	発達障がいに関する知識、情報を市民や支援者に対して周知・啓発し、適切な理解を促すことを目的とする					
⑤ 資料幅との対応	ページ					
⑥ 分野	5	1.部落差別問題(同和問題)	2.女性	3.子ども	4.高齢者	5.障がいのある人
		6.外国人	7.HIV感染者・ハンセン病患者等		8.性的マイノリチネ(LGBTQなど)	
		9.インターネット等による人権侵害			10.さまざまな人権	11.人権全般
⑦ 2024(令和6)年度 事業実績	事業の内容					
	<p>○「発達障がいの世界を理解しつつ思春期にそなえる子育てとは」 ～当事者・保護者・支援者からの解説～ 実施日時:令和6年10月29日(火)10:00～12:00 実施場所:子ども総合支援センター 参加人数:50名 上記講演会を、佐藤 理絵氏(社会福祉士、精神保健福祉士等)を招いて開催した。</p>					
	予算額(単位:千円)	75		決算額(単位:千円)	75	
⑧ 成果	A	A.成果は大きい	B.成果はやや大きい	C.成果はやや小さい	D.成果は小さい	
	説明	対面で開催することで、参加者からの積極的な発言や多くの質問が寄せられた。				
⑨ 課題	対面の良さをあらためて実感した一方、都合がつかず参加を断念したといった意見も聞かれた。今後、アーカイブ化することで、より多くの方に講演を受けていただくことができ、発達障がいの理解と支援の更なる啓発に繋げられるのではないかと考えている。					
⑩ 2025(令和7)年度 事業計画	事業の内容					
	<p>○「未来につながる子どもの育ち」 実施日時:令和7年10月30日(木)13:30～15:30 実施場所:子ども総合支援センター 上記講演会を、鳥居深雪氏(神戸大学名誉教授)を招いて開催予定。</p>					
	予算額(単位:千円)	75				
⑪ 2026(令和8)年度 改善内容を 含めた方向性	A	A.拡大	B.見直しの上継続	C.縮小	D.廃止又は休止	
	来年度も講演会を実施し、今年度と同様の方向性を維持していく。また、会場等の関係から参加募集を上回る場合があることや、都合がつかず断念したといった意見も聞かれることから、講師の許諾を得たうえで講演会の様子をアーカイブ化し、より多くの方へ啓発できるよう取り組んでいく。					

檜原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画						
① 事業名	明るい選挙出前講座 ～未来の有権者たちへ～					
② 担当課名	選挙管理委員会事務局					
③ 対象	小学校高学年、中学生、高校生					
④ 目標	当該講座を通して、選挙についての知識を普及させ、主権者としての意識を醸成し、若年層の投票率の向上を図る。					
⑤ 資料欄との対応	ページ					
⑥ 分野	3	1. 部落差別問題(同和問題)	2. 女性	3. 子ども	4. 高齢者	5. 障がいのある人
		6. 外国人	7. HIV感染者・ハンセン病患者等		8. 性的マイノリティ(LGBTQなど)	
		9. インターネット等による人権侵害		10. さまざまな人権	11. 人権全般	
⑦ 2024(令和6)年度事業実績	事業の内容					
	<p>出前講座については、主に檜原市内に設置されている小中学校及び高等学校の児童・生徒を対象に申し込みのあった学校等に出向き実施している。</p> <p>内容については選挙に関する基本的な事柄を講義する座学と実際の投票箱や投票用紙記載台等を使用して行う模擬投票で構成される。</p> <p>令和6年度は、申し込みのあった市内高校に対し、11月に各320名程度の生徒を対象とした座学形式の出前講座を実施した。その他、生徒会役員選挙のため市内高校1校に対し投票箱の貸し出しを実施した。</p>					
	予算額(単位:千円)	0		決算額(単位:千円)	0	
⑧ 成果	B	A. 成果は大きい	B. 成果はやや大きい	C. 成果はやや小さい	D. 成果は小さい	
	説明	選挙に対する生徒たちの関心を高める上である程度効果があったと思われる。特に11月の受講者である高校3年生の中には、10月に実施された国政選挙で初めて投票を経験した者も一定数いたと推測されることから、当事者意識をもって受講していただけたものと思われる。				
⑨ 課題	高齢者に比べ若者の投票率が低い傾向がある中で、若い世代に対し権利を放棄することなく政治に参加するよう動機付けしていくための効果的な講座内容が求められている。また、投票意欲の醸成のためには、根底にある社会への参画意識を長期的な視野で培っていく必要があり、教育および社会全体の課題としてとらえる必要がある。					
⑩ 2025(令和7)年度事業計画	事業の内容					
	5月、6月、8月に市内小学校及び放課後児童クラブに対して出前講座を実施した。また、6月に市内高校へ投票箱と投票記載台の貸し出しを実施した。また、市内中学に投票箱を貸出予定。今後も、要望に応じて内容を工夫しながら実施することを予定している。本年の出前講座の申し込み件数は例年に比べ増加しており、引き続き児童・生徒の選挙への関心を高めることに大きな役割を果たす講座について、広報かしはら等を通じて実施の周知をはかりつつ、効果的に実施していく。					
	予算額(単位:千円)	0				
⑪ 2026(令和8)年度改善内容を含めた方向性	A	A. 拡大	B. 見直しの上継続	C. 縮小	D. 廃止又は休止	
	<p>広報かしはら等を通じて講座実施の周知をはかりつつ、一層効果的な講座となるよう内容面での改善を重ね、有意義な講座を実施できるよう努める。</p> <p>「⑨課題」に関連して、「多様な媒体から情報を得ること」「多角的にものを捉えること」「価値観の異なる各人が、協議して合意形成していくこと」といった民主主義を健全に成り立たせるために大切な諸要素を紹介し、選挙制度だけでなく社会参画全体に通じる学びを得ることも意識する。</p>					

Ⅲ 資料編

1. 重要課題の分野別 資料

女性

内閣府男女共同参画局資料より抜粋

女性議員の比率

		女性議員割合	議員数	女性議員数
衆議院	令和7年(2025年) 10月29日現在	15.5%	465	72
参議院	令和7年(2025年) 11月10日現在	30.1%	246	74
都道府県議会	令和6年(2024年) 12月31日現在	14.6%	2,614	382
市区町村議会	令和6年(2024年) 12月31日現在	18.1%	28,940	5,224

※有権者に占める女性の割合:51.7%(令和7年7月20日執行第27回参議院議員通常選挙結果調より)

生産年齢人口(15~64歳)の就業率

	令和3年(2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
女性	71.3%	72.4%	73.3%	74.1%	75.8%
男性	83.9%	84.2%	84.3%	84.5%	84.6%

※総務省「労働力調査(基本集計)」及び「男女共同参画白書」より作成

ジェンダーギャップ指数 2025年

順位	国名	値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	イギリス	0.838
5	ニュージーランド	0.827
6	スウェーデン	0.817
7	モルドバ共和国	0.813
8	ナミビア	0.811
9	ドイツ	0.803
10	アイルランド	0.801
114	ガンビア	0.674
115	コモロ	0.672
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659
121	トーゴ	0.657
122	ヨルダン	0.655

※世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2025)」より作成

値は男性に対する女性の割合を示し、0が完全不平等、1が完全平等

※日本の分野別順位及び数値:

経済参画(118位 0.613)、教育(66位 0.994)、健康(50位 0.973)、政治参画(125位 0.085)

・昨年の(118位 0.663)に比べ、(ランク変動なし 0.003)上昇した。

子ども

■ 橿原市

各年度末

年度	児童相談件数	そのうち児童虐待件数
令和2年度	525	298
令和3年度	299	170
令和4年度	335	276
令和5年度	235	151
令和6年度	324	189

■ 窓口別の児童虐待相談対応件数

児童虐待の主な相談窓口：児童相談所、市町村相談窓口

各年度末

年度	全国の 児童相談所対応件数の合計	県内児童相談所	県下市町村相談窓口
令和2年度	205,029	1,761	3,130
令和3年度	207,660	1,837	3,045
令和4年度	219,170	1,639	2,856
令和5年度	225,509	1,945	2,980
令和6年度	未発表	未発表	未発表

※県内児童相談所・県下市町村相談窓口の件数には重複があります。

※県内児童相談所とは、奈良県児童相談所(2か所)と奈良市児童相談所(令和4年4月開設)です。

高齢者

高齢者人口の推移

各年10月1日現在

年度	橿原市			奈良県			国		
	総人口 (人)	65歳以上 (人)	%	総人口 (人)	65歳以上 (人)	%	総人口 (千人)	65歳以上 (千人)	%
令和2年	121,483	34,725	28.6%	1,322,970	416,467	31.5%	125,708	36,191	28.8%
令和3年	120,752	34,975	29.0%	1,315,350	422,915	32.2%	125,502	36,214	28.9%
令和4年	120,165	35,037	29.2%	1,305,981	422,948	32.4%	124,947	36,236	29.0%
令和5年	119,384	35,122	29.4%	1,295,681	423,184	32.7%	124,352	36,227	29.1%
令和6年	118,674	35,242	29.7%	1,285,094	423,693	33.0%	123,802	36,243	29.3%

※橿原市、奈良県：住民基本台帳及び外国人登録の合計
(橿原市福祉部・健康部統計より)

※国：総務省統計局推計人口

将来推計人口

	橿原市			奈良県			国		
	総人口 (人)	65歳以上 (人)	%	総人口 (人)	65歳以上 (人)	%	総人口 (千人)	65歳以上 (千人)	%
2025	117,615	35,906	30.5%	1,272,109	426,371	33.5%	123,262	36,529	29.6%
2030	113,278	36,719	32.4%	1,214,525	428,951	35.3%	120,116	36,962	30.8%
2035	108,227	37,562	34.7%	1,150,735	431,875	37.5%	116,639	37,732	32.3%
2040	102,663	38,924	37.9%	1,083,005	440,157	40.6%	112,837	39,285	34.8%
2045	96,923	38,743	40.0%	1,015,290	429,285	42.3%	108,801	39,451	36.3%
2050	91,164	37,574	41.2%	950,365	411,164	43.3%	104,686	38,878	37.1%
2055	—	—	—	—	—	—	100,508	37,779	37.6%
2060	—	—	—	—	—	—	96,148	36,437	37.9%
2070	—	—	—	—	—	—	86,996	33,671	38.7%

※ 橿原市・奈良県：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

※ 国：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」

障がいのある人

身体障がい者数(手帳交付者)の推移

各年度末

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
視 覚	303	295	290	292	279
聴覚・平衡機能	434	433	446	436	446
音声・言語・そしゃく機能	46	44	43	42	38
肢体不自由	2,270	2,218	2,159	2,104	1,967
内 部 機 能	1,405	1,405	1,425	1,429	1,440
合 計	4,458	4,395	4,363	4,303	4,170

療育手帳交付者の推移

各年度末

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A(重 度)	422	422	431	439	439
B(中軽度)	709	749	805	849	889
合 計	1,131	1,171	1,236	1,288	1,328

精神障がい者数(手帳交付者)の推移

各年6月末

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1 級	156	161	173	180	189
2 級	716	762	824	858	924
3 級	329	373	412	461	504
合 計	1,201	1,296	1,409	1,499	1,617

外国人

外国人住民国籍別人員調査表

令和7年(2025年)3月末

国籍別	合計(A)	前年(B)	(A)-(B)	世帯数
アフガニスタン	3	4	-1	1
オーストラリア	8	9	-1	8
ブラジル	24	27	-3	16
ミャンマー	148	97	51	144
ボツワナ	1	0	1	1
カナダ	8	8	0	8
中国	225	222	3	149
台湾	22	20	2	22
フランス	3	4	-1	3
インド	2	3	-1	2
インドネシア	105	80	25	93
アイルランド	1	1	0	1
イタリア	1	3	-2	1
韓国又は朝鮮	265	274	-9	204
ラオス	7	7	0	7
ネパール	250	117	133	212
ニュージーランド	2	2	0	2
ナイジェリア	1	1	0	1
パキスタン	10	7	3	10
ペルー	33	34	-1	16
フィリピン	66	53	13	57
スリランカ	26	18	8	23
スペイン	3	4	-1	3
タイ	53	63	-10	52
モンゴル	8	3	5	7
英国	5	5	0	3
米国	16	17	-1	16
ベトナム	265	262	3	231
ジャマイカ	1	2	-1	1
カンボジア	9	5	4	9
マレーシア	2	1	1	2
ロシア	0	1	-1	0
ギニア	0	1	-1	0
南アフリカ共和国	3	3	0	2
ウズベキスタン	4	1	3	4
ガーナ	1	1	0	1
バングラデシュ	30	0	30	30
ドイツ	0	3	-3	0
シンガポール	1	1	0	1
ウクライナ	1	2	-1	1
ハンガリー	0	1	-1	0
国籍不明者	0	0	0	0
総数	1,613	1,367	221	1,344

外国人世帯数 1,122

外国籍児童総数

令和7年(2025年)3月末

区分	年齢	外国籍児童	児童総数	割合
こども園・幼稚園ほか	0	2	168	1.19%
	1	3	376	0.80%
	2	2	479	0.42%
	3	2	606	0.33%
	4	1	160	0.63%
	5	3	1301	0.23%
小学校	1年	1	876	0.16%
	2年	2	852	0.23%
	3年	3	931	0.32%
	4年	3	879	0.34%
	5年	7	938	0.75%
	6年	4	983	0.41%
中学校	1年	4	853	0.47%
	2年	6	954	0.63%
	3年	3	924	0.32%
合計		49	11280	0.43%

HIV感染者等

HIV感染者数及びAIDS患者数(累計)

各年末(単位:人)

年	分類	国	県
令和元年	HIV感染者数	21,727	121
	AIDS患者数	9,641	81
	計	31,368	202
令和2年	HIV感染者数	22,467	121
	AIDS患者数	9,977	82
	計	32,444	203
令和3年	HIV感染者数	23,206	125
	AIDS患者数	10,297	82
	計	33,503	207
令和4年	HIV感染者数	23,809	130
	AIDS患者数	10,528	87
	計	34,337	217
令和5年	HIV感染者数	24,567	131
	AIDS患者数	10,857	91
	計	35,424	222
令和6年	HIV感染者数	24,733	132
	AIDS患者数	10,949	91
	計	35,682	223

(API-Netエイズ予防情報ネットのHIV感染者及びエイズ患者の都道府県別累積報告状況より抜粋)

※HIV感染者とは、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した人を指し、AIDS患者とは、代表的な23の指標となる疾患が決められており、それらを発症した人を指します。

インターネット等による人権侵害

インターネットを利用した人権侵犯事件

各年度末

	件数
令和2年度	1,693
令和3年度	1,736
令和4年度	1,721
令和5年度	1,824
令和6年度	1,747

※法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件

北朝鮮当局によって拉致された被害者

(単位:人)

日本政府が拉致被害者として 認定している人数	17
------------------------	----

※うち、5名帰国

北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明者数 (令和6年1月現在)	871
上記のうち、家族等の同意を得て奈良県警察のウェブサイトに掲載されている方々の人数	3
上記のうち、橿原市の方1名 弓場 比登美さん 14歳(行方不明当時)	

(政府 拉致問題対策本部資料、警察庁、奈良県警)

さまざまな人権

○残留日本人孤児の身元調査 令和7年10月31日現在(単位:人)

孤児総数	2,818
うち身元判明者	1,284

○中国在留邦人の永住帰国

帰国者の総数	6,731
うち孤児	2,557
うち婦人等	4,174

(厚生労働省統計資料)

ホームレス数

各年1月調査実施(単位:人)

	男性	女性	不明	合計
令和3年調査	3,510	197	117	3,824
令和4年調査	3,187	162	99	3,448
令和5年調査	2,788	167	110	3,065
令和6年調査	2,575	172	73	2,820
令和7年調査	2,346	163	82	2,591

厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」

- ・調査客体—都市公園、河川、道路・駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者
- ・調査方法—市区町村による巡回による目視調査

アイヌの人口

(世帯、人)

区分	市町村数	世帯数	人口		
			総数	男	女
平成11年調査	73	7,755	23,767	11,637	12,130
平成18年調査	72	8,274	23,782	11,680	12,102
平成25年調査	66	6,880	16,786	8,159	8,627
平成29年調査	63	5,571	13,118	6,106	6,285
令和5年調査	60	5,322	11,450	5,592	5,794

(北海道庁「令和5年 北海道アイヌ生活実態調査報告書」)

- ※「地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」について、各市町村が把握することのできた人数
- ※61名が性別不明のため、総数と男女の合計が一致しない(令和5年調査)

2. 各課の主な取組の概要 資料

人事課

職員人権問題研修一覧表

年 度		テーマ	講師	男	女	小計	合計
平成28年度	1回目 7月21日	ワークライフバランス	瀧井 智美 (櫛ICB代表取締役)	201	88	289	539
	2回目 1月12日			180	70	250	
平成29年度	1回目 7月21日	精神障がいってなに？ ～その豊かな世界と 共に生きる～	桑原 由香 (地域活動支援センター びあぼ～と所長)	149	157	306	503
	2回目 1月11日			120	77	197	
平成30年度	1回目 7月12日	「部落差別解消推進法」 と教育・啓発課題 ー「部落史観」の転換と 学習課題ー	寺澤 亮一 (一般財団法人 奈良人権 部落解放研究所理事長)	156	89	245	506
	2回目 1月16日			159	102	261	
令和元年度	1回目 7月18日	「僕の宝は足と友 ～東京パラリンピック 2020に向けて～」	嵯峨根 望 (シッティングバレーボール 男子日本代表 ・和泉市職員)	173	145	318	539
	2回目 1月17日			140	81	221	
令和2年度	1月8日～22日	「ハラスメント防止研修」 (動画研修)	吉海江 久美 (FPM-a)	415	413	828	828
令和3年度	8月4日～18日	「手話言語条例とは ～ろう者・手話言語への理解 を深めよう～」 (動画研修)	小林 由季 (奈良県立ろう学校)	399	500	899	899
令和4年度	7月21日～8月4日	「ハラスメント防止研修」 (動画研修)	伊槻 紀子 氏 (講話し方教育センター)	392	590	982	982
令和5年度	7月19日～8月4日	「性的マイノリティと人権～ 性 の多様性が尊重されるまちづ くりのために～」 (動画研修)	中田 ひとみ 氏 (性と生を考える会)	359	578	937	937
令和6年度	7月1日～7月31日	「あなたの意識は大丈夫？公 的広報のジェンダー表現～」 (動画研修)	風間 良美 氏 (参画ネットなら)	369	567	949	949

人権政策課

相談件数

○人権政策課

年度	件数(延件数)
令和2年度	9件
令和3年度	15件
令和4年度	19件
令和5年度	27件
令和6年度	32件

○人権擁護委員

年度	件数(延件数)
令和2年度	3件
令和3年度	7件
令和4年度	3件
令和5年度	12件
令和6年度	1件

○犯罪被害者支援相談

年度	件数(延件数)
令和2年度	18件
令和3年度	8件
令和4年度	9件
令和5年度	9件
令和6年度	11件

○「女性による女性のための」面接相談

年度	指定相談日	指定相談日以外
令和2年度	34件	12件
令和3年度	54件	6件
令和4年度	91件	9件
令和5年度	101件	6件
令和6年度	93件	2件

○女性相談員による電話相談

年度	指定相談日	指定相談日以外
令和2年度	54件	54件
令和3年度	74件	21件
令和4年度	53件	8件
令和5年度	37件	19件
令和6年度	36件	22件

「人権を考えるつどい」

年度	テーマ	講師	参加者数
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和3年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和4年度	「元気な心で、元気な毎日」～ワークとライフのハーモニー～	鎌田 敏 (こころ元気研究所所長)	135
令和5年度	「自分らしく生きる」	悠以 (シンガーソングライター)	180
令和6年度	「一隅を照らす」～自分の持ち場で一生懸命に～	露の岡姫 (落語家・俳優)	175

「人権を確かめあう日」記念集会

年度	テーマ	講師	参加者数
令和2年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和3年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和4年度	すべての人が尊重される社会を目指して	深澤 吉隆 (奈良県立同和問題関係史料センター所長)	47
令和5年度	もっとあたたかい人の世を～水平社創立の思想を世界へ～ (統一地方選挙のため、令和6年1月20日に代替開催)	駒井 忠之 (奈良人権文化財団水平社博物館 館長)	20
令和6年度	「障がいのある若者から学ぶ！豊かに生きる」	NPO法人 ならチャレンジド 理事長 赤川 義之 NPO法人 ならチャレンジド ひまわり 辻本 圭吾	25

人権政策課

男女共同参画推進事業

女性の就業支援	年度	講座数	参加人数(人)
	令和2年度	4	42
	令和3年度	16	124
	令和4年度	2	24
	令和5年度	5	69
	令和6年度	5	57

身体と心の健康保持講座	年度	講座数	参加人数(人)
	令和2年度	3	23
	令和3年度	1	15
	令和4年度	3	26
	令和5年度	4	31
	令和6年度	3	24

DV講座	年度	講座数	参加人数(人)
	令和2年度	4	397
	令和3年度	5	756
	令和4年度	2	723
	令和5年度	4	1571
	令和6年度	4	1191

推進団体との	年度	講座数	参加人数(人)
	令和2年度	2	68
	令和3年度	1	10
	令和4年度	3	39
	令和5年度	3	33
	令和6年度	2	954

エンパワメントの支援	年度	講座数	参加人数(人)
	令和2年度	4	33
	令和3年度	3	36
	令和4年度	1	5
	令和5年度	2	15
	令和6年度	2	24

「男女共同参画講演会」

年度	内容	講師	参加者数
令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	-	-
令和3年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	-	-
令和4年度	「元気な心で、元気な毎日」 ～ワークとライフのハーモニー～	鎌田 敏 (こころ元気研究所所長)	135
令和5年度	LGBTQ・性の多様性トーク&コンサート 「自分らしく生きる」	悠以 (シンガーソングライター)	180
令和6年度	落語&講演会 「一隅を照らす」～自分の持ち場で一生懸命に～	露の団結 (落語家・僧侶)	175

「男女共同参画職員研修」

年度	テーマ	講師	参加者数(女性)	参加者数(男性)	参加者数(合計)
令和2年度	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	-	-	-	-
令和3年度	一人ひとりが自分を活かし、 貢献し合える組織を目指して ～女性活躍を入り口に～(動画研修)	丸本智佳子 (OPEN THE DOOR)	226	241	473
令和4年度	タイムマネジメント講座	吉田真知子 (人材活生・チームコンサルタント ソーシャルスキル・プログラム合同会社 代表)	-	-	666
令和5年度	心に響くリーダーのスピーチ力 ～人を惹きつける話の極意～	言の葉OFFICE かのん 代表 川邊 眺美 (神戸女学院大学非常勤講師、フリーアウンター)	13	31	45
令和6年度	あなたの意識は大丈夫？ ～公的広報のジェンダー表現	参画ネットなら 風味 良美さん (横浜市男女共同参画推進団体)	567	369	949

大久保コミュニティセンター

おおくぼまちづくり館 年度別利用状況

利用者数(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4月	0	19	18	30	32
5月	5	0	20	46	22
6月	12	73	93	63	73
7月	22	19	57	7	50
8月	9	22	23	36	141
9月	66	10	7	66	75
10月	174	187	189	135	154
11月	65	123	262	100	174
12月	217	198	258	214	291
1月	16	14	31	25	88
2月	123	9	170	118	239
3月	84	24	94	43	80
合計	793	698	1,222	883	1,422

人権・地域教育課

令和6年度 樺原市校(地)区人権教育推進協議会 総会

校(地)区名	総会実施日	参加人数	研修内容
鴨公校区	6月22日	40名	演題:福田村事件について 講師:榎田義美さん(大和高田市人推協事務局長)
晩成校区	6月27日	33名	演題:校区の歴史について 講師:竹本純子さん(晩成小学校校長)
真菅校区	6月13日	47名	演題:身近なことから考えよう 講師:山林信仁さん(人権・地域教育課指導主事)
新沢地区	5月25日	45名	演題:「豊かな人間関係づくりを目指して」 講師:黒松敏行さん(新沢小学校校長)
真菅北校区	6月13日	47名	演題:身近なことから考えよう 講師:山林信仁さん(人権・地域教育課指導主事)
耳成西校区	6月27日	23名	演題:多様な視点で子どもを成長を見守るために ～子どもの見方を広げよう～ 講師:山林信仁さん(人権・地域教育課指導主事)
白樫校区	7月6日	50名	啓発DVD視聴

人権・地域教育課

令和6年度 榑原市校(地)区人権教育推進協議会 地区別懇談会・フィールドワーク

校(地)区名	懇談会実施日	参加人数	研修内容
欽傍南小校区	11月30日	14名	演題:「私たちの身の回りにある不思議の謎をといてみましょう」 講師:山本信彦さん(おおくぼまちづくり館保存会理事)
欽傍北校区	11月16日	15名	演題:「自分らしく生きる」とは? ～性の多様性から考える自分らしさ～ 講師:田崎智咲斗さん(性と生を考える会)
管外	2月6日	13名	管外研修 三光丸 クスリ資料館
鴨公校区	1月18日	30名	演題:「見方をかえてみませんか」 ～身近なことから人権を考える～ 講師:松本修二さん(榑原市人推協事務局長)
晩成校区	7月16日	28名	演題:「人にやさしい、ぬくもりが通い合うまちづくり」 講師:石井輝男さん 平田元さん (NPO八木まちづくりネットワーク)
晩成校区	7月17日	32名	演題:「人にやさしい、ぬくもりが通い合うまちづくり」 講師:石井輝男さん 平田元さん (NPO八木まちづくりネットワーク)
耳成校区	11月17日	150名	演題:「私たちの身の回りによる風習や習慣の謎をといてみましょう」 講師:山本信彦さん(おおくぼまちづくり館保存会理事)
今井校区	12月3日	40名	演題:「身の回りによる風習や習慣の謎をといてみましょう」 講師:山本信彦さん(おおくぼまちづくり館保存会理事)
真菅校区	10月24日	13名	演題:「私たちの身の回りによる風習や習慣の謎をといてみましょう」 講師:山本信彦さん(おおくぼまちづくり館保存会理事)
金橋校区	12月17日	40名	演題:「マイクロアグレッション(無自覚の差別)について考える」 講師:松本修二さん(榑原市人推協事務局長)
香久山校区	11月29日	65名	演題:「世界遺産登録と天香具山」 講師:迫田哲也さん(大和三山天香具山神社宮司)
新沢地区	12月6日	50名	演題:「身近な風習や慣習から見えてくるもの」 講師:友金雅弘さん(学校教育課相談員)
耳成南校区	11月16日	40名	演題:「こども食堂のいま～こどもたちを取り巻く環境をより豊かに～」 講師:榑原市こども政策課職員
真菅北校区	11月23日	100名	演題:「困った子は困っている子」 ～奈良少年刑務所絵本と詩の教室～ 講師:寮美千子さん(社会性涵養プログラム講師)
欽傍東校区	8月29日	25名	演題:「“歌の力”」蟻の日、鳥の日、魚の日 講師:新井敦子さん(NPO法人音楽の森理事長)
耳成西校区	9月26日	24名	演題:「私が出会った子どもたちのこと」 講師:佐野彰さん(元奈良県公立学校教員)
白樺校区	2月8日	40名	演題:「Well-beingな学校づくり」 講師:西村拓司さん(白樺中学校校長)

福祉総務課

65歳以上ひとり暮らし老人数

各年度末

年度	在宅ひとり暮らし老人【市】	在宅ひとり暮らし老人【国】
令和2年度	4,873人	調査中止
令和3年度	4,977人	7,427(千人)
令和4年度	5,009人	8,730(千人)
令和5年度	4,867人	8,553(千人)
令和6年度	4,317人	9,031(千人)

※国は厚生労働省「国民生活基礎調査」独居老人調査(平成28年度は熊本県を除いた人数)

長寿介護課

高齢者虐待相談件数

※令和6年度より包括支援センター北エリア・南エリアの合算

年 度	実件数	延相談件数
令和2年度	20件	20件
令和3年度	24件	24件
令和4年度	28件	31件
令和5年度	36件	36件
令和6年度	31件	34件

認知症地域支援推進員相談件数

※令和6年度より包括支援センター北エリア・南エリアの合算

年 度	実相談件数	延相談件数
令和2年度	98件	799件
令和3年度	107件	784件
令和4年度	121件	894件
令和5年度	116件	1,000件
令和6年度	130件	1,554件

こども家庭課

檜原市における養護相談の理由別対応件数 (令和6年度末)

■虐待相談の相談種別・経路

	都道府県			市町村			児童福祉施設・指定医療機関			こども園	警察等	保健所・医療機関		学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関			保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							
身体的虐待	5	0	1	4	7	1	2	2	0	0	0	0	0	1	18	1	0	0	7	12	0	1	62
性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
心理的虐待	7	2	0	1	5	3	4	0	0	1	1	0	0	0	16	2	0	0	8	4	1	2	57
ネグレクト	4	0	3	12	12	2	5	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	4	3	0	3	68
計	16	2	4	17	24	6	11	2	0	1	1	0	0	1	55	3	0	0	19	19	2	6	189

■虐待相談の主な虐待者と家庭状態

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
相談件数	55	4	123	1	6	189

■被虐待者の年齢・相談種別

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	10	0	16	19	45
3～学齢前児童	20	0	14	14	48
小学生	21	1	22	25	69
中学生	9	1	5	8	23
高校生・その他	2	0	0	2	4
計	62	2	57	68	189

■虐待相談の相談種別

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
令和元年度末	80	2	190	93	365
令和2年度末	86	9	118	85	298
令和3年度末	63	5	63	39	170
令和4年度末	69	3	117	87	276
令和5年度末	48	2	55	46	151
令和6年度末	62	2	57	68	189

こども家庭課

橿原市相談種類別処理

(令和6年度末)

		処理件数(年度中)								未処理件数 (年度末現在)
		面接指導			児童相談所送致	知的障害者福祉司・ 社会福祉主事指導	係る都道府県知事への通知 助産または母子保護の実施に	その他	計	
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						
		1	2	3	4	5	6	7		
差 護 相 談	児童虐待相談 (01)	10	133	9	1	0	1	35	189	0
	その他の相談 (02)	9	7	2	0	0	0	13	31	0
保健相談 (03)		1	1	0	0	0	0	0	2	0
障 害 相 談	肢体不自由相談 (04)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談 (05)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等相談 (06)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談 (07)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害相談 (08)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	発達障害相談 (09)	3	4	0	0	0	0	0	0	7
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談 (10)	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	触法行為等相談 (11)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
育 成 相 談	性格行動相談 (12)	5	4	1	0	0	0	1	11	0
	不登校相談 (13)	3	3	0	0	0	0	2	8	0
	適性相談 (14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談 (15)	10	16	0	0	0	0	3	29	0
その他の相談 (16)		22	10	1	0	0	0	13	46	0
計 (17)		63	178	13	1	0	1	68	324	0
再 掲	いじめ相談 (18)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童買春等被害相談 (19)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

学校教育課

いじめ・不登校・暴力行為の推移(国・県・市の比較)

	校種	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年	備考
暴力行為	小学校(市)	0.6	1.1	0.3	0.7	5.5	1.2	5.9	児童生徒1,000人 当たりの件数 (単位:件)
	小学校(県)	1.9	1.9	2.7	5.5	5.8	3.4	未確定	
	小学校(国)	5.7	6.8	6.5	7.7	9.9	11.5	未確定	
	中学校(市)	5.2	5.1	1.7	4.8	1.1	6.8	1.1	
	中学校(県)	6.0	5.3	4.4	5.1	6.9	5.7	未確定	
	中学校(国)	8.9	8.8	6.6	7.5	9.2	10.4	未確定	
いじめ	小学校(市)	18.7	48.3	50.9	44.8	54.6	59.6	55.4	1校当たりの 認知数 (単位:件)
	小学校(県)	29.2	31.4	32.2	37.3	37.1	36.2	未確定	
	小学校(国)	21.3	24.4	21.4	25.7	28.5	30.7	未確定	
	中学校(市)	6.3	7.8	6.7	6.3	5.3	5.3	9.7	
	中学校(県)	9.1	10.7	8.1	9.9	10.4	8.7	未確定	
	中学校(国)	9.4	10.3	7.8	9.5	10.9	12.0	未確定	
不登校	小学校(市)	0.87	0.89	0.97	1.6	1.74	2.2	2.5	全児童生徒数 に係る割合 (単位:%)
	小学校(県)	0.61	0.95	1.1	1.5	1.76	2.1	未確定	
	小学校(国)	0.70	0.83	1.00	1.30	1.70	2.2	未確定	
	中学校(市)	4.1	4.7	4.7	5.3	5.5	7.1	6.2	
	中学校(県)	3.3	4.05	4.4	5.5	6.21	6.9	未確定	
	中学校(国)	3.65	3.91	4.09	5.00	5.98	6.8	未確定	

いじめ・不登校・暴力行為の推移

	校種	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年	備考
暴力行為	小学校	4	7	2	4	32	7	32	単位:件数
	中学校	16	15	5	14	3	19	3	
	計	20	22	7	18	35	26	35	
いじめ	小学校	299	772	815	717	873	954	831	単位:件数
	中学校	38	47	40	38	32	32	58	
	計	337	819	855	755	905	986	889	
不登校	小学校	54	54	59	95	101	128	135	単位:件数
	中学校	127	138	140	153	156	198	168	
	計	181	192	199	248	257	326	303	

3. 関連法令・方針等

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日
法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もつて人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を

策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事務の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度移行に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

2 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえて、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年6月26日
号外法律第65号

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もつて全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体

(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十号及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうちこの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)

ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)
ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。
七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。
(国及び地方公共団体の責務)
第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨の通り、障害を

理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。
(国民の責務)
第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。
(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)
第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。
(以下省略)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成 28 年 6 月 3 日

号外法律第 68 号

(目的)
第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。
(基本理念)
第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。
(国及び地方公共団体の責務)
第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。
2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。
第二章 基本的施策
(相談体制の整備)
第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相

談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。
(教育の充実等)
第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。
(啓発活動等)
第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。
附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(不当な差別的言動に係る取組についての検討)
2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 12 月 16 日

号外法律第 109 号

(目的)
第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念の通り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこ

れを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の

充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5年6月23日

号外法律第68号

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進

に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認

めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

る。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律

令和7年4月1日

号外法律第25号

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害等があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項を定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者の義務について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第五条第三項において同じ。)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。)をいう。

二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。第五条第二項において同じ。)をいう。

三 特定電気通信役務 特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務(電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。第五条第二項において同じ。)をいう。

四 特定電気通信役務提供者 特定電気通信役務を提供する者をいう。

五 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を入力した者をいう。

六 侵害情報 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利

を侵害されたとする者が当該権利を侵害したとする情報をいう。

七 侵害情報等 侵害情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由をいう。

八 侵害情報送信防止措置 侵害情報の送信を防止する措置をいう。

九 送信防止措置 侵害情報送信防止措置その他の特定電気通信による情報の送信を防止する措置(当該情報の送信を防止するとともに、当該情報の発信者に対する特定電気通信役務の提供を停止する措置(第二十六条第二項第二号において「役務提供停止措置」という。)を含む。)をいう。

十 発信者情報 氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。

十一 開示関係役務提供者 第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者及び同条第二項に規定する関連電気通信役務提供者をいう。

十二 発信者情報開示命令 第八条の規定による命令をいう。

十三 発信者情報開示命令事件 発信者情報開示命令の申立てに係る事件をいう。

十四 大規模特定電気通信役務提供者 第二十条第一項の規定により指定された特定電気通信役務提供者をいう。

第二章 損害賠償責任の制限

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されるときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この項において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたときと認めるときは、賠償の責めに任じない。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報等を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該申出に係る侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

(公職の候補者等に係る特例)

第四条 前条第二項の場合のほか、特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報(選挙運動の期間中に頒布された文書図画に係る情報に限る。以下この条において同じ。)の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 特定電気通信による情報であって、選挙運動のために使用し、又は当選を得させないための活動に使用する文書図画(以下この条において「特定文書図画」という。)に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等(公職の候補者又は候補者届出政党(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは衆議院名簿届出政党等(同法第八十六条の二第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)若しくは参議院名簿届出政党等(同法第八十六条の三第一項の規定による届出をした政党その他の政治団体をいう。)をいう。次号において同じ。)から、当該名誉を侵害したと認める情報(以下この条において「名誉侵害情報」という。)、名誉が侵害された旨、名誉が侵害されたとする理由及び当該名誉侵害情報が特定文書図画に係るものである旨(以下この条において「名誉侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報の送信を防止する措置(以下この条において「名誉侵害情報送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該名誉侵害情報の発信者に対し当該名誉侵害情報等を示して当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該名誉侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

二 特定電気通信による情報であって、特定文書図画に係るものの流通によって自己の名誉を侵害されたとする公職の候補者等から、名誉侵害情報等及び名誉侵害情報の発信者の電子メールアドレス等(公職選挙法第百四十二条の三第三項に規定する電子メールアドレス等をいう。以下この号において同じ。)が同項又は同法第百四

十二条の五第一項の規定に違反して表示されていない旨を示して当該特定電気通信役務提供者に対し名誉侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合であって、当該情報の発信者の電子メールアドレス等が当該情報に係る特定電気通信の受信をする者が使用する通信端末機器(入出力装置を含む。)の映像面に正しく表示されていないとき。

第三章 発信者情報の開示請求等

(発信者情報の開示請求)

第五条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報(発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。)以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するときは、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたと認められるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

三 次のイからハまでのいずれかに該当するときは。

イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。

ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき。

(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

(2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報

ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報(特定発信者情報を除く。)によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

2 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者(当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。)に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたと認められるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

3 前二項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号(特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。)その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。

(開示関係役務提供者の義務等)

第六条 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定に

よる開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、当該開示の請求に応じるかどうかについて当該発信者の意見（当該開示の請求に応じるべきでない旨の意見である場合には、その理由を含む。）を聴かなければならない。

2 開示関係役務提供者は、発信者情報開示命令を受けたときは、前項の規定による意見の聴取（当該発信者情報開示命令に係るものに限る。）において前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じるべきでない旨の意見を述べた当該発信者情報開示命令に係る侵害情報の発信者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、当該発信者に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 開示関係役務提供者は、第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による命令を受けた他の開示関係役務提供者から当該命令による発信者情報の提供を受けたときは、当該発信者情報を、その保有する発信者情報（当該提供に係る侵害情報に係るものに限る。）を特定する目的以外に使用してはならない。

4 開示関係役務提供者は、前条第一項又は第二項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

（発信者情報の開示を受けた者の義務）

第七条 第五条第一項又は第二項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者情報に係る発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

第四章 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続

（発信者情報開示命令）

第八条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第五条第一項又は第二項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。（日本の裁判所の管轄権）

第九条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 人を相手方とする場合において、次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 相手方の住所又は居所が日本国内にあるとき。

ロ 相手方の住所及び居所が日本国内にない場合又はその住所及び居所が知れない場合において、当該相手方が申立て前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）。

ハ 大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とするとき。

二 法人その他の社団又は財団を相手方とする場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき。

イ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき。

ロ 相手方の主たる事務所又は営業所が日本国内にない場合において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するとき。

(1) 当該相手方の事務所又は営業所が日本国内にある場合において、申立てが当該事務所又は営業所における業務に関するものであるとき。

(2) 当該相手方の事務所若しくは営業所が日本国内にない場合又はその事務所若しくは営業所の所在地が知れない場合において、代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、日本において事業を行う者（日本において取引を継続してする外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。）を含む。）を相手方とする場合において、申立てが当該相手方の日本における業

務に関するものであるとき。

2 前項の規定にかかわらず、当事者は、合意により、いずれの国の裁判所に発信者情報開示命令の申立てをすることができるかについて定めることができる。

3 前項の合意は、書面で行わなければならない。

4 第二項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

5 外国の裁判所にのみ発信者情報開示命令の申立てをすることができる旨の第二項の合意は、その裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、これを援用することができない。

6 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについて前各項の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所にのみ申立てをすることができる旨の第二項の合意に基づき申立てがされた場合を除く。）においても、事案の性質、手続の進行による相手方の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、当該申立ての全部又は一部を却下することができる。

7 日本の裁判所の管轄権は、発信者情報開示命令の申立てがあった時を標準として定める。

（管轄）

第十条 発信者情報開示命令の申立ては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 人を相手方とする場合 相手方の住所の所在地（相手方の住所が日本国内にないとき又はその住所が知れないときはその居所の所在地とし、その居所が日本国内にないとき又はその居所が知れないときはその最後の住所の所在地とする。）

二 大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人を相手方とする場合において、この項（前号に係る部分に限る。）の規定により管轄が定まらないとき 最高裁判所規則で定める地

三 法人その他の社団又は財団を相手方とする場合 次のイ又はロに掲げる事務所又は営業所の所在地（当該事務所又は営業所が日本国内にないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所の所在地とする。）

イ 相手方の主たる事務所又は営業所

ロ 申立てが相手方の事務所又は営業所（イに掲げるものを除く。）

における業務に関するものであるときは、当該事務所又は営業所
2 前条の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとなる発信者情報開示命令の申立てについて、前項の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、当該申立ては、最高裁判所規則で定める地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

3 発信者情報開示命令の申立てについて、前二項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、当該申立てをすることができる。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。） 大阪地方裁判所

4 前三項の規定にかかわらず、発信者情報開示命令の申立ては、当事者が合意で定める地方裁判所の管轄に属する。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

5 前各項の規定にかかわらず、特許権、実用新案権、回路配置利

用権又はプログラムの著作物についての著作権者の権利を侵害されたとする者による当該権利の侵害についての発信者情報開示命令の申立てについて、当該各項の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有することとなる場合には、当該申立ては、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 大阪地方裁判所

6 前項第二号に定める裁判所がした発信者情報開示命令事件（同項に規定する権利の侵害に係るものに限る。）についての決定に対する即時抗告は、東京高等裁判所の管轄に専属する。

7 前各項の規定にかかわらず、第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令により同号イに規定する他の開示関係業務提供者の氏名等情報の提供を受けた者の申立てに係る第一号に掲げる事件は、当該提供を受けた者の申立てに係る第二号に掲げる事件が係属するときは、当該事件が係属する裁判所の管轄に専属する。

一 当該他の開示関係業務提供者を相手方とする当該提供に係る侵害情報についての発信者情報開示命令事件

二 当該提供に係る侵害情報についての他の発信者情報開示命令事件

（発信者情報開示命令の申立書の写しの送付等）

第十一条 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てがあった場合には、当該申立てが不合法であるとき又は当該申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当該発信者情報開示命令の申立書の写しを相手方に送付しなければならない。

2 非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十三条第四項から第六項までの規定は、発信者情報開示命令の申立書の写しを送付することができない場合（当該申立書の写しの送付に必要な費用を予納しない場合を含む。）について準用する。

3 裁判所は、発信者情報開示命令の申立てについての決定をする場合には、当事者の陳述を聴かなければならない。ただし、不合法又は理由がないことが明らかであるとして当該申立てを却下する決定をするときは、この限りでない。

（発信者情報開示命令事件の記録の閲覧等）

第十二条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、発信者情報開示命令事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は発信者情報開示命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、発信者情報開示命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）については、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 前二項の規定による発信者情報開示命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

（発信者情報開示命令の申立ての取下げ）

第十三条 発信者情報開示命令の申立ては、当該申立てについての決定が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、当該申立ての取下げは、次に掲げる決定がされた後においては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

一 当該申立てについての決定

二 当該申立てに係る発信者情報開示命令事件を本案とする第十五条第一項の規定による命令

2 発信者情報開示命令の申立ての取下げがあった場合において、前項ただし書の規定により当該申立ての取下げについて相手方の同意を要するときは、裁判所は、相手方に対し、当該申立ての取下げ

があったことを通知しなければならない。ただし、当該申立ての取下げが発信者情報開示命令事件の手続の期日において口頭でされた場合において、相手方がその期日に出頭したときは、この限りでない。

3 前項本文の規定による通知を受けた日から二週間以内に相手方が異議を述べないときは、当該通知に係る申立ての取下げに同意したものとみなす。同項ただし書の規定による場合において、当該申立ての取下げがあった日から二週間以内に相手方が異議を述べないときも、同様とする。

（発信者情報開示命令の申立てについての決定に対する異議の訴え）

第十四条 発信者情報開示命令の申立てについての決定（当該申立てを不合法として却下する決定を除く。）に不服がある当事者は、当該決定の告知を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項に規定する訴えは、同項に規定する決定をした裁判所の管轄に専属する。

3 第一項に規定する訴えについての判決においては、当該訴えを不合法として却下するときを除き、同項に規定する決定を認可し、変更し、又は取り消す。

4 第一項に規定する決定を認可し、又は変更した判決で発信者情報の開示を命ずるものは、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

5 第一項に規定する訴えが、同項に規定する期間内に提起されなかったとき、又は却下されたときは、当該訴えに係る同項に規定する決定は、確定判決と同一の効力を有する。

6 裁判所が第一項に規定する決定をした場合における非訟事件手続法第五十九条第一項の規定の適用については、同項第二号中「即時抗告をする」とあるのは、「異議の訴えを提起する」とする。

（提供命令）

第十五条 本案の発信者情報開示命令事件が係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者（以下この項において「申立人」という。）の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係業務提供者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 当該申立人に対し、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該イ又はロに定める事項（イに掲げる場合に該当すると認めるときは、イに定める事項）を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）により提供すること。

イ 当該開示関係業務提供者がその保有する発信者情報（当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。以下この項において同じ。）により当該侵害情報に係る他の開示関係業務提供者（当該侵害情報の発信者であると認めるものを除く。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下この項及び第三項において「他の開示関係業務提供者の氏名等情報」という。）の特定をすることができる場合 当該他の開示関係業務提供者の氏名等情報

ロ 当該開示関係業務提供者が当該侵害情報に係る他の開示関係業務提供者を特定するために用いることができる発信者情報として総務省令で定めるものを保有していない場合又は当該開示関係業務提供者がその保有する当該発信者情報によりイに規定する特定をすることができない場合 その旨

二 この項の規定による命令（以下この条において「提供命令」といい、前号に係る部分に限る。）により他の開示関係業務提供者の氏名等情報の提供を受けた当該申立人から、当該他の開示関係業務提供者を相手方として当該侵害情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたとき

は、当該他の開示関係役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報を書面又は電磁的方法により提供すること。

2 前項(各号列記以外の部分に限る。)に規定する発信者情報開示命令の申立ての相手方が第五条第一項に規定する特定電気通信役務提供者であつて、かつ、当該申立てをした者が当該申立てにおいて特定発信者情報を含む発信者情報の開示を請求している場合における前項の規定の適用については、同項第一号イの規定中「に係るもの」とあるのは、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められる場合に係る第五条第一項に規定する特定発信者情報

当該特定発信者情報の開示の請求について第五条第一項第三号に該当すると認められない場合に係る第五条第一項に規定する特定発信者情報以外の発信者情報

3 次の各号のいずれかに該当するときは、提供命令(提供命令により二以上の他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該他の開示関係役務提供者のうちの一部の者について第一項第二号に規定する通知をしなすことにより第二号に該当することとなるときは、当該一部の者に係る部分に限る。)は、その効力を失う。

一 当該提供命令の本案である発信者情報開示命令事件(当該発信者情報開示命令事件についての前条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟)が終了したとき。

二 当該提供命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた者が、当該提供を受けた日から二月以内に、当該提供命令を受けた開示関係役務提供者に対し、第一項第二号に規定する通知をしなかつたとき。

4 提供命令の申立ては、当該提供命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。

5 提供命令を受けた開示関係役務提供者は、当該提供命令に対し、即時抗告をすることができる。

(消去禁止命令)

第十六条 本案の発信者情報開示命令事件に係属する裁判所は、発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため必要があると認めるときは、当該発信者情報開示命令の申立てをした者の申立てにより、決定で、当該発信者情報開示命令の申立ての相手方である開示関係役務提供者に対し、当該発信者情報開示命令事件(当該発信者情報開示命令事件についての第十四条第一項に規定する決定に対して同項に規定する訴えが提起されたときは、その訴訟)が終了するまでの間、当該開示関係役務提供者が保有する発信者情報(当該発信者情報開示命令の申立てに係るものに限る。)を消去してはならない旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令(以下この条において「消去禁止命令」という。)の申立ては、当該消去禁止命令があつた後であつても、その全部又は一部を取り下げることができる。

3 消去禁止命令を受けた開示関係役務提供者は、当該消去禁止命令に対し、即時抗告をすることができる。

(当事者に対する住所、氏名等の秘匿)

第十七条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人(非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第三百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。)」と、同法第三百三十三条の二第二項中「訴訟記録等(訴訟記録又は第三百三十二条の四第一

項の処分申立てに係る事件の記録」とあるのは「発信者情報開示命令事件(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二条第十三号に規定する発信者情報開示命令事件」と、「)中」とあるのは「)の記録中」と、同法第三百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。(非訟事件手続法の適用除外)

第十八条 発信者情報開示命令事件に関する裁判手続については、非訟事件手続法第二十二條第一項ただし書、第二十七條、第四十條及び第四十二條の二の規定は、適用しない。

(最高裁判所規則)

第十九条 この法律に定めるもののほか、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 大規模特定電気通信役務提供者の義務

(大規模特定電気通信役務提供者の指定)

第二十条 総務大臣は、次の各号のいずれにも該当する特定電気通信役務であつて、その利用に係る特定電気通信による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性が特に高いと認められるもの(以下「大規模特定電気通信役務」という。)を提供する特定電気通信役務提供者を、大規模特定電気通信役務提供者として指定することができる。

一 当該特定電気通信役務が次のいずれかに該当すること。

イ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者(日本国外にあると推定される者を除く。ロにおいて同じ。)及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均(以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間発信者数」という。)が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。

ロ 当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者の延べ数の総務省令で定める期間における平均(以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間延べ発信者数」という。)が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。

二 当該特定電気通信役務の一般的な性質に照らして侵害情報送信防止措置(侵害情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われるものに限る。以下同じ。)を講ずることが技術的に可能であること。

三 当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの以外のものであること。

2 総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者について前項の規定による指定の理由がなくなつたと認めるときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、特定電気通信役務提供者に対し、その提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数を報告させることができる。

4 総務大臣は、前項の規定による報告の徴収によっては特定電気通信役務提供者の提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を把握することが困難であると認めるときは、当該平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を総務省令で定める合理的な方法により推計して、第一項の規定による指定及び第二項の規定による指定の解除を行うことができる。

(大規模特定電気通信役務提供者による届出)

第二十一条 大規模特定電気通信役務提供者は、前条第一項の規定による指定を受けた日から三月以内に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 外国の法人若しくは団体又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

三 前二号に掲げる事項のほか、総務省令で定める事項

2 大規模特定電気通信役務提供者は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表)

第二十二条 大規模特定電気通信役務提供者(前条第一項の規定による届出をした者に限る。以下同じ。)は、総務省令で定めるところにより、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者(次条において「被侵害者」という。)が侵害情報等を示して当該大規模特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出を行うための方法を定め、これを公表しなければならない。

2 前項の方法は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法による申出を行うことができるものであること。

二 申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと。

三 当該大規模特定電気通信役務提供者が申出を受けた日時が当該申出を行った者(第二十五条において「申出者」という。)に明らかとなるものであること。

(侵害情報に係る調査の実施)

第二十三条 大規模特定電気通信役務提供者は、被侵害者から前条第一項の方法に従って侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があったときは、当該申出に係る侵害情報の流通によって当該被侵害者の権利が不当に侵害されているかどうかについて、遅滞なく必要な調査を行わなければならない。

(侵害情報調査専門員)

第二十四条 大規模特定電気通信役務提供者は、前条の調査のうち専門的な知識経験を必要とするものを適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者のうちから、侵害情報調査専門員(以下この条及び次条第二項第二号において「専門員」という。)を選任しなければならない。

2 大規模特定電気通信役務提供者の専門員の数は、当該大規模特定電気通信役務提供者の提供する大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に応じて総務省令で定める数(当該大規模特定電気通信役務提供者が複数の大規模特定電気通信役務を提供している場合にあっては、それぞれの大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に応じて総務省令で定める数を合算した数)以上でなければならない。

3 大規模特定電気通信役務提供者は、専門員を選任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更したときも、同様とする。

(申出者に対する通知)

第二十五条 大規模特定電気通信役務提供者は、第二十三条の申出があったときは、同条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断し、当該申出を受けた日から十四日以内の総務省令で定める期間内に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知しなければならない。ただし、

申出者から過去に同一の内容の申出が行われていたときその他の通知しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

一 当該申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じたとき その旨

二 当該申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じなかったとき

その旨及びその理由

2 前項本文の規定にかかわらず、大規模特定電気通信役務提供者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断した後、遅滞なく、同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知すれば足りる。この場合においては、同項の総務省令で定める期間内に、次の各号のいずれに該当するか(第三号に該当する場合にあっては、その旨及びやむを得ない理由の内容)を申出者に通知しなければならない。

一 第二十三条の調査のため侵害情報の発信者の意見を聴くこととしたとき。

二 第二十三条の調査を専門員に行わせることとしたとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があるとき。

(送信防止措置の実施に関する基準等の公表)

第二十六条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通については、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、自ら定め、公表している基準に従う場合に限り、送信防止措置を講ずることができる。この場合において、当該基準は、当該送信防止措置を講ずる日の総務省令で定める一定の期間前までに公表されていなければならない。

一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じようとする情報の発信者であるとき。

二 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務(努力義務を除く。)がある場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講ずるとき。

三 緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であって、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき。

2 大規模特定電気通信役務提供者は、前項の基準を定めるに当たっては、当該基準の内容が次の各号のいずれにも適合したものであるよう努めなければならない。

一 送信防止措置の対象となる情報の種類が、当該大規模特定電気通信役務提供者が当該情報の流通を知ることとなった原因の別に応じて、できる限り具体的に定められていること。

二 役務提供停止措置を講ずることがある場合においては、役務提供停止措置の実施に関する基準ができる限り具体的に定められていること。

三 発信者その他の関係者が容易に理解することのできる表現を用いて記載されていること。

四 送信防止措置の実施に関する努力義務を定める法令との整合性に配慮されていること。

3 大規模特定電気通信役務提供者は、第一項第三号に該当することを理由に送信防止措置を講じたときは、速やかに、当該送信防止措置を講じた情報の種類が送信防止措置の対象となることが明らかになるよう同項の基準を変更しなければならない。

4 第一項の基準を公表している大規模特定電気通信役務提供者は、おおむね一年に一回、当該基準に従って送信防止措置を講じた情報の事例のうち発信者その他の関係者に参考となるべきものを情報の種類ごとに整理した資料を作成し、公表するよう努めなければならない。

(発信者に対する通知等の措置)

第二十七条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情

報の流通について送信防止措置を講じたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、その旨及びその理由を当該送信防止措置により送信を防止された情報の発信者に通知し、又は当該情報の発信者が容易に知り得る状態に置く措置（第二号及び次条第三号において「通知等の措置」という。）を講じなければならない。この場合において、当該送信防止措置が前条第一項の基準に従って講じられたものであるときは、当該理由において、当該送信防止措置と当該基準との関係を明らかにしなければならない。

一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じた情報の発信者であるとき。

二 過去に同一の発信者に対して同様の情報の送信を同様の理由により防止したことについて通知等の措置を講じていたときその他の通知等の措置を講じないことについて正当な理由があるとき。

（措置の実施状況等の公表）

第二十八条 大規模特定電気通信役務提供者は、毎年一回、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 第二十三条の申出の受付の状況

二 第二十五条の規定による通知の実施状況

三 前条の規定による通知等の措置の実施状況

四 送信防止措置の実施状況（前三号に掲げる事項を除く。）

五 前各号に掲げる事項について自ら行った評価

六 前各号に掲げる事項のほか、大規模特定電気通信役務提供者がこの章の規定に基づき講ずべき措置の実施状況を明らかにするために必要な事項として総務省令で定める事項

（報告の徴収）

第二十九条 総務大臣は、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条又は前条の規定の施行に必要な限度において、大規模特定電気通信役務提供者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

（勧告及び命令）

第三十条 総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者が第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条又は第二十八条の規定に違反していると認めるときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、その違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による勧告を受けた大規模特定電気通信役務提供者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

（送達すべき書類）

第三十一条 第二十条第一項の規定による指定、第二十九条の規定による報告の徴収、前条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令は、総務省令で定める書類を送達して行う。

2 第二十条第一項の規定による指定又は前条第二項の規定による命令に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知は、同条の書類を送達して行う。この場合において、同法第三十一条において読み替えて準用する同法第十五条第三項の規定は適用しない。

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第三十二条 前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条、第一百三條、第一百五條、第一百六條、第一百八條及び第一百九條の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「総務大臣の職員」と、同法第一百八條中「裁判長」とあり、及び同法第一百九條中「裁判所」とあるのは「総務大臣」と読み替えるものとする。

（公示送達）

第三十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第八條の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第八條の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を総務省の掲示場に掲示し、又はその旨を総務省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

（電子情報処理組織の使用）

第三十四条 総務大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第三十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第三十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第九條の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して総務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第六章 罰則

第三十五条 第三十条第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十五条又は前条第一号 一億円以下の罰金刑

二 前条第二号 同条の罰金刑

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなく、第二十条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

奈良県部落差別の解消の推進に関する条例

平成31年3月22日
奈良県条例第40号

(目的)

第一条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成二十八年法律第九号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、及び施策を推進するための基本的な計画の策定等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、全ての人を包摂し、及び人に優しい社会の実現を基本理念として、行わなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村と連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(基本計画)

第四条 知事は、部落差別の解消に関する施策を推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
2 前項に基づく基本計画は、次に掲げる事項について定める。

一 部落差別の解消に関する施策についての基本的な方針

二 部落差別の解消に関し、県が計画的に講ずべき施策

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県人権施策協議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査の実施)

第五条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前条の基本計画策定のため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 県は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないように留意しなければならない。

(相談体制の充実)

第六条 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第七条 県は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(推進体制の充実)

第八条 県は、国及び市町村と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第九条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

橿原市人権擁護に関する条例

平成8年6月21日
条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念に則り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない橿原市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、関係法令等に基づき、市政の重要な課題として必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の同和問題等についての人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

橿原市男女共同参画推進条例

平成18年3月31日
条例第4号

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。そして、男女平等の実現に向けて、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を批准するとともに、男女共同参画社会基本法が制定されるなど、様々な取組が行われています。私たちのまち橿原市には、万葉集にうたわれた名勝大和三山、日本で初めての本格的な都城として造られ、国家の基盤となる大宝律令が編さんされた藤原京など、貴重な歴史的・文化的な遺産が数多くあります。このように歴史豊かな橿原市は、市民一人ひとりが思いやりの心を持ち、性別にとらわれず、すべての人の人権が尊重され、そ

の個性と能力を発揮できる心豊かなまちを目指しています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は、依然として根強く残っています。さらに、少子高齢化、情報化、国際化など社会経済情勢が急速に大きく変化していく中で、性別にかかわらず生き生きと暮らせる社会づくりには、なお、多くの課題があります。

このような状況を踏まえ、男女平等の視点に立ち、男女が、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で対等に参画し、ともに責任を分かち合う社会を実現し、次世代へとつなげていくために、こ

の条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業関係その他の生活環境を害すること、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、配偶者であった者、パートナーその他親密な関係にある者に対する身体的、性的、精神的又は経済的暴力をいう。

(5) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。

(6) 事業者 市内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(7) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担や慣行にとらわれることなく、社会における活動を自由に選択できるよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動において、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の活動において、対等に参画し、両立できること。

(5) 男女が、互いの性及び身体的特徴を理解し、妊娠、出産等、性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(6) 国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自ら率先し、市民、事業者及び教育関係者並びに国及び他の地方公共団体等と連携し、取

り組まなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、自ら積極的に男女共同参画の推進に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、その教育を行う過程において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本となる計画(以下「行動計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民、事業者及び教育関係者の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第18条に規定する権原市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、市の施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(調査研究)

第11条 市は、男女共同参画に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第12条 市は、附属機関等の委員の委嘱又は任命に当たっては、積極的改善措置を講じるよう努めなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第13条 市は、市民、事業者及び教育関係者における男女共同参画の推進についての自主的な活動に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援の実施に努めるものとする。

(家庭生活と他の活動との両立支援)

第14条 市は、男女が共に家庭生活における活動と他の活動とを両立できるよう必要な支援の実施に努めるものとする。

(相談への対応)

第15条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談を受けたときは、関係行政機関と連携し、解決に努めなければならない。

(広報活動及び啓発)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関し、必要な広報活動を行い、その啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、毎年、行動計画に基づいた施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 檀原市男女共同参画審議会

(審議会)

第18条 市長の附属機関として、檀原市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、審議し、答申する。

- (1) 第9条第2項の規定により市長から意見を求められた事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に必要な事項
- 3 審議会は、市長が委嘱する12人以内の委員をもって組織する。
- 4 審議会の委員の構成は、男女いずれか一方の委員の数が、委員

の総数の10分の4未満であってはならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第18条の規定は、公布の日から施行する。

檀原市部落差別の解消の推進に関する条例

令和3年3月31日

条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることに鑑み、全ての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに部落差別は許されないという認識の下に制定された部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)及び奈良県部落差別の解消の推進に関する条例(平成31年奈良県条例第40号)の趣旨を踏まえ、部落差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行っているものをいう。

(基本理念)

第3条 部落差別の解消に関する施策は、全ての人が基本的人権を享有し、かけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消し、全ての人がともに生きる社会を実現することを旨として、行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国、県及び関係機関との適切な役割分担を踏まえて連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(市民等及び事業者の役割)

第5条 市民等及び事業者は、基本的人権を尊重し、部落差別の解消に努めるものとする。

(調査の実施)

第6条 市は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国、県及び関係機関と連携し、必要に応じて、差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 市は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないよう留意しなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 市は、人権施策に関する基本計画を定めるに当たっては、第4条の責務を踏まえてこれを行うものとする。

(相談体制の充実)

第8条 市は、部落差別に関する相談に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第9条 市は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第10条 市は、国、県及び関係機関と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

檀原市人権審議会規則

平成14年9月30日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、檀原市執行機関の附属機関に関する条例(平成24年檀原市条例第23号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、檀原市人権審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審議会が審議する重要事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権に関する問題の解決に向けての施策に関すること。
- (2) 人権に関する基本計画等の策定に関すること。
- (3) 人権擁護及び人権意識の高揚に関すること。
- (4) その他人権施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員は、市議会の議員、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の招集)

第6条 会長は、審議会の会議を招集するときは、会議の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

2 会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

(部会)

第7条 条例第3条第2項の規定により設置される部会を構成する委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、部会を構成する委員の互選により選出し、副部会長は、委員の中から部会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会及び部会の庶務は、市民活動部人権政策課において処理する。

(会長への委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第16号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第13号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第35号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

檀原市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

令和7年1月9日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この要綱は、すべての人の個性が尊重され、多様性を認めよう社会の実現を目指し、性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。)又はジェンダーアイデンティティ(自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。)をはじめとする様々な理由から生きづらさを感じているパートナー同士が、人生を共にし、日常的に協力し合う関係性であることを市長に宣誓するパートナーシップ宣誓の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に継続的に協力し合うことを約した関係をいう。

(2) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 宣誓をしようとする日(以下「宣誓日」という。)において、民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。

(2) 住所について、宣誓日において次のいずれかに該当すること。
ア 双方が檀原市内(以下「市内」という。)に住所を有していること。
イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が3か月以内に市内への転入を予定していること。

ウ 双方が3か月以内に市内への転入を予定していること。

(3) 現に婚姻をしていないこと。

(4) 双方に他の一方の者以外の者とパートナーシップにないこと。

(5) 双方が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと(当該関係が養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係になかった場合を除く。)

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、檀原市パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 檀原市パートナーシップ宣誓に関する確認及び同意書(様式第2号)

(2) 双方の世帯全員の記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書。ただし、3か月以内に市内に転入を予定している者については、その事実が確認できる書類(いずれも宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

(3) 双方の戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書(外国籍の者については、婚姻要件具備証明書)その他現に婚姻をしていないことを証する書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

3 第1項に定める宣誓書は、双方が署名したものでなければならない。ただし、双方又はいずれか一方の署名が困難であると市長が認めるときは、双方の宣誓の意思が確認できた場合に限り、これを代筆させることができる。

(本人確認)

第5条 市長は、この要綱に基づく手続において、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前各号に定めるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたものその他市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 この要綱に基づく手続において、戸籍上の氏名と併せて通称名(氏名以外の呼称であって、社会生活上日常的に通用しているものをいう。)を使用することができる。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときは、通称名を日常的に使用している事実が確認できる書類を提示しなければならない。

(受領証等の交付)

第7条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓書を提出した者(以下「提出者」という。)が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、檀原市パートナーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、提出者が第3条第2号イ又はウに該当する場合は、受領証に代えて檀原市パートナーシップ宣誓書受付票(様式第4号。以下「宣誓書受付票」という。)を交付するものとする。

3 宣誓書受付票の交付を受けた者(以下「受付者」という。)は、宣誓をした日から起算し3か月以内に本市に転入し、宣誓書受付票に記載された期限までに、当該宣誓書受付票及び市内への転入したことを証する書類とともに受領証の交付を市長に申し出なければならない。この場合において、市長は、受付者が市内に転入したことを確認したときは、受付者に対し、宣誓書受付票を返還させ、受領証を交付するものとする。

4 市長は、受付者から前項の規定による申出がなかった場合は、宣誓の要件を欠くものとして取り扱い、宣誓書受付票は、その効力を失うものとする。

5 市長は、第6条の規定により宣誓書に通称名の記載がなされた場合は、受領証又は宣誓書受付票(以下「受領証等」という。)を表

示する氏名に通称を使用できるものとする。

(宣誓内容の変更等)

第8条 前条第1項又は同条第3項の規定により受理証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、宣誓書に記載した内容に変更が生じたときは、榎原市パートナーシップ宣誓書受領証等記載事項変更届(様式第5号、以下「変更届」という。)に受領証等及び変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、変更届の提出を受け、受領証等の記載事項を変更したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、変更後の受領証等を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第9条 宣誓者は、受領証等を紛失、毀損又は汚損した場合は、榎原市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第6号、以下「再交付申請書」という。)を市長に提出し、再交付の申請をすることができる。この場合において、受領証等の毀損又は汚損による再交付にあつては、既に交付した受領証等を再交付申請書に添付しなければならない。

2 市長は、再交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、受領証等を再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、やむを得ない場合を除き、榎原市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第7号)を市長に提出し、受領証等を返還しなければならない。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方又は双方が死亡したとき。
- (3) 第3条に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 受領証等の返還を希望するとき。
- (5) その他市長が返還すべき理由があると認めたとき。

(宣誓の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) パートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 宣誓の内容に虚偽があつたとき。
- (3) その他不正な手段により受領証等の交付を受けたこと又は受領証等を不正に使用したことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により無効とした宣誓(以下「無効宣誓」という。)に係る受領証等の宣誓番号(受領証ごとに付与された番号を

いう。)を公表することができる。

3 市長は、無効宣誓をした者に対し、受領証等の返還を命じることができる。

(自治体間での連携)

第12条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)に加入している自治体(以下「連携自治体」という。)においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている者が、連携自治体から市内へ転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、パートナーシップ宣誓等継続届(様式第8号、以下「継続届」という。)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出することで、受領証等の交付を受けることができる。

(1) 転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証明書

(2) 双方の世帯全員の記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書。ただし、3か月以内に市内に転入を予定している者にあつては、その事実が確認できる書類(いずれも宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

2 市長は、前項の規定による書類の提出があつた場合、遅滞なく転出地である連携自治体に通知するものとする。

3 第4条第3項の規定は、第1項の規定により継続届を提出するものについて準用する。この場合において、第4条第3項中「宣誓書」とあるのは、「継続届」と読み替えるものとする。

(情報の管理)

第13条 宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び、榎原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年榎原市条例第29号)に基づき適切に取り扱う。

(市民及び事業者への周知及び啓発)

第14条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づくパートナーシップ宣誓制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

榎原市人権問題啓発推進本部設置規程

平成14年4月1日
訓令甲第11号

(設置)

第1条 同和問題をはじめとするあらゆる差別を撤廃するため、市職員の人権問題に対する理解を深めるとともに、市民が人権問題を正しく理解、認識するよう啓発活動を推進するため、榎原市人権問題啓発推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、市の各部課と連携を図りつつ、次の各号に掲げる事項を研究、協議する。

- (1) 同和問題等をはじめとする人権問題についての職員の研修に関する事。
- (2) 人権問題を啓発推進する指導者の育成に関する事。
- (3) 人権問題啓発推進計画の企画及び立案に関する事。
- (4) 人権施策に関する基本計画の策定及び実施に関する事。
- (5) 差別事象についての調査及び研究に関する事。
- (6) その他前条の目的達成に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長及び企画戦略部長をもって充てる。

3 本部委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。

別表(第3条関係)

機 関	職 名
市長部局	倫理統制監 総合政策参与 理事

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(企画委員会)

第5条 第2条第3号から第5号に規定する事項を専門的に研究するため、推進本部に企画委員会を置く。

2 企画委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

3 委員長は人権政策課長とし、委員は本部委員の中から本部長が命ずる。

4 企画委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

5 企画委員会は、差別事象に関する調査及び研究を行い、必要と認めるときは、推進本部に報告する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は人権政策課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

(省略)

この規程は、令和7年4月1日から実施する。

別表(第5条関係) 榎原市人権問題啓発推進本部企画委員会

部 局	職 名
企画戦略部	企画政策課長 人権政策課長 飛驒コミュニティセンター所長 大久保コミュニティセンター所長

	企画戦略部副部長(人権政策課担当) 企画政策課長 人権政策課長 飛騨コミュニティセンター所長 大久保コミュニティセンター所長 総務部長 人事課長 市民窓口課長 財務部長 魅力創造部長 地域振興課長 こども部長 こども政策課長 こども家庭課長 こども未来課長 健康スポーツ部長 健康増進課長 スポーツ推進課長 福祉部長 福祉総務課長 障がい福祉課長 長寿介護課長 環境部長 都市デザイン部長 公園緑地景観課長 都市マネジメント部長 建設管理課長 会計管理者	総務部 人事課長 市民窓口課長 魅力創造部 地域振興課長 こども部 こども政策課長 こども未来課長 こども家庭課長 健康スポーツ部 健康増進課長 スポーツ推進課長 福祉部 福祉総務課長 障がい福祉課長 長寿介護課長 都市デザイン部 公園緑地景観課長 都市マネジメント部 建設管理課長 教育委員会事務局 学校教育課長 人権・地域教育課長 図書館長 こども発達支援課長 選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局長
教育委員会事務局	教育委員会事務局長 学校教育課長 人権・地域教育課長 図書館長 こども発達支援課長	
選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	
監査委員事務局	監査委員事務局長	
農業委員会事務局	農業委員会事務局長	
議会事務局	議会事務局長	
上下水道部	上下水道部長	

榑原市人権教育の推進についての基本方針

平成20年2月29日

榑原市教育委員会

人類は、長年にわたるたゆまぬ努力によって、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるという理念を確立し、その実現に向けて取り組んできました。

日本では、人権を「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」として捉え、日本国憲法において基本的人権の享有を保障しています。

榑原市においては、これまで同和教育の真摯な実践が重ねられ、「榑原市人権擁護に関する条例」や「榑原市同和教育の推進についての基本方針」などの理念に基づき、市民の人権擁護、基本的人権尊重の精神の育成に努めてきました。また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて「榑原市人権施策に関する基本計画」を策定し、その具体化を図ってきました。

このような取組によって、市民の人権意識が向上するとともに、義務教育諸学校の教科書無償化をはじめとする教育諸条件の改善や教育内容の創造、人権教育推進体制の整備などの成果が見られました。しかし、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等にかかわる人権問題が依然として存在し、さらに国際化、情報化などの社会の急激な変化の中で新たな人権の課題も起こっています。

すべての人々の人権が真に尊重される自由と平等な社会を実現するためには、市民一人一人が人権問題を自らの課題として真摯に捉え、人権確立に向けて積極的に行動することが求められます。またその実現は、市民の不断の努力によって達成され、教育が担う役割も大きいと言えます。

そこで、同和教育をはじめ様々な取組の成果の上に立って、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成し、高めるための総合的な教育活動としての人権教育を推進することが必要です。

榑原市教育委員会は、国や県の示す人権教育の方向性を踏まえ、「豊かな人権文化に満ちた社会」を実現するため、学校、家庭、地域の連携を大切にしながら、以下の事項を基本として人権教育を推進します。

- 1 世界人権宣言、国際人権規約及び関連する条約、日本国憲法の精神に則り、あらゆる教育の場で積極的に人権教育を進めること。
- 2 教育の機会均等を保障し、すべての子どもの可能性を伸ばすとともに、一人一人が生涯にわたって自分らしく豊かに自己実現を目指すことができる能力を育成すること。
- 3 人権に関する知識理解を深め、自他の人権を尊重する態度をはぐみ、人権の尊重を実現するための技能をみがく指導の充実を図ること。
- 4 様々な人々や文化と出会い、それぞれの違いや多様性を尊重し、相互理解を深める態度をはぐむこと。
- 5 確かな人権感覚を身に付けるために、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる環境づくりを進めること。
- 6 国や県の示す人権教育資料等を活用し、計画的・組織的に取り組むとともに、関係機関・団体と連携協力して人権教育を進めること。

(令和3年3月 一部改訂)

在日外国人(主として韓国・朝鮮人)教育に関する指導指針

1998(平成10)年3月23日

横浜市・横浜市教育委員会

針を学校教育をはじめ社会教育、行政の基本的な方向として示すものである。

基本的認識

私たち横浜市民は、その人種・民族・国籍をこえて、等しく同じ市民として尊重され、それぞれの自己実現と幸福を自由に追求できる市民社会の創造に努めなければならない。

私たち横浜市民は、人権尊重の社会こそ真の国際社会であり、民主社会であると確信し、このような社会の実現を目指して限りない営みを続けなければならない。

(1) 人権尊重の普遍性

「日本国憲法」は、国民主権・平和主義、及び基本的人権をその基本原則としており、特にその第14条に「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定め、人権と基本的自由の享有における平等を宣言している。また、世界人権宣言・国際人権規約をはじめ、その他の国際人権基準も、すべての人々が平等に扱われ、その人権を最も大切なものとして尊重されるべきことが人類普遍の原理であると宣言している。

(2) 在日外国人教育の目的

「教育基本法」では、教育の目的を「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊ぶ」こととし、それを達成するために「實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力」が必要であるとしている。

「世界人権宣言」第26条及び「国際人権規約・社会権規約」第13条が「教育が人格及びその尊厳についての意識の十分な発達を志向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきこと」と宣言し、日本(1979年9月)を含む各国がその内容に同意し締約している。また、ユネスコ総会が「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」(1974年11月)の中で、上記の教育目的を確認すると共に、(a)すべての段階及び形態の教育に国際的側面及び世界的視点をもたせること、(b)すべての民族並びにその文化、文明、価値及び生活様式に対する理解と尊重、及び(c)諸民族及び諸国民の間に世界的な相互依存関係が増大していることの認識を、その指導原則として掲げている。

「子どもの権利条約」の第29条1項Cが「児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること」を教育が達成すべき目的として明示している。

これらの文書が示すように、個人の人格の完成とともに、諸国民・諸民族間の理解及び友好を促進するという教育の目的を達成するため、在日外国人教育の推進に努める。

(3) 横浜市の現状と姿勢

日中15年戦争、朝鮮半島及び台湾に対する日本の植民地支配の過程で、日本への渡航と定住を余儀なくされた韓国・朝鮮人、中国人及び日本に生まれ育ったその子孫が、様々な事情から現在も日本各地に在住しており、横浜市においても、1998年1月現在外国籍者数973人中、韓国・朝鮮籍の市民が524人在住している。また近年、様々な目的で入国し滞在する人や中国からの帰国者等、外国籍市民が増加し、その数も300人を超え、国籍も多様化している。

これまで横浜市においては、あらゆる差別を許さない地域社会の形成を目指した種々の取り組みを進めてきた。とりわけ教育においては、横浜市教育委員会「学校・園教育の指導方針」、「横浜市同和教育の推進についての基本方針」の中で、日本国憲法、教育基本法、及び学校教育法の根本精神や、県教育委員会が示す「同和教育の推進についての基本方針」、「在日外国人(主として韓国・朝鮮人)児童生徒に関する指導指針」に基づき、国際理解を深め、国際協調につとめる態度を育てる教育の推進に取り組んできた。また、一般市民に対しても広報活動や文化活動を通して、人権尊重の徹底に努めてきた。しかしながら、外国籍市民に対する差別と偏見は今なお歴然と存在している。いわれのない差別や偏見と、自己の文化にふれ、継承する環境が整っていないために、外国籍市民の幼児・児童・生徒の民族性の確立を阻害し、基本的人格権である自らの本名(民族名)を名をのることを難しいものにしてきた。また、卒業後も雇用差別により、その能力と希望に即した進路の保障を困難にしている現状もある。

このような現状を払拭し、真の国際社会の実現に向けて取り組むことは、市及び市教育委員会の責務と受け止め、すべての市民がこの現状を認識し、在日外国人教育の深化・充実をはかるために、本指

基本的課題

(1) 韓国・朝鮮人を中心とした外国籍市民が、日本に定住を余儀なくされた歴史的経緯と、基本的人格権である本名(民族名)の使用を困難にする社会的背景を正しく認識し、外国人差別をはじめ、アイヌ民族・琉球民族などの少数民族差別を含むあらゆる差別の実態を正しく理解し、国際社会の努力と日本国内の取り組みに学びながら差別撤廃に向けた教育の推進に努めるものとする。

(2) 外国籍市民が、自己の言語・文化及び歴史を学び、正しい民族的自覚と主体性を確立し、将来に向けて民族としての自己実現が図れるように努めるものとする。

(3) 外国籍市民の文化や歴史について正しく認識し、すべての市民が、自己と他者の民族的文化的差異を認め、相互の信頼と友好に基づき、多文化共生社会の創造と、豊かな心を持った国際人の育成に努めるものとする。

推進について

(1) 行政・教育行政

① 外国人教育の研究および実践のために必要な支援に努めるものとする。

② 外国人教育の推進に向けて、必要な資料・情報の収集に努めるものとする。

③ 外国人教育の推進に向けて、職員の研修や、指導者の育成に努めるものとする。

④ 外国籍市民の人権を尊重する啓発活動に努めるものとする。

(2) 保育所・幼稚園・学校教育

① すべての幼児・園児・児童・生徒に、相互の生活や文化を正しく理解させ、違いを認め合い、人権を守り尊重し、日常生活の中で民族的偏見や差別をなくす国際的感覚と連帯感を育てるものとする。

② 外国籍市民がおかれている社会的状況を正しく理解させる教育を行うものとする。

③ 外国籍市民に対する差別と偏見をなくす教育の推進のために、子どもたちが相互に理解を深めあえる集団づくりに努めるものとする。

④ 外国籍の子どもたちが本名(民族名)を名をのることの意義と必要性について理解し、本名(民族名)を主体的に名をのれる環境づくりに努めるものとする。

⑤ 外国籍児童・生徒が、自らの力で将来の進路を切り開いていけるよう進路保障に努めるものとする。

⑥ 外国籍市民・日本人双方の子どもたちが自己の文化と他者の文化にふれる活動の充実に努めるものとする。

⑦ 各校・園・所の実態にあった指導計画を作成し、全教職員の共通理解のもと、主体的な取組を行うよう努めるものとする。

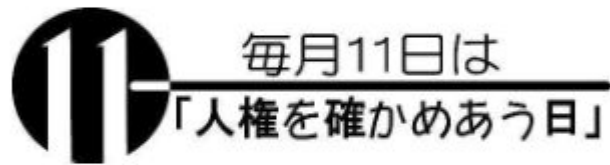
⑧ 最新の情報や教育実践を交流し、正しい教育観の確立と指導力の向上に努めるものとする。

(3) 市民の責務

① すべての市民は、韓国・朝鮮人を中心とした在日外国人が日本に定住するようになった歴史を正しく認識し、相互の信頼と友好に基づく新しい歴史の創造に努めるものとする。

② すべての市民は、外国籍市民が本名を名をのり、呼び合える社会の実現に努めるものとする。

③ すべての市民は、多文化共生社会の創造と、豊かな心を持った国際人となるよう努めるものとする。



毎月11日は

「人権を確かめあう日」